

静岡市津波防災地域づくり推進計画

～安心・安全な暮らしと、活気・賑わいが両立するまちづくり～



平成29年3月



静岡市

はじめに

東日本大震災の際には、想像をはるかに上回る巨大地震が発生し、津波がまちを飲み込み、多くの方の命が奪われました。静岡県ではこのことを教訓にこれまでの地震被害想定の見直しを行い、第4次地震被害想定を発表しました。本市は約64kmの海岸線を有しており、同想定から南海トラフ巨大地震が発生した場合には、約12,600人の命が津波によって奪われることが想定されています。この津波の脅威により、沿岸部から人々が離れ元来の賑わいが失われてしまう可能性もあります。



本市はこの状況を受けて、津波防災地域づくり推進計画を策定することにいたしました。推進計画においては、第4次地震被害想定をもとに本市の各地域が津波防災において抱えている課題を明らかにした上で、「安心・安全な暮らしと、活気・賑わいが両立するまちづくり」を基本方針にしました。基本方針に沿って、市民の皆さま自身が行う「自助」、地域で助け合う「共助」、行政が行う「公助」の3つの連携を図り、ハード施策だけでなくハード・ソフト施策を両輪とする「多重防御」の考えで、地震・津波対策を強く推進していきます。市民の皆さまのご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり静岡市津波防災地域づくり推進協議会にて、活発なご議論を頂きました委員の皆さまをはじめ、本計画へ多くのご意見、ご提案を頂いた市民の皆さまに厚く御礼を申し上げます。

平成29年3月
静岡市長

田辺 信宏

静岡県津波防災地域づくり推進計画

目 次

第1章	推進計画の目的と位置づけ	1
1.1.	推進計画策定の背景と目的	1
1.1.1.	推進計画策定の背景	1
1.1.2.	推進計画の目的	3
1.2.	計画の位置づけ	4
1.3.	推進計画区域	5
第2章	沿岸部の現況とこれまでの取組	6
2.1.	土地形状・気候	6
2.2.	市の歴史	7
2.3.	人口・産業	11
2.3.1.	人口の推移	11
2.3.2.	産業	12
2.4.	土地利用・交通	13
2.4.1.	土地利用	13
2.4.2.	交通	14
2.5.	地震・津波被害想定	15
2.5.1.	静岡県第4次地震被害想定	15
2.6.	上位・関連計画	19
2.6.1.	第3次静岡市総合計画（平成27年3月）	19
2.6.2.	静岡市都市計画マスタープラン（平成28年3月）	21
2.6.3.	駿河湾沿岸海岸保全基本計画（平成27年12月）	25
2.6.4.	清水港海岸 江尻・日の出地区津波防護施設整備計画（平成27年12月）	27
2.6.5.	静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013	29
2.7.	これまで静岡市が実施してきた地震・津波防災施策	32
2.7.1.	新たな津波被害想定への対策	33
2.7.2.	災害対応力の強化	34
第3章	津波防災地域づくりの課題	35
3.1.	津波の浸水深と想定される被害	35
3.2.	津波防災地域づくり上の課題	36
3.3.	地域別の課題	39

第4章	津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針	42
4.1.	津波防災地域づくり推進の基本的な方針	42
4.1.1.	本市の基本方針	42
4.1.2.	静岡市型の「静岡方式」による津波防災地域づくりの推進	43
4.1.3.	取組方針	44
4.2.	地域別方針	46
4.2.1.	用宗・広野	46
4.2.2.	大浜海岸	47
4.2.3.	久能・駒越海岸	48
4.2.4.	三保半島・折戸湾沿岸	49
4.2.5.	江尻～日の出・不二見	50
4.2.6.	袖師・興津（臨海工業地域）	51
4.2.7.	袖師・興津（住宅地）	52
4.2.8.	由比・蒲原	53
第5章	土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方	54
5.1.	土地利用	54
5.1.1.	土地利用に関する事業を重点的に推進する地域	54
5.1.2.	土地利用の基本的な考え方	55
5.2.	警戒避難体制の整備	56
5.2.1.	津波避難施設の確保	57
5.2.2.	避難路の確保と市街地の改善	59
5.2.3.	津波避難誘導施設の整備	59
5.2.4.	情報の伝達	60
5.2.5.	津波避難計画及びハザードマップの見直し	60
5.2.6.	防災訓練の実施	61
5.2.7.	防災意識の啓発及び自助・共助の促進	61
第6章	津波防災地域づくりの推進のための事業・事務	62
6.1.	事業・事務の整理	62
6.2.	事業・事務のまとめ	81
6.3.	事業位置図	85
第7章	推進計画実現に向けた今後の進め方	86
7.1.	今後さらに検討が必要な事項	86
7.1.1.	自助・共助の促進	86
7.1.2.	関連計画との整合	86
7.1.3.	津波避難計画の修正	87
7.2.	計画の見直しと更新	87
参考資料		88
	静岡市津波防災地域づくり推進協議会設置要綱	89
	静岡市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿	91
	検討体制と経緯	92
	静岡市津波防災地域づくり推進計画 地域別概要	93

第1章 推進計画の目的と位置づけ

本章では、本計画の策定の背景と目的、計画の位置づけ、推進計画区域について示します。

1.1. 推進計画策定の背景と目的

1.1.1. 推進計画策定の背景

本市は、温暖な気候に恵まれ、北は南アルプスから南は駿河湾に至る豊かな自然環境を有し、今川氏や大御所時代の徳川家康公の城下町として、独自の文化や産業を育み、日本の中核都市として発展を続けてきました。沿岸部においては、JR 清水駅を中心とする都市拠点や、「三保松原」を代表とする観光交流文化拠点、国際貿易港・漁港・工業地帯などの産業拠点があり、静岡市の活気と賑わいをつくり出す大きな魅力と言えます。一方で、静岡県が公表した第4次地震被害想定では、沿岸地域の津波浸水、建物倒壊や火災延焼などによる被害が想定されています。

そこで本市では、これまでの地震・津波対策を見直し、想定された被害をできる限り軽減するための行動計画となる「静岡市地震・津波対策アクションプログラム」を取りまとめました。この「静岡市地震・津波対策アクションプログラム」を総合的かつ着実に推進し、特に沿岸部における市民のみなさんの安心・安全な暮らしと地域の活気・賑わいを守っていくために、「静岡市津波防災地域づくり推進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

~コラム~

津波防災地域づくり推進計画とは？

東日本大震災の教訓を踏まえ、発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しても、津波防災及び減災の考え方のもと、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるために、平成 23 年 12 月に「津波防災地域づくりに関する法律」が成立しました。

津波防災地域づくり推進計画とは、本法第 10 条に基づいて、市町村が津波浸水想定を踏まえ、地域の実情に応じて作成する計画です。市町村は、推進計画の作成や、推進計画に基づく対策の実施を通じて、大規模な津波災害に対する防災・減災対策を効率的に図りながら、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを実現することができます。推進計画の主な記載事項は以下のとおりとされています。

◆推進計画の主な記載事項（法第 10 条）

1. 推進計画の区域
2. 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
3. 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
4. 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務

1.1.2. 推進計画の目的

本計画では、地域の実情を踏まえ、行政だけではなく様々な主体が行うハード・ソフト施策を総合的に組み合わせて、津波防災地域づくりの姿を定めていきます。そして、描いた津波防災地域づくりの実現に向けて、地震・津波対策を推進することにより、平常時の賑わいを保ちながら、最大クラスの津波が発生した場合でも、市民の人命・財産・経済活動を守る、津波に強いまちづくりを行うことが本計画の目的です。

推進計画の目的

- 市民の人命・財産・経済活動を守る
- 平常時の賑わいを保つ

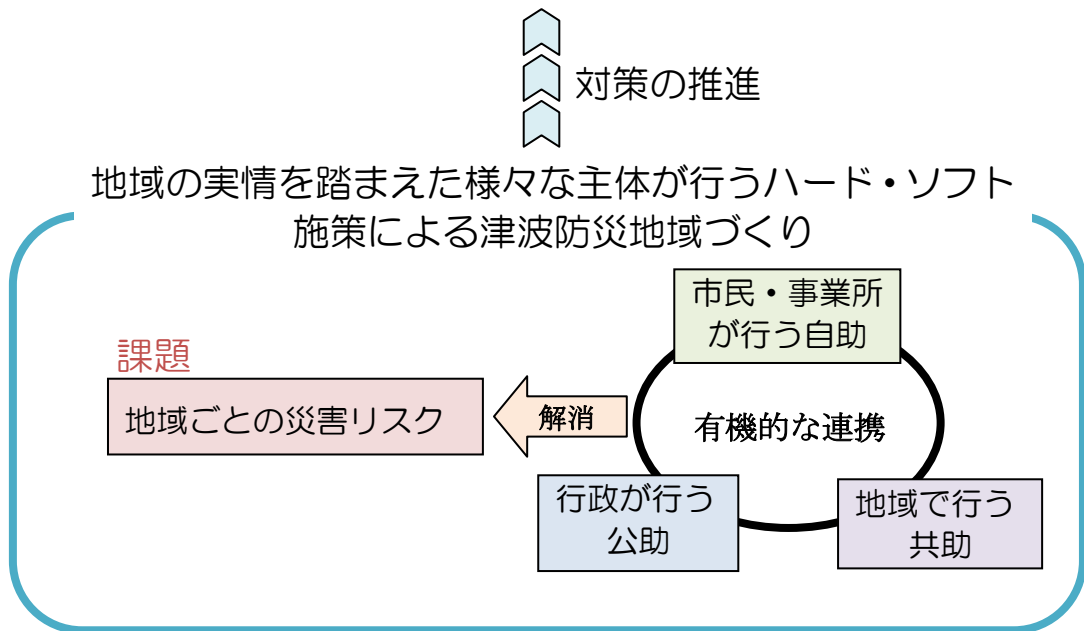


図 1-1 本計画の目的達成イメージ

1.2. 計画の位置づけ

本計画は、「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（平成 24 年国土交通省告示第 51 号）」を踏まえ、「静岡県第 4 次地震被害想定」、「静岡市地域防災計画※¹」とその実施計画である「静岡市地震・津波対策アクションプログラム※²」、「静岡市津波避難計画※³」、及び土地利用の将来像を示す「静岡市都市計画マスタープラン」との整合を図りました。上位計画である「静岡市地域防災計画」、「静岡市都市計画マスタープラン」は「静岡市総合計画」を踏まえて修正・改訂されているため、本計画も「第 3 次静岡市総合計画」との整合が図られています。

また、「静岡市都市計画マスタープラン」に掲げる、将来都市構造である集約連携型都市構造の実現に向けた「静岡市立地適正化計画」や、都市防災の実現に向けた「静岡市防災都市づくり計画」とも連携を図っていきます。

その他、「国・県所管の海岸保全施設等整備計画」については、同計画の記載内容を本計画へ反映しながら、国・県に対して本市における海岸保全施設の整備等に意見を提出します。

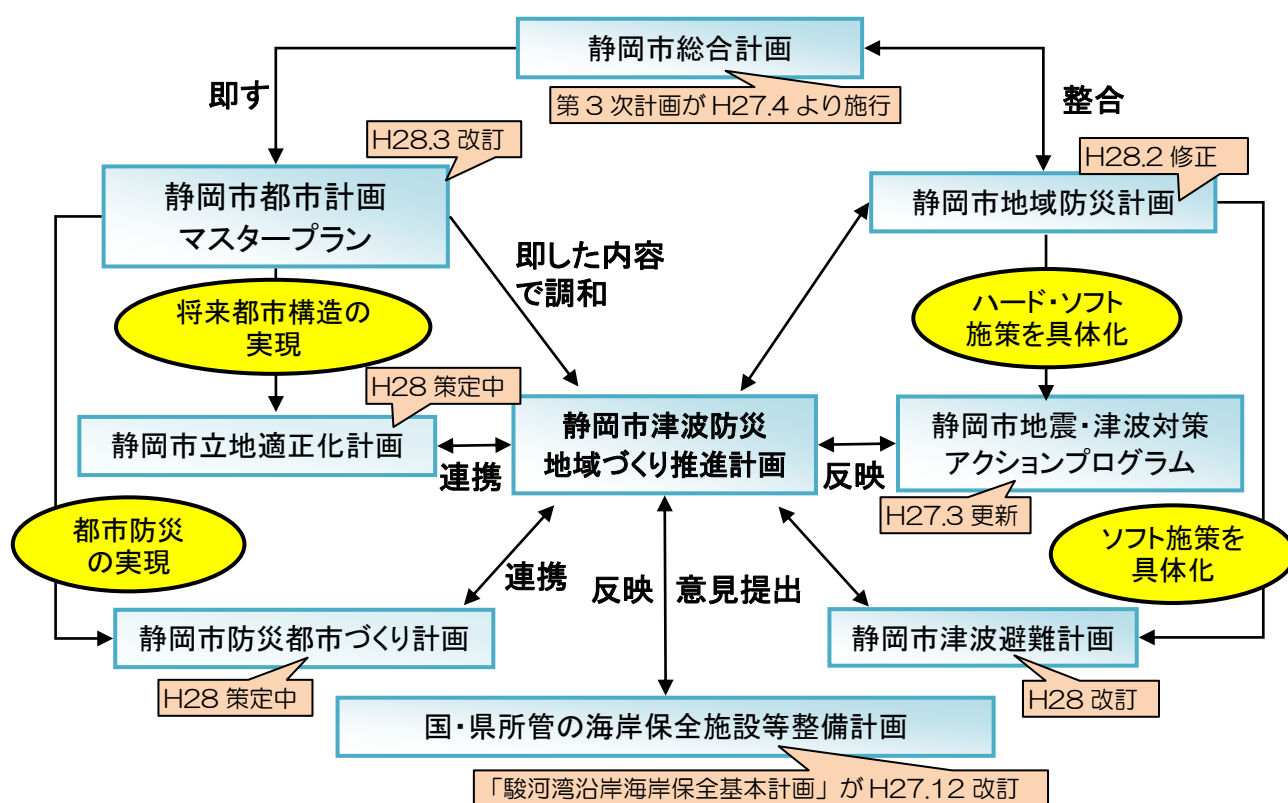
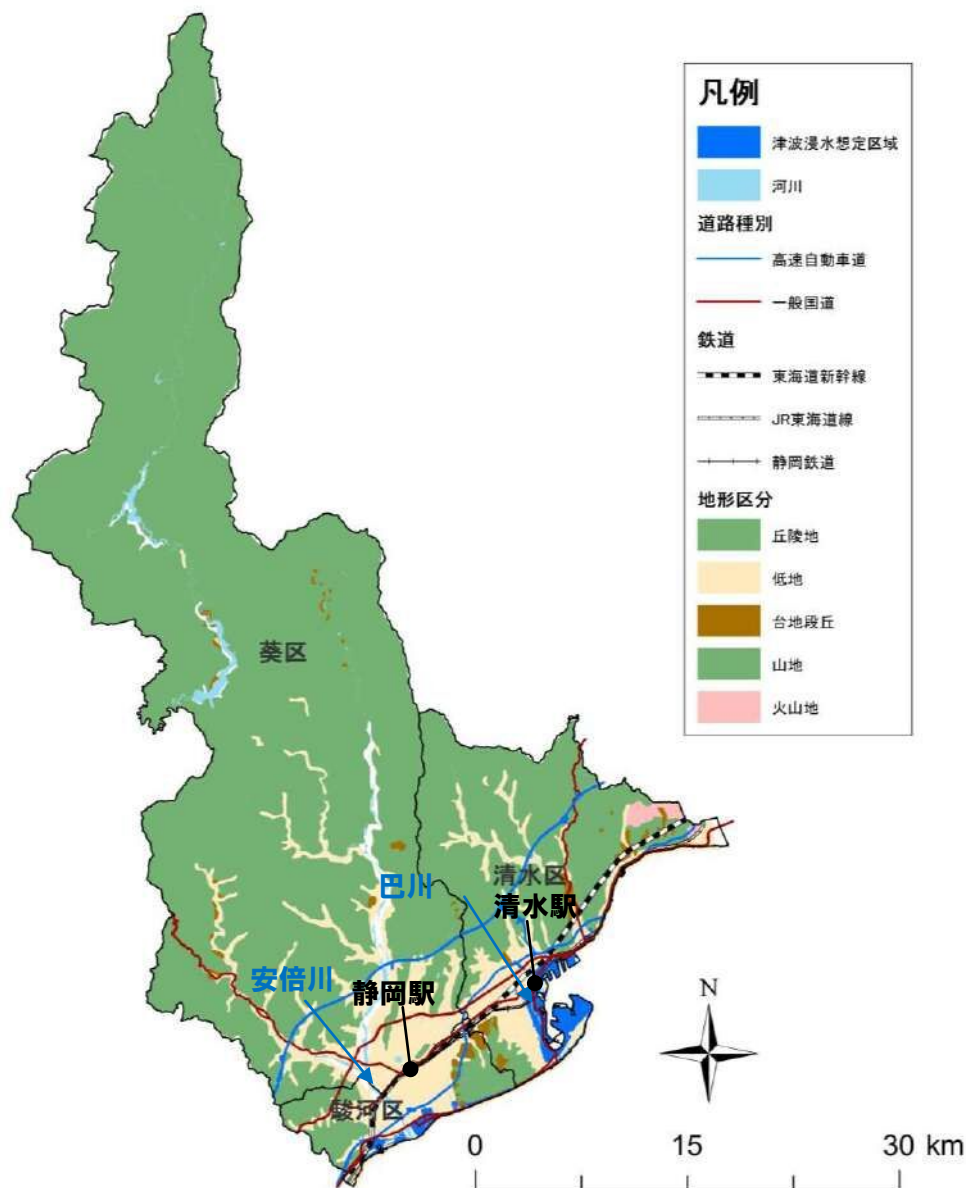


図 1-2 本計画と関連計画との位置づけ

- ※ 1 静岡市地域防災計画：災害対策基本法に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画
- ※ 2 静岡市地震・津波対策アクションプログラム：「静岡市地域防災計画」の実施計画として位置づけ、減災を達成するためのアクション及びその具体的な取組や達成予定時期等を定めた計画
- ※ 3 静岡市津波避難計画：総務省消防庁の策定指針に基づき、避難対象地域、緊急避難場所や避難路の指定、津波警報・注意報等の情報収集・伝達等について定めた計画

1.3. 推進計画区域

沿岸部の地震・津波被害を減らすためには、浸水想定区域に住んでいる人だけでなく、浸水想定区域外から通勤・通学している人などに対しても、広く普及・啓発する必要があります。また、津波対策施設や津波からの避難環境の整備だけでなく、浸水想定区域外における幹線道路網を利用した被災地への救援活動や物資輸送、医療施設における災害医療活動などの施策についても考慮する必要があります。これらのことから「静岡市全域」を推進計画区域とします。

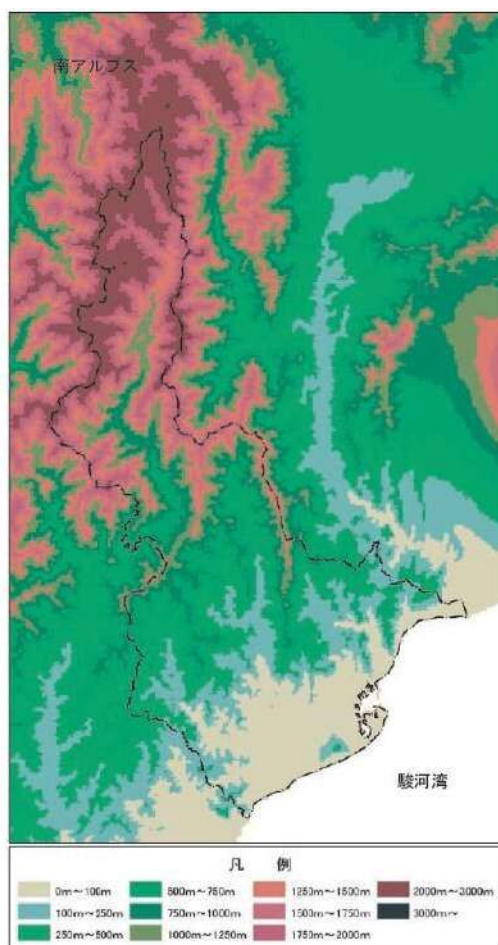


第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組

本章では、本市沿岸部の現況と上位計画、静岡市都市計画マスタープランなどに示された市のまちづくりの将来像、本市がこれまで取り組んできた地震・津波対策について示し、本市の津波防災地域づくりの前提となる現況について整理します。

2.1. 土地形状・気候

本市は、静岡県ほぼ中央に位置し、南に駿河湾、北に南アルプスの山岳地帯を擁し、長野県及び山梨県に接しています。豊かな自然環境に恵まれており、市街地周辺にも、有度山などの自然環境を有しています。市域は、標高 3,000m級の山々を抱える南アルプスの南端部から駿河湾の沿岸部まで広がり、面積は約 1,412 km²あります。気候は温暖で年平均気温は 16.5℃、年平均降水量は 2,324.9 mmとなっており、降水量は春の終わりから秋にかけて多くなります。降雪量は全国的にみてもかなり少なく、穏やかな気候を特徴としています。



出典：国土交通省国土数値情報標高・傾斜度 5 次メッシュデータ

図 2-1 標高区分図

2.2. 市の歴史

●本市の歴史

本市は、奈良時代に駿河の国の国府が置かれ、その中心都市としての役割を担ってきました。室町時代から戦国時代にかけて、今川氏が駿府の整備・領内の検地（田畑を測量・調査）・商業の保護育成など新しい政策を次々と打ち出し、今川氏の城下町として文化が開花しました。

江戸時代には、徳川家康により駿府城下町が形成され、駿府城を中心に、城郭周辺部に武士・商人・職人の居住地や寺院が設置されました。清水湊は、港のない駿府城下町の外港として重要視され、駿府への米等の物資移入、江戸、大坂をはじめ東海各地との物資輸送の中継基地として、多くの廻船で賑わいました。明治 32 年（1899 年）には、清水港は開港場に指定され、茶の積み出し港として発展を続け（図 2-2）、昭和 27 年（1952 年）には特定重要港湾の指定を受けました。（港湾法改正により、平成 23 年から国際拠点港湾に改められました。）

明治 22 年（1889 年）には JR 東海道本線、昭和 39 年（1964 年）には JR 東海道新幹線、昭和 44 年（1969 年）には東名高速道路、平成 24 年には新東名高速道路が開通しました。旧静岡市・旧清水市は、首都圏や中京圏との結びつきが強くなり、県外からも多くの人々が訪れるようになりました。平成 15 年に「静岡市」と「清水市」が合併し、平成 17 年には政令指定都市に移行しました。さらに、平成 18 年に「蒲原町」と、平成 20 年に「由比町」と合併し、現在の静岡市になりました。



出典：国土交通省中部地方整備局清水港事務所HPより

図 2-2 明治期の清水港

●本市の地震・津波災害の歴史

本市の沿岸部は、明応7年（1498年）の明応地震、宝永4年（1707年）の宝永地震、安政元年（1854年）の安政東海地震、昭和19年（1944年）の東南海地震、昭和35年（1960年）のチリ津波など多くの地震・津波による被害を受けてきました。特に、安政東海地震による津波は、沿岸部に甚大な被害をもたらしており、当時の津波の痕跡が神社などに残されています（図2-3）。

市内各地の被害状況は、宝永地震による津波については「静岡県史 別編2 自然災害誌」（平成8年、静岡県）に、また、安政東海地震による津波については「安政東海地震津波被害調査報告書」（昭和61年、静岡県地震対策課）にまとめられています（表2-1、表2-2）。



御穂神社（清水区三保）



白髭神社（駿河区下島）

図2-3 過去の津波痕跡が残る神社

表 2-1 宝永地震・津波による当時の被害状況

地域	当時の被害状況（「静岡県史 別編2 自然災害誌」より一部抜粋）
用宗	広野村（現静岡市用宗）で猟船8艘が津波に襲われ破船した。
下島・西島	下島の百姓8人が刈り取り置いた稲が津波によって2,275把流されてしまった。百姓どもの不注意で置いた場所が悪かったのであるが、疑われるのももっともなことである。早速御注進に及ぶと共に、量が量なので浜通りを念を入れて尋ね歩き、捜した結果、78把は貰い返すことが出来た。そこにあった百姓3軒のうち八兵衛と半左衛門の家は潰れてしまった。津波が打ち上げた小舟は3人の家の上を通過し、北の方の土手へ押し付けられた。この津波の高さは4丈（12m）程もあった（静岡市田家文書）、という。
久能・根古谷	久能山の支配領内の大谷村で浜筋に波が打ち上がり百姓1人が死に、浜に干してあった稲400駄（馬400頭分）が波にさらわれてしまった（『楽只堂年録』）。
清水〔興津・江尻・三保〕	三保では村中海となり、村民は御宮（三保神社）に避難した。ただし家屋の倒壊破損には至らず、床上下浸水にとどまった。波は「札の辻下」まで浸水した。さらに三保半島は吹合真崎が陥没し、松が穂先のみ見えたとあり、また三保貝島と向島が沈下したとある。これらは地盤変動によるものではあるが津波による浸食であるかは、判然としない。安政東海地震のような三保半島の隆起を示す記載は見当たらない。三保貝島の貝島御殿は、慶長15年（1610）、徳川頼宣が駿府在城の時に富士の眺望抜群なりとして造営したもので、その後放置され長く荒れていた。この御殿も宝永地震による土地の陥没と怒濤（＝津波）により、破壊された。また清水町内も被害が甚だしく、港内の波除堤及び巴川土通の石垣がことごとく破壊された。民家や倉庫も破壊された（『清水町沿革誌』）と伝えられる。そのため、江尻宿の居家まで直に浪が打ち込むようになってしまった。陸の高さが海上と同じになってしまい、風波激しい時は海上の方が高くなるようになってしまった（『清水市史』）。興津宿でもこの時に往還（＝東海道）まで津波が押し寄せ、大破したという（興津公民館所蔵「中宿町明細書」）。
蒲原	蒲原町神沢村の往還守りの潮除堤もこの地震津波で被害を受けた（『蒲原町史』）。

出典：静岡県「静岡県史 別編2 自然災害誌」（平成8年）

表 2-2 安政東海地震・津波による当時の被害状況

地域	当時の被害状況（「安政東海地震被害調査報告書」より一部抜粋）
用宗	長田村誌に「広野用宗石部ノ海大波起リ居宅ニ打込ミ後ロノ山ニ避難セリ。山ハマタ所々ニ亀裂アリテ惨状ヲ極メタリ。其時マタ此辺ノ海潮三町許俄ニ退キ、鯛蛸等ヲ捕ヘタルコトアリト云フ」とある。明治45年の地形図によれば、現在の用宗港あたりは低地で、海岸には高さ5mほどの砂丘が連なり、小坂川が蛇行して1km東側に河口があった。当時の用宗の集落は、この低地の西側にあり、この付近の2点の地盤高はT.P.上4.3m、5.6mと測量された。小坂川に津波が遡上し、集落に溢れたことから、津波の高さは5m程度とみなせよう〔羽鳥、1977〕。
下島・西島	大里村誌に「大浪浜川を伝って来り白髭神社附近迄潮水を運び来り、森の杉桧等ために枯死す」とある。白髭神社は川を800mほどのぼった集落のはずれにあり、境内の地盤高はT.P.上4.1mと測量された。したがって浸水潮位は4.5m程度と思われる。海岸での高さは、これを上回ったであろうが、砂丘は乗り越えなかったらしい。
久能・根古谷	久能山与力の記録の一節に、東照宮下の状況をつぎのように記してある。「磯辺通凡寺町（100m）も暫時汐ひき、夫より津波押し既ニ御山下間近くまで再度迄も押来り」。また、久能村誌に「山崩れ、海怒り、水逆巻きて東より来り、住家近く打寄たりと。この時、圧死者四、安居一、古宿一、根古谷二」とある。 根古谷の旧道地盤高は、T. P.上7.6mと測量されているが、明治43年の地形図では、集落あたりの標高は5mほどであった。記録には地震被害が記され、津波の被害記事のないところから、津波による影響はほとんど受けなかったのであろう。津波の高さは5m程度とみなせる〔羽鳥、1977〕。
清水〔興津・江尻・三保〕	家屋・土蔵が地震で崩壊して各所から火の手があがり、巴川西岸8個町を焼きはらった。さらに地震後間もなく津波が町内を襲い、湾内は泥海になったという。また、地震により1.5～2m隆起して、清水・三保海岸に広く砂州ができ、明治中期ごろまで港の機能が著しく低下して困ったと、明治26年の静岡県調査報告に記録されている。 三保では外洋に面した“吹合”より津波が上がり、池へ打ちこみ、畑のかたかが判らなくなった。三保半島の貝島では著しく砂洲が露出したが、岬の真崎では地盤がゆれこみ、津波に洗われたという。“吹合”の地盤高は今回T.P.上6.7mと測量され、津波は6mほどの高さに達したようである。一方、半島の内側からも津波が上がり、御宮〔御穂神社〕道三辻より五左松の間では、「一面に深さ3～4尺打ちこむ」とある。また、“江湖”〔三保〕では道路一面に波が上がり、大きな波3回、第2波目が最大で1丈余に達し、船や網が流れこみ、家はつぶれ、麦や松林が皆枯れたという。三保船溜口にある清水検潮所前の道路面はT.P.上2.1mあり、津波は4～5m程度とみなせよう。 清水では“向島”〔巴川東岸地域〕に津波が乗り越えたと記録され、巴川が溢れたものと合流したようである。明治24年〔1891年〕陸地測量部発行の地形図によれば、向島の水準点は3.2mであった。現在、港管理事務所前〔日ノ出棧橋〕の地盤高は2.3mあり、巴川河口付近では、津波は3m程度の高さと思われる。 地震のとき、住民は当時町はすれの実相寺・梅陰寺・専念寺・禅叢寺の境内や畑に避難したという。これらの寺院の地盤高はT.P.上2.5m～3mと測量された。また「巴川之橋ハ残り申候」という記録があり、町内にはい上がった高さは比較的低く、T.P.上2.5mと見積もれる。しかし「清水茶屋町不残津波ニて流失」という記録もあり〔地震史料〕、巴川流域の流速は大きかったらしい。なお、清水では地震で1.5～2m地盤が隆起したので、地面上の津波の高さを小さくした効果があった。港内奥の“宮加三”では地盤隆起の記録のみで津波の記事は見当たらないが、陸上にはい上がったであろう。また港内では流れが速かったらしく、大小船の破船を記録した。 明治26年静岡県の調査報告によれば、江尻では「当海湾に海嘯起こりたるも、僅かに海岸田畑に侵入せしみにして、海辺より凡2丁（200m）許を浸せしのみ」とあり、集落には影響を与えていない。5mの等高線が江尻集落の西側にあることから、津波の高さは3m程度とみなせよう。 興津では「三保岬を打越し進て、当町清見寺西端・波多打川々尻へ打揚りしも、幸い人家耕地等には障害なし」とある〔羽鳥、1977〕。
由比	由比では「当地沿岸には通常荒波程の余波打寄たるのみなりし」とある。これらの地域も地震で1～1.5m地盤が隆起し、津波は2～3m程度に止った〔羽鳥、1977〕。 荒波ほどの余波打寄せた。地震のとき海水およそ2丁余も干上がった。津波の高さ2mくらい〔飯田、1981〕。
蒲原	海中低下した。地震前沖合にキスの群集する深い所あったが、震後52尺減じキスの漁獲なくなった〔飯田、1981〕。

出典：静岡県地震対策課「安政東海地震津波被害調査報告書」（昭和61年）

※「羽鳥、1977」は、「羽鳥徳太郎、1977年、静岡県沿岸における宝永・安政東海地震の津波調査、東京大学地震研究所彙報、第52号第3/4冊」をいう。

〔飯田、1981〕は、「飯田汲事、1981年、嘉永7年（安政元年）11月4日（1854年12月23日）の安政地震の津波被害、愛知県被害津波史」をいう。

2.3. 人口・産業

2.3.1. 人口の推移

本市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 22 年の約 71.6 万人から平成 42 年推計値で約 62.3 万人となり、約 9.3 万人（約 13%）減少すると予測されています。

また、人口密度の変動状況から、都市部の人口集積が弱まり、中山間地の人口減少も目立ちますが、沿岸部においては引きつづき一定の居住があると考えられます。

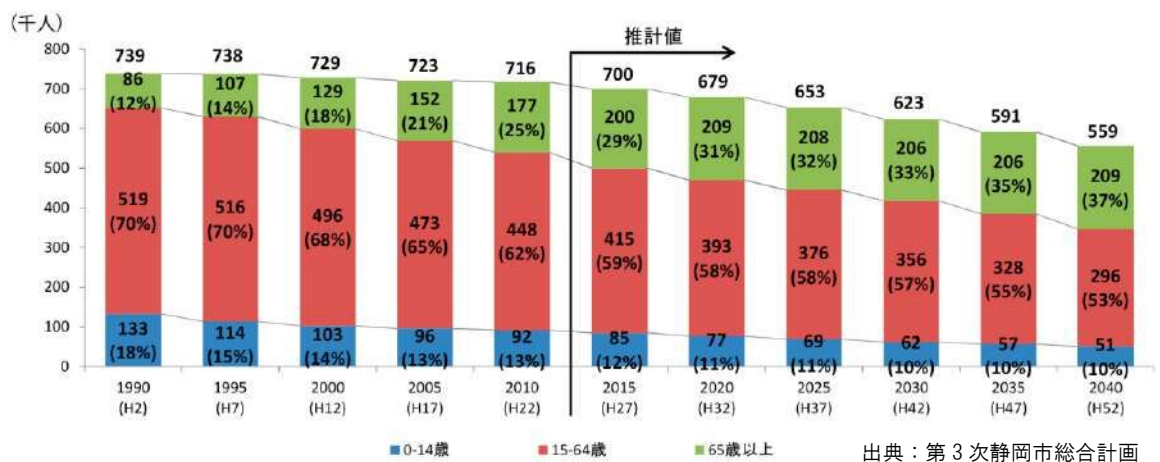


図 2-4 静岡市の将来の年齢区分別人口

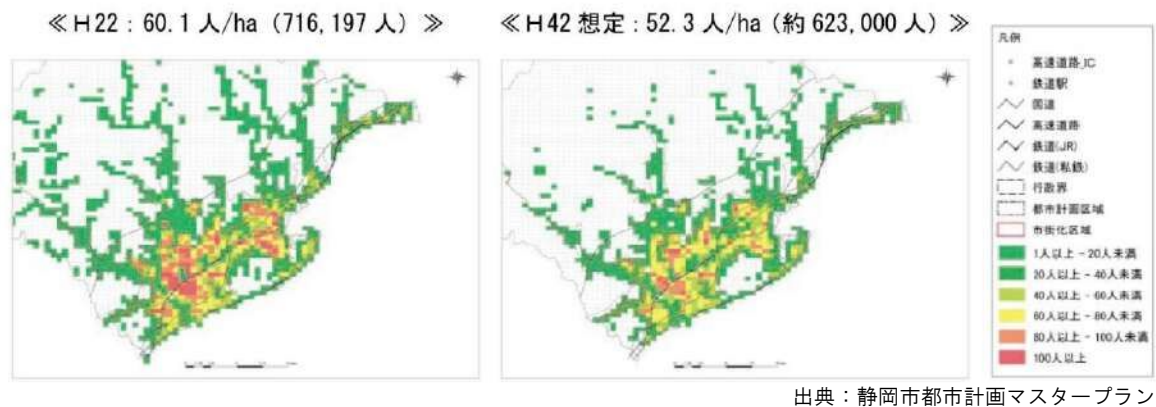


図 2-5 人口密度の変動状況

2.3.2. 産業

本市の産業別の従業者数は、第三次産業が約 7 割を占めており、観光入込客数は増加傾向にあります。それに対して、第一次産業、第二次産業の割合は減少しており、農家戸数・経営耕地面積は減少傾向にあります。小売業商店数も減少傾向にあり、従業者数、年間販売額は平成 19 年以降大きく減少しています。工業従業者数、事業所数も減少傾向にありますが、製造品出荷額は平成 22 年以降増加傾向にあります。

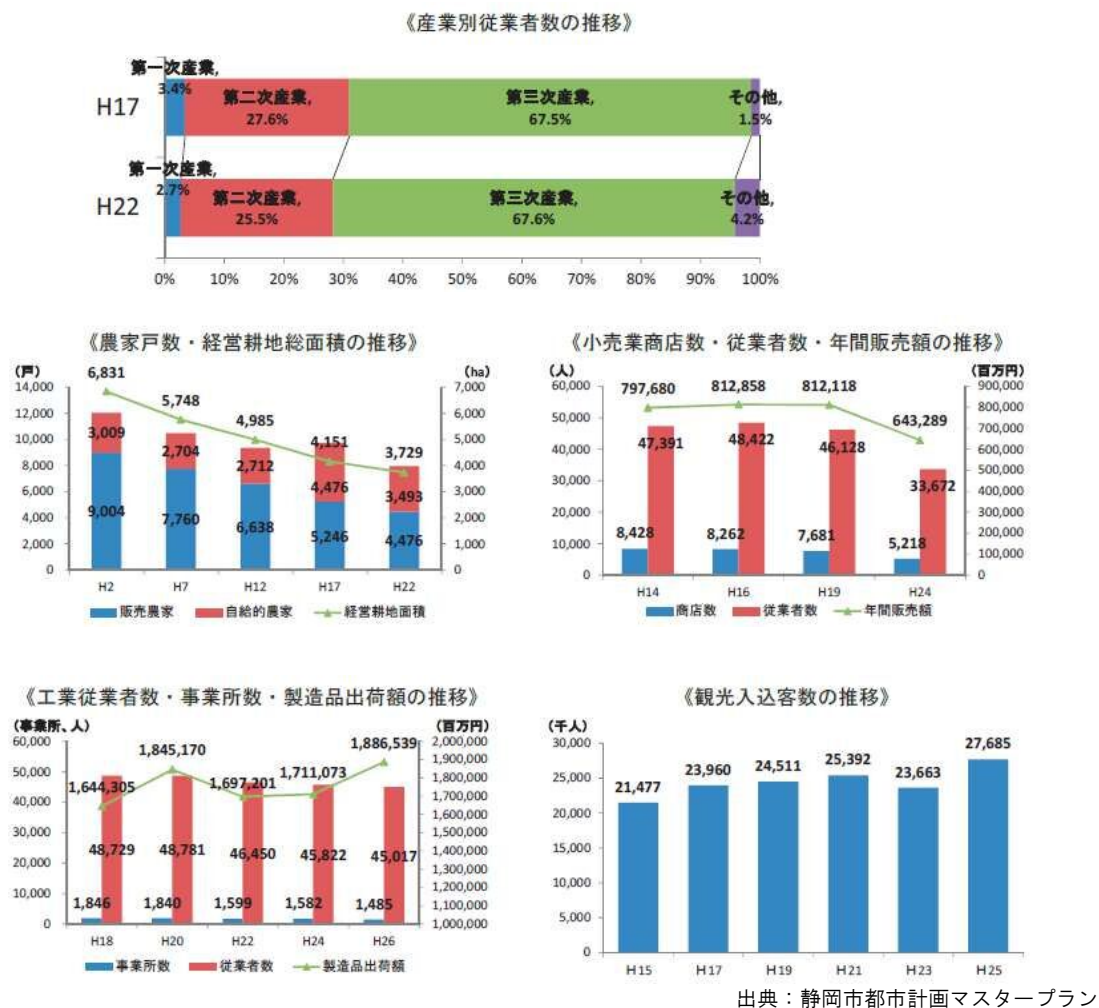
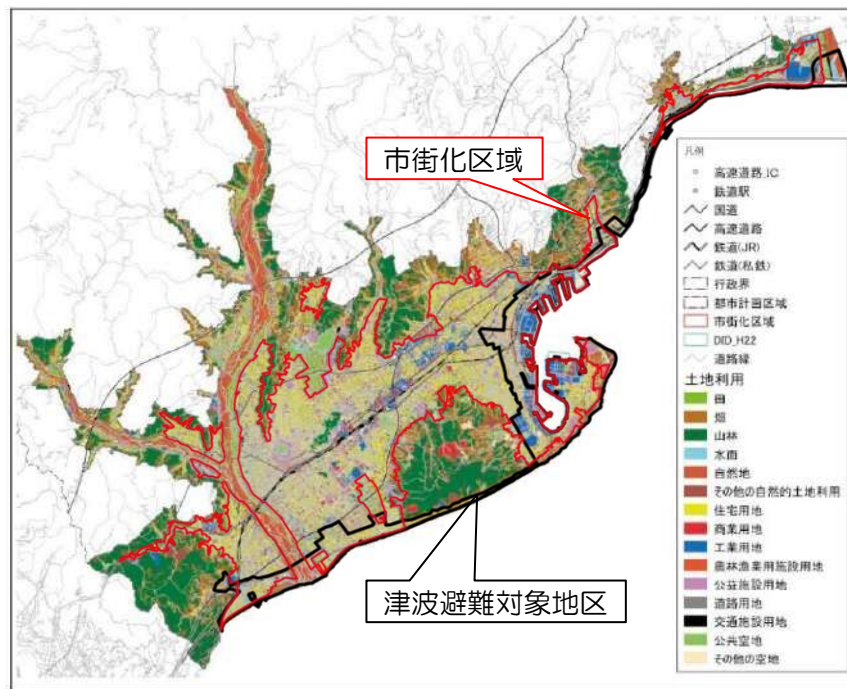


図 2-6 各種産業に関わる指標

2.4. 土地利用・交通

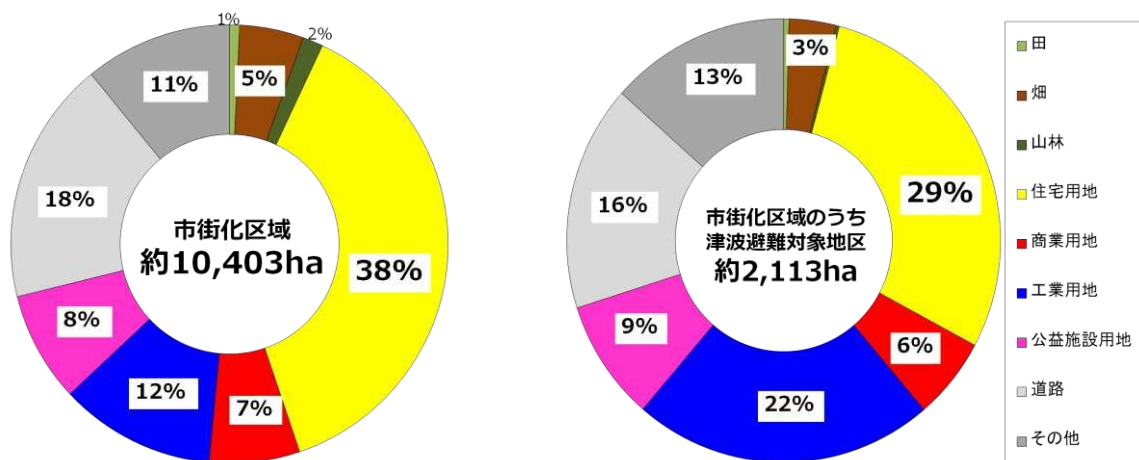
2.4.1. 土地利用

本市の市街化区域は平地部が主であり、土地利用については住宅用地が中心になっています。市街化区域のうち、津波による被害が予想される地域である津波避難対象地区に着目した場合においても、土地利用は住宅用地が中心となっています。また、市街化区域より工業用地の割合が大きいことから、市内の工業用地が津波の被害を受ける地域に偏って立地していることが分かります。



出典：静岡市都市計画マスタープラン

図 2-7 都市計画区域内の土地利用状況

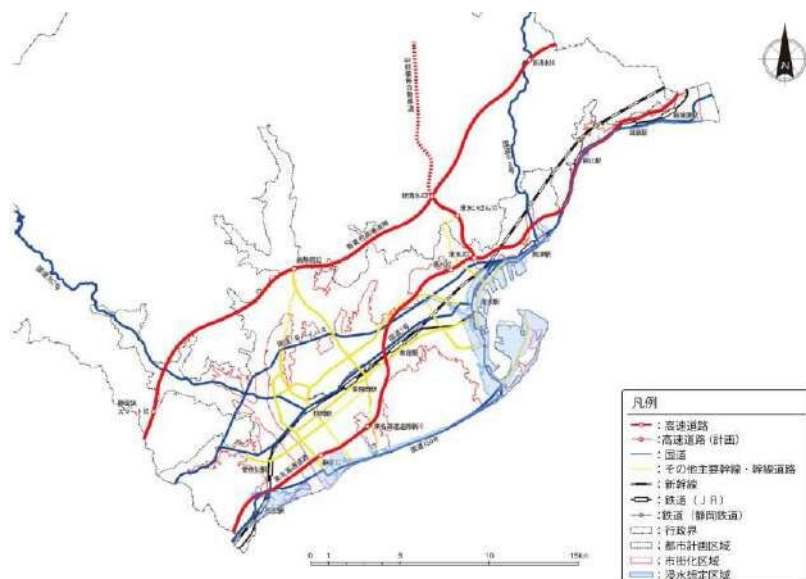


出典：H27 都市計画基礎調査より作成

図 2-8 市街化区域全域と市街化区域のうち津波避難対象地区内における土地利用現況の比較

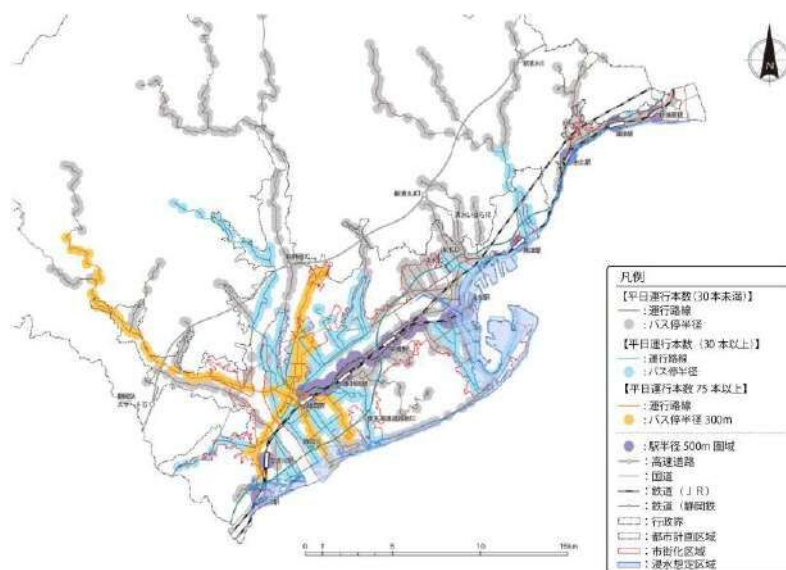
2.4.2. 交通

本市の交通基盤は、自動車道と公共交通網（鉄道交通、バス交通）で構成されています。沿岸部の自動車交通としては、東名高速道路や国道 1 号、国道 150 号が主要な幹線道路となっており、国道 1 号、国道 150 号については浸水が想定される区間があります。鉄道交通は、JR 東海道新幹線や JR 東海道本線、静岡鉄道静岡清水線があり、JR 東海道本線、静岡鉄道静岡清水線については、一部区間が浸水想定区域に含まれます。バス交通は、しずてつジャストラインが主に担っており、浸水想定区域を含む市内のほぼ全域をカバーしています。



出典：静岡市都市計画マスタープラン

図 2-9 広域道路網図



出典：静岡市都市計画マスタープラン

図 2-10 市内公共交通状況図

2.5. 地震・津波被害想定

2.5.1. 静岡県第4次地震被害想定

静岡県は、東日本大震災を教訓として、従来の想定を大幅に上回る巨大な津波などを考慮した「静岡県第4次地震被害想定」を作成しました。「静岡県第4次地震被害想定」では、これまで考えられてきた東海地震のような発生頻度が比較的高い地震・津波（レベル1）に加え、発生頻度は極めて低いですが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（レベル2）による被害を想定しています。

南海トラフ巨大地震が発生した場合の本市における被害の想定結果の概要と特徴を以下に示します（地震動：基本ケース、津波：ケース①、冬・深夜発生、早期避難率低の場合）。

1 震度

駿河区沿岸部で震度6強～7、清水区沿岸部で震度6弱～7。

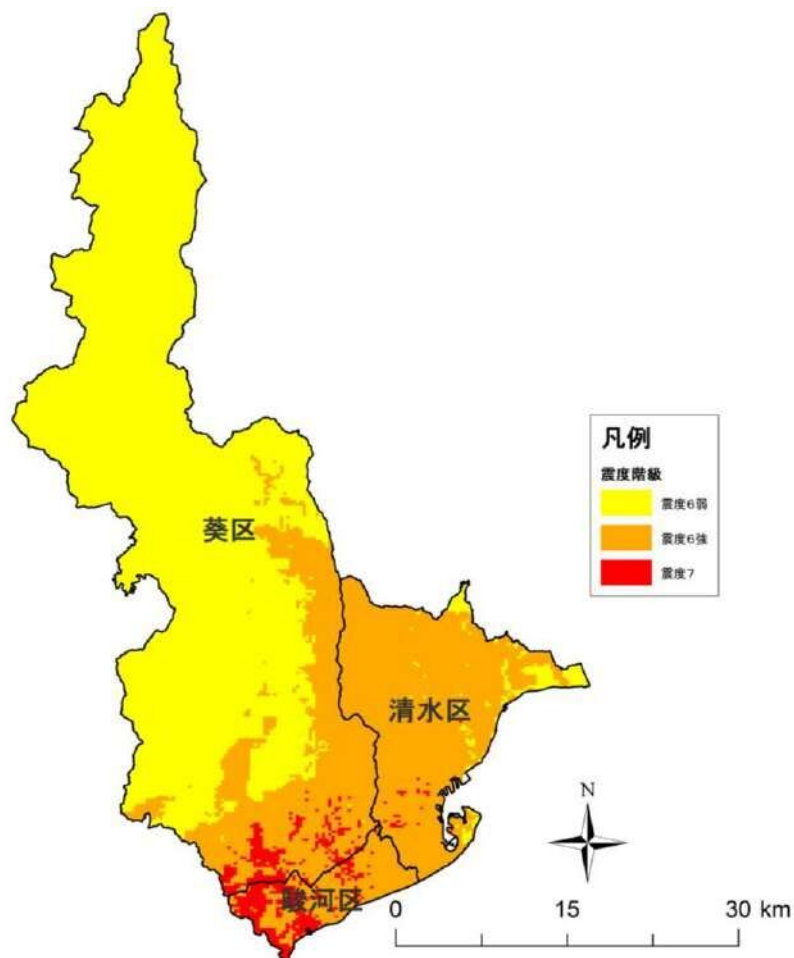


図 2-11 震度分布図（南海トラフ巨大地震 基本ケース）

2 津波高

駿河区で平均 8 m・最大 12m、清水区で平均 6 m・最大 11m(図 2-12)。

3 津波浸水想定区域

市全域の浸水面積は約 1,790ha であり、駿河区から清水港にかけ広範に浸水が予想されています。一方、旧由比町・旧蒲原町では、浸水の範囲は漁港・河口の一部に限られます。

用宗漁港周辺、安倍川河口周辺及び清水港周辺では、河川の遡上や過去の浸水跡などから、海岸線より 500m以上内陸に浸水している地域も存在します。

4 津波浸水深

用宗漁港周辺、安倍川河口周辺及び清水港の一部などで最大浸水深 3～5 m。

浸水深 2 m以上の範囲は約 716ha。

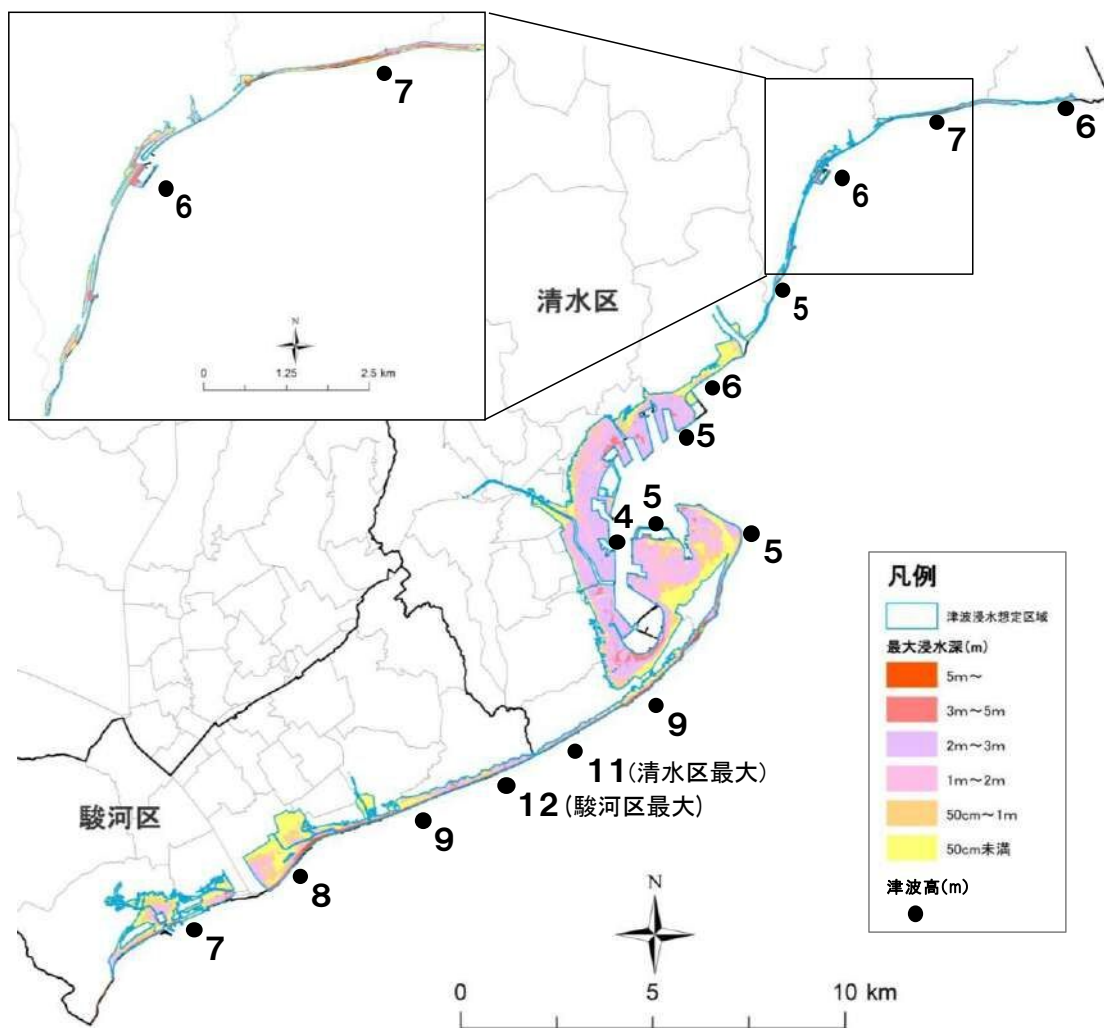


図 2-12 津波浸水想定図

※下記の資料・データを基に作成

浸水深：静岡県第4次地震被害想定レベル2の地震・津波は「静岡県第4次地震被害想定（レベル2津波重ね合わせ図）」＋「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」＋「静岡県第3次地震被害想定（安政東海地震）」

津波高：想定津波浸水域図・津波痕跡図（静岡県、地震対策資料 No.289-2016）

5 陸域の津波到達時間（浸水開始時間）

用宗漁港周辺、久能海岸周辺及び清水港周辺などで、陸域の津波到達時間（浸水開始時間）10分未満。

6 建物被害

市全域の全壊・焼失棟数は約 60,000 棟（なお、冬・夕の場合は、火災による被害が拡大し、約 83,000 棟）。

7 死者想定

全体で約 15,100 人、うち津波による死者が約 12,600 人（犠牲者の約 8 割）。

～コラム～

●津波高と津波浸水深とは？

津波高とは、平常潮位（津波が無い場合の潮位）から水面までの高さです。

津波浸水深とは、津波によって浸水した場所において、地面から水面までの高さのことです。浸水深 0.5m 未満の場合は床下浸水、0.5～1 m の場合は床上浸水となり、2m を超えると大半の木造家屋は倒壊・流失する恐れがあります。

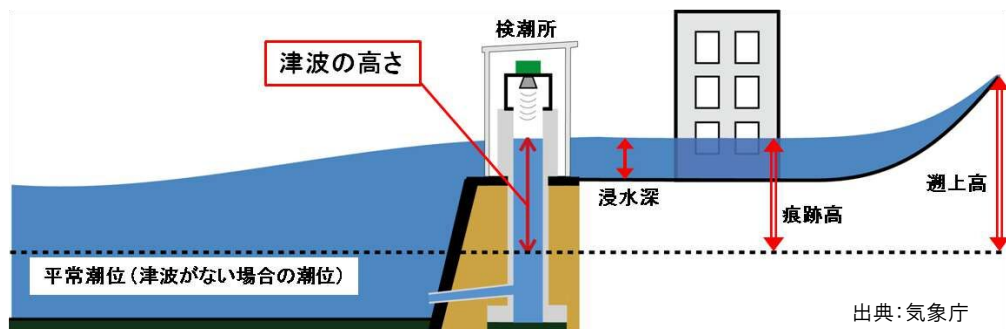


表 2-3 静岡県第4次地震被害想定概要

		静岡県第4次地震被害想定	
		レベル2 (南海トラフ巨大地震)	レベル1 (東海地震、東海・南海地震、東海・東南海・南海地震)
最大震度		震度7*1	震度7
津波高	最大	約12m*2	約7m
	主要港湾・ 漁港・河川におけ る津波高	約5～6m (用宗漁港) 約4～5m (清水港(日の出)・興津埠頭) 約5～6m (興津川)	約3～5m (用宗漁港) 約2～3m (清水港(日の出)・興津埠頭) 約3～5m (興津川)
津波浸水想定区域面積		約1,790ha (河川区域除く)*3	約290ha (河川区域除く)
最大津波浸水深		3～5m*4	1～2m
陸域の 津波到達時間 (浸水開始時間)	津波到達時間 10分未満の区域	10分未満の区域が広く分布*4	-
	主要港湾・ 漁港・河川 における 津波到達時間	5～6分 (用宗漁港) 1～5分 (清水港(日の出)・興津埠頭) 2～3分 (興津川)	-
建物被害(全壊・焼失)*5		約60,000棟	約58,000棟
死者想定*6	津波	約12,600人	約220人
	建物倒壊	約1,400人	約1,400人
	火災	約460人	約470人
	その他被害	約80人	約80人
	合計	約15,100人	約2,100人

*1 静岡県第4次地震被害想定(レベル2の地震・津波)(南海トラフ巨大地震(基本ケース))

*2 静岡県第4次地震被害想定(レベル2の地震・津波)(南海トラフ巨大地震)の津波ケース①・⑥・⑧の最大値

*3 「静岡県第4次地震被害想定(レベル2津波重ね合わせ図)」の津波浸水想定区域の面積を算出

*4 静岡県第4次地震被害想定レベル2の地震・津波は「静岡県第4次地震被害想定(レベル2津波重ね合わせ図)」、「静岡県第3次地震被害想定(安政東海地震)」の最大値。

*5 静岡県第4次地震被害想定レベル2の地震・津波は「南海トラフ巨大地震(地震動:基本ケース、津波:ケース①)、冬・深夜、早期避難率低」、レベル1の地震・津波は「東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震、冬・深夜」。

*6 死者想定は数値の四捨五入関係で合計が合わない場合がある。なお静岡県第4次地震被害想定レベル2の地震・津波は「南海トラフ巨大地震(地震動:基本ケース、津波:ケース①)、冬・深夜、早期避難率低」、レベル1の地震・津波は「東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震、冬・深夜、早期避難率低」。

2.6. 上位・関連計画

津波防災地域づくりを推進するためには、本市の関連計画、地域のまちづくり計画、被害想定を踏まえた、基本的な方針を設定する必要があります。

本市の上位・関連計画における将来像や防災の方針を以下に示します。

2.6.1. 第3次静岡市総合計画（平成27年3月）

1 政策目標

第3次静岡市総合計画の最大目標は、「平成37年（2025年）に総人口70万人を維持」することです。また、まちづくりの目標として、「世界に輝く静岡」の実現を掲げ、住む人が誇りとやすらぎを感じ、訪れる人が憧れを抱く魅力的で風格のある都市を目指しています。計画では、「人口70万人維持」実現のために、以下の2つの政策群を設定しています。

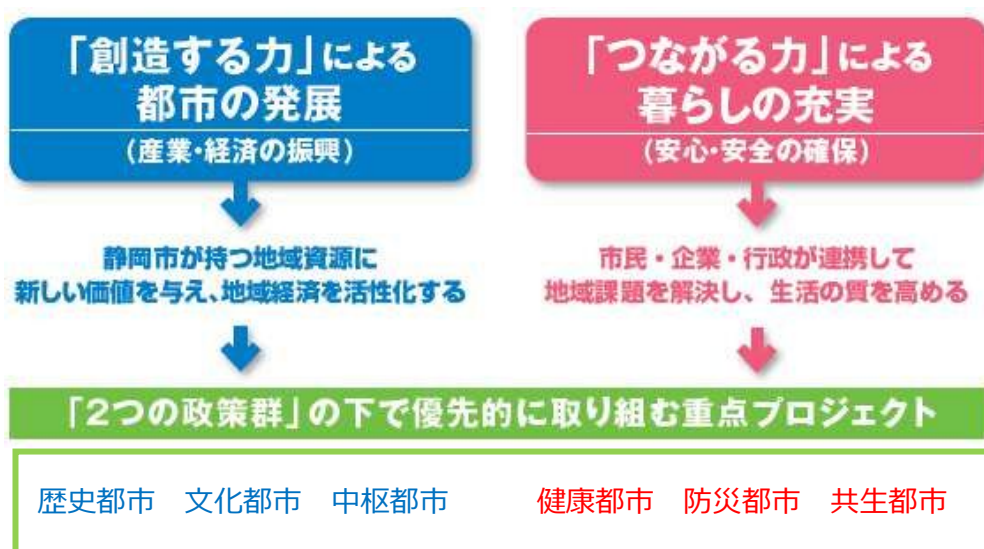


図 2-13 将来都市像

2 防災都市に関する施策の方針

第3次静岡市総合計画では6つの重点プロジェクトのテーマを設けており、防災都市においては「様々な危機に備えた減災力が高い安心・安全なまちづくりの推進」として、「自助、共助、公助」の意識を高め、被害をより小さく、復旧復興をより早くできるまちを目指し、以下のような取組を強化することとしています。

表 2-4 防災都市における取組

基本事業名	取組方針
① 自助、共助、公助による災害対応力の強化	●津波避難施設の整備 ●消防救急広域化 ●防災スマート街区の整備促進 →行政の危機管理体制の強化を図るとともに、市民の「自助」「共助」の取組を積極的に促進します。
② ゲリラ豪雨や台風等の風水害や土砂崩れへの備え	●広域河川の改修整備 ●道路自然災害防除対策（法面） ●急傾斜地崩壊対策 →国や県と連携した総合的な浸水対策、がけ崩れや地すべりから生命・財産を守る土砂災害対策を推進します。
③ 再生可能エネルギーの普及などによる安心・安全の確保	●エネルギー関連産業の創出推進 ●再生可能エネルギー・水素の利活用促進 →災害リスクの軽減等の観点から、エネルギー産業の立地や再生可能エネルギーの普及を促進します。

2.6.2. 静岡市都市計画マスタープラン（平成 28 年 3 月）

本市は、平成 18 年 2 月に静岡市都市計画マスタープランを策定し、その内容に基づいて各種取組みを進めてきました。策定から 10 年が経ち、本市を取りまく環境が大きく変化してきたため、平成 28 年 3 月に改訂しました。

以下にまちづくりの基本理念、将来都市構造、都市防災分野における基本方針を示します。

1 まちづくりの基本理念及び都市計画の視点・目標

時代は「成長・拡大」から「成熟・持続可能」へと移行しています。

本市に求められている都市の姿の実現に向け、「人と人のつながり」を意識し、まちづくりの基本理念を次のように設定しています。

人との交流がまちをつくり、人とのつながりがまちを育てる時代に合ったまちづくり
～「成長・拡大」から「成熟・持続可能」へ～

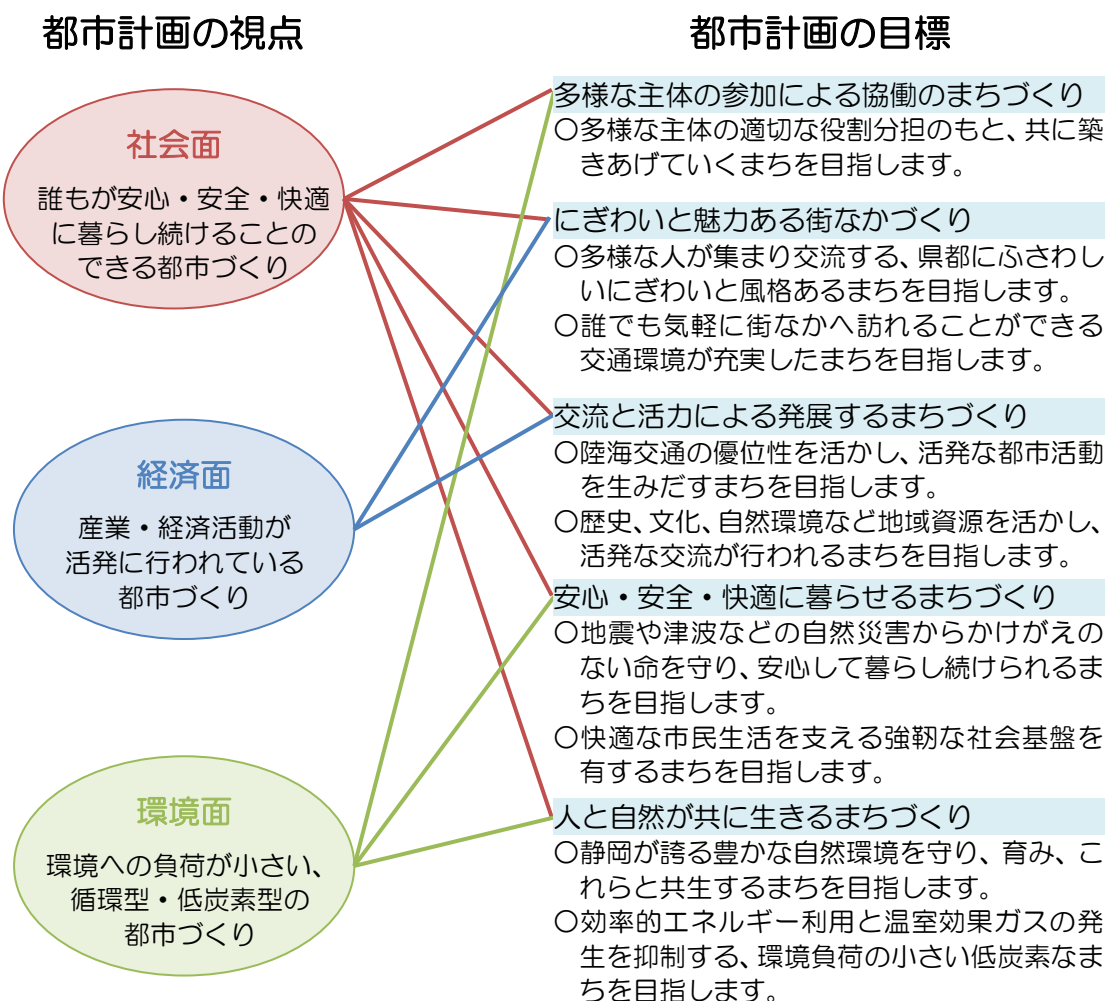


図 2-14 都市計画の視点と目標

2 将来都市構造

将来都市構造は、「集約化拠点・ゾーンの形成とネットワーク化」と「広域基盤、歴史・自然資源の戦略的活用」の2つの着目点により、集約連携型都市構造の形成を目指しています。

集約化拠点・ゾーンの形成とネットワーク化

都市や地域の中心となる鉄道駅周辺や、人口集積がみられ、バスの利用がしやすい地区に、市民生活に必要な都市機能を集約し、拠点性を高め、これらの拠点間を公共交通で結び、市民生活の質を高めていくこと。

広域基盤、歴史・自然資源の戦略的活用

市街地の周辺で、工業・物流等の産業集積により発展が見込まれる地域や、歴史・自然等の観光ポテンシャルが高い地域を効果的に活用していくこと。

【集約連携型都市構造図】



図 2-15 集約連携型都市構造

3 都市防災の基本方針

都市防災における6つの基本的な考え方、4つの基本方針、都市防災方針図を以下に示します。

● 基本的な考え方

- ・本市は、県都・国土軸上の重要な拠点となる都市であることから、「減災」の考え方に基づく事前の予防措置によって、災害が発生してもできる限り被害を軽減し、広域的な役割を果たせる都市を目指します。
- ・災害時には、災害対策の中核機能や、救援・救護、物資輸送などの機能が集積する拠点を形成し、これらの相互連携を可能にする道路・交通インフラ施設の機能強化によって、確実かつ円滑な災害対応を図ります。
- ・想定される様々な災害から市民の生命財産を守るため、安心・安全なまちづくりに向け、地域の状況を踏まえ、今後の土地利用の検討や災害対策を推進します。
- ・拠点や集約化を図る地域は、防災性の高い都市基盤整備等を行い、安全性の高い空間形成を図ります。
- ・行政や市民・企業の連携による、早期に復旧・復興できるまちづくりを目指します。
- ・市民の主体的な取り組みをはじめ、地域の防災力に支えられた多様な災害に強いまちづくりを目指します。

●基本方針と防災方針図

①防災・減災のまちづくりの実現

本市は、将来、地震や火災、津波・洪水、土砂災害等、様々な災害の発生が予想されています。そのため、防災力の高いまちづくりを進めます。

潜在する災害リスクに対応した、施設や建築物等の整備・改善により、被害を最小限にとどめる都市構造への転換を図ります。

②避難・救援活動がしやすいまちづくりの実現

避難が可能な空間の確保と、消火活動や救援活動などの円滑な初動活動により、被害の拡大を抑制できる都市を目指します。

そのため、災害リスクのある区域における適切な土地利用、消火・救援などの初動活動や避難が可能な空間の確保・充実などを推進します。

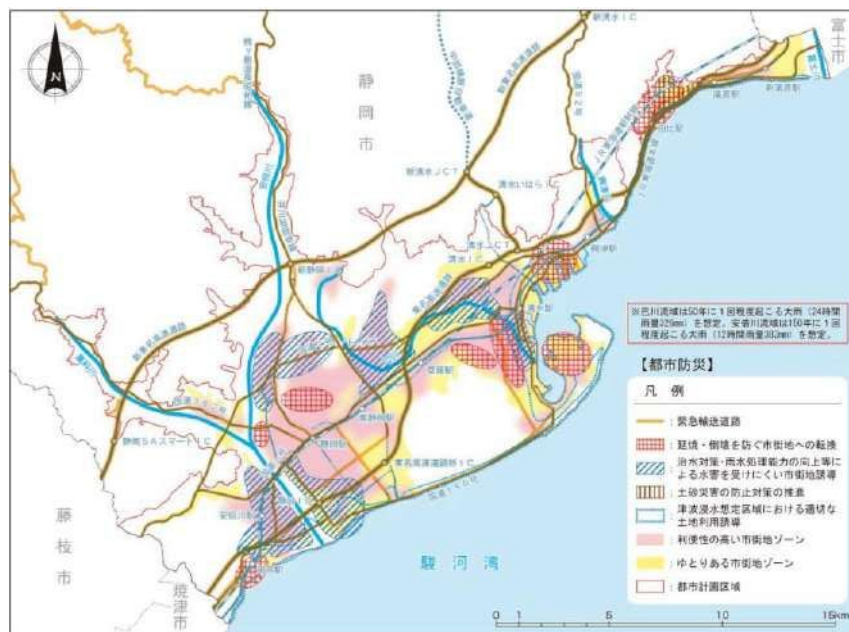
③早期に復旧・復興できるまちづくりの実現

災害時の復旧・復興については、市民や企業の主体的な復旧・復興活動と行政が連携し、災害前よりもさらに安全なまちとして、早期に復興できるまちづくりを目指します。

④自助・共助・公助により支えられた防災力の高いまちづくりの実現

災害に強いまちづくりに向け、市民が自らの身は自分で守る「自助」による取組みと、相互扶助・連帯の意識に基づいて形成されるコミュニティによる「共助」を促し、「公助」としての行政による施策・事業等を推進します。

また、災害リスクへの理解を促すことによって、市民・企業等の災害に対する意識を高め、地域における防災体制を充実させることにより、「自助」「共助」「公助」が連携した、高い防災力を備えた都市の形成を図ります。



出典：静岡市都市計画マスタープラン

図 2-16 都市防災方針図

2.6.3. 駿河湾沿岸海岸保全基本計画（平成 27 年 12 月）

平成 11 年の海岸法改正に伴って創設されたものであり、国が定めた「海岸保全基本方針」（平成 12 年 5 月）に基づき、以下の 3 つの観点から計画を行います。

これまでの海岸保全基本計画における津波対策は、第 3 次地震被害想定における東海地震による津波を対象に施設規模等を設定していましたが、平成 25 年 6 月に公表した第 4 次地震被害想定により、津波高等が見直され変更の必要が生じました。このため、静岡県は、平成 26 年 7 月に駿河湾沿岸海岸保全基本計画を変更し、対象津波の見直しに伴う海岸保全施設の必要高さの引き上げと、規模や位置を見直しました。

計画的でかつ調和のとれた 海岸管理を行うための計画



出典：【伊豆半島沿岸、駿河湾沿岸、遠州灘沿岸 3 沿岸合同】第 1 回海岸保全基本計画検討委員会資料

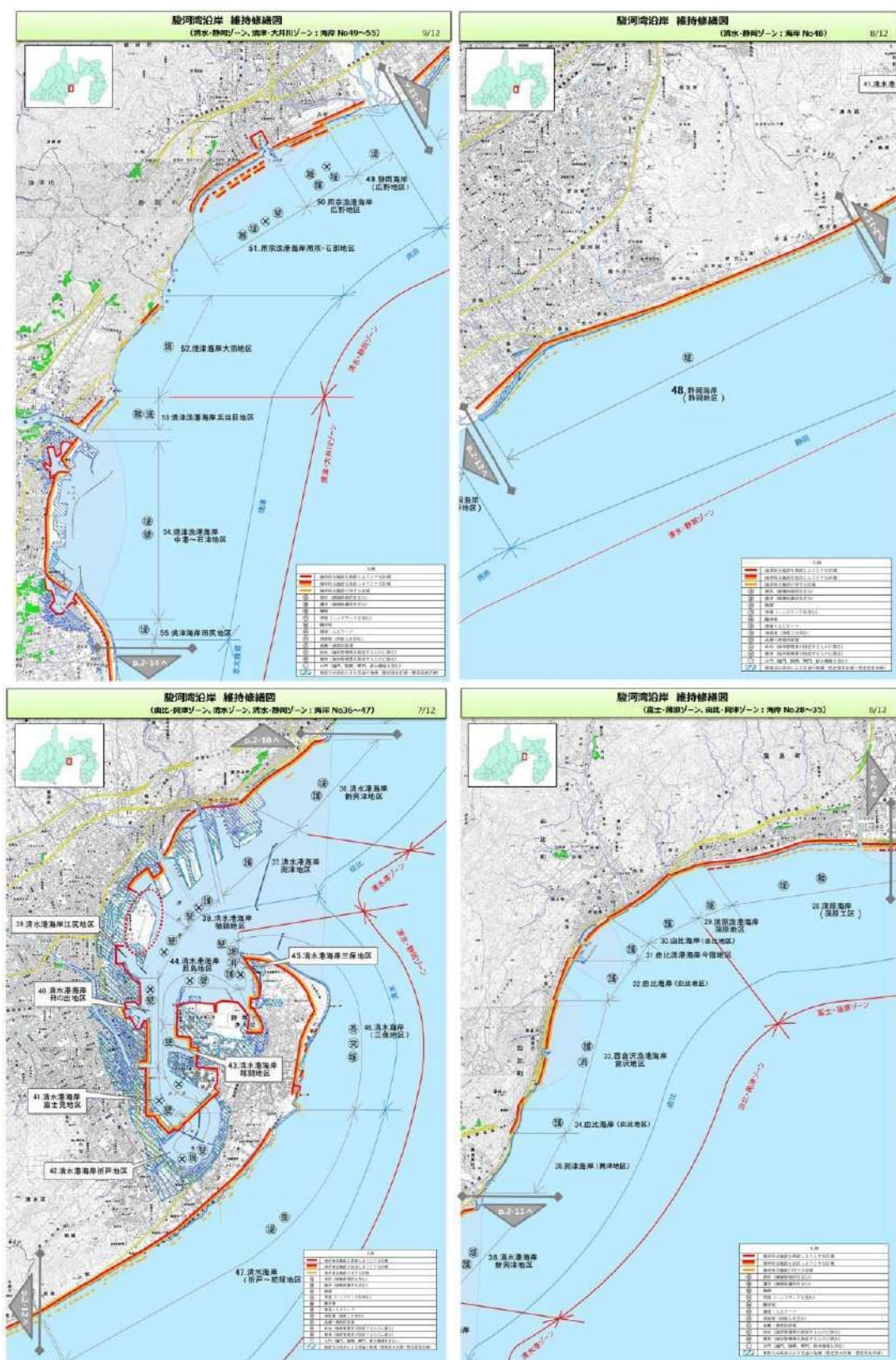
図 2-17 海岸保全基本計画の 3 つの観点



出典：【伊豆半島沿岸、駿河湾沿岸、遠州灘沿岸 3 沿岸合同】第 1 回海岸保全基本計画検討委員会資料

図 2-18 駿河湾沿岸海岸保全基本計画の対象範囲

海岸の保全に関する基本的な事項を踏まえ、防護・環境・利用の調和と地域特性を考慮した海岸保全施設の整備内容を以下に示します。



出典：駿河湾沿岸海岸保全基本計画

図 2-19 各地区での海岸保全施設の整備図

2.6.4. 清水港海岸 江尻・日の出地区津波防護施設整備計画（平成 27 年 12 月）

1 江尻・日の出地区の津波防災対策の検討

静岡県は、江尻・日の出地区における津波防護施設整備計画を、これまで幾度となく検討してきましたが、施設整備に伴う港湾利用への影響や景観の阻害等から、施設を整備する位置（津波防護ライン）が確定していませんでした。

第4次地震被害想定を受け、静岡県はこれまで確定していなかった江尻・日の出地区における津波防護ラインを定め、津波防護施設を港湾施設の陸側に整備する案を、地域住民や港内企業等に理解を求めました。しかし、施設の具体的な整備位置（防護ライン）について、様々な意見が寄せられたため、江尻・日の出地区の計画を盛り込まずに、平成 26 年 7 月、駿河湾沿岸海岸保全基本計画を変更しました。

そのため、「清水港海岸江尻・日の出地区津波防災対策検討委員会」を設置し、別途、江尻・日の出地区津波防護施設整備計画をとりまとめることにしました。



出典：清水港海岸 江尻・日の出地区津波防護施設整備計画

図 2-20 清水港海岸の海岸保全施設整備図

2 江尻・日の出地区の津波防護施設の整備方針

「清水港海岸江尻・日の出地区津波防災対策検討委員会」における検討を受け、平成27年12月に清水港海岸江尻・日の出地区津波防護施設整備計画を策定し、この中で、津波防護施設の整備方針を以下のようにとりまとめました。

清水港の持つ多様な機能、景観、経済、賑わい等に配慮した防護ラインの設定

江尻・日の出地区の防潮堤等の津波防護施設は未整備であり、静岡県が早急に整備する必要があります。一方で、津波防護施設は、清水港の水際のアクセスや眺望の支障となる面もあり、地域住民や当地区で働く人々の安全を守るとともに、清水港が持つ多様な機能、景観、経済、賑わい等に配慮する必要があります。以下の3点を基本とし、津波防護施設の整備を行います。

- 江尻・日の出地区では、天端高 T.P.+4.0m の津波防護施設を整備し、レベル1 津波に対する防護機能、並びにレベル2 の津波に対する減災機能を確保する。
- 江尻・日の出地区の多様性に配慮し、その場所の特性に応じた津波防護施設を検討する。特に、景観や賑わいの創出に配慮すべき箇所については、地区全体の統一性に配慮しながら、各ゾーンの特徴を損なわないデザイン等を検討する。
- 津波防護施設の整備にあたっては、今後の調査・設計の段階から地域住民、関係企業及び行政機関と広く協議を行いながら、具体的な配置や構造を決定する。また、その検討経緯を広く関係者に周知するため、説明会の開催等十分な広報・PRに努める。



図 2-21 ゾーンごとの整備の考え方

2.6.5. 静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013

静岡県では、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するため、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」（以下「AP2013」という。）を取りまとめ、津波を防ぐ施設高の確保や施設の質的強化、静岡モデルの推進等の対策を進めています。以下に「AP2013」の減災における基本理念、目標を示します。

(1)基本理念

第4次地震被害想定を踏まえ、人命を守ることを最も重視し、地震・津波対策をハード・ソフトの両面から可能な限り組み合わせて充実・強化することにより、想定される被害をできる限り軽減すること、「減災」を目指します。

(2)基本目標

1. 地震・津波から命を守る

レベル1の地震・津波はもとより、レベル2の地震・津波に対しても、ハード・ソフト両面の対策を組み合わせ、一人でも多くの市民の命を守ることを第1の基本目標とします。

2. 被災後の県民生活を守る

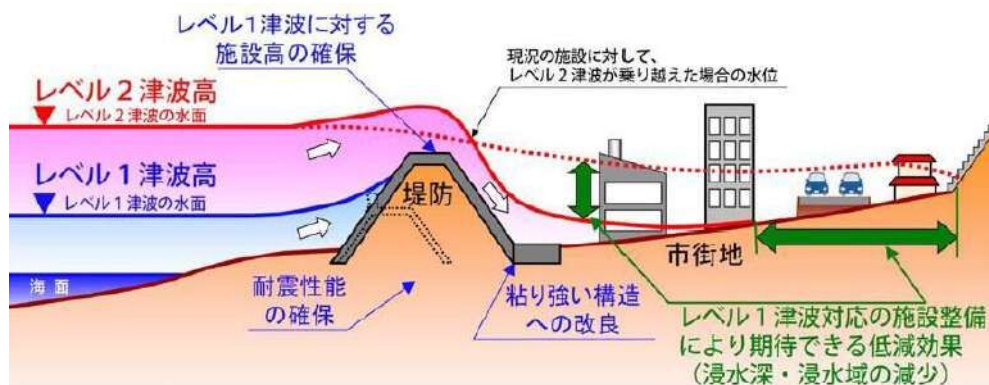
地震や津波から命は守れても、自宅を失い、避難所生活を余儀なくされたり、自宅は残ったものの、食料や水等の生活に必要な物資が不足する等、多くの県民が被災後に不自由な生活を強いられることが想定されます。命が守られた後のこうした事態から市民の生活を守ることを第2の基本目標とします。

3. 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる

さらに、被災した住居や学校、事業所等生活・学習・就労の場を回復させ、1日も早く元の生活に戻ることができるよう、迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げることを第3の基本目標とします。

AP2013では、発生頻度が比較的高い地震・津波（レベル1）に対応する津波対策施設の整備（ハード施策）を実施する方針が示されています。

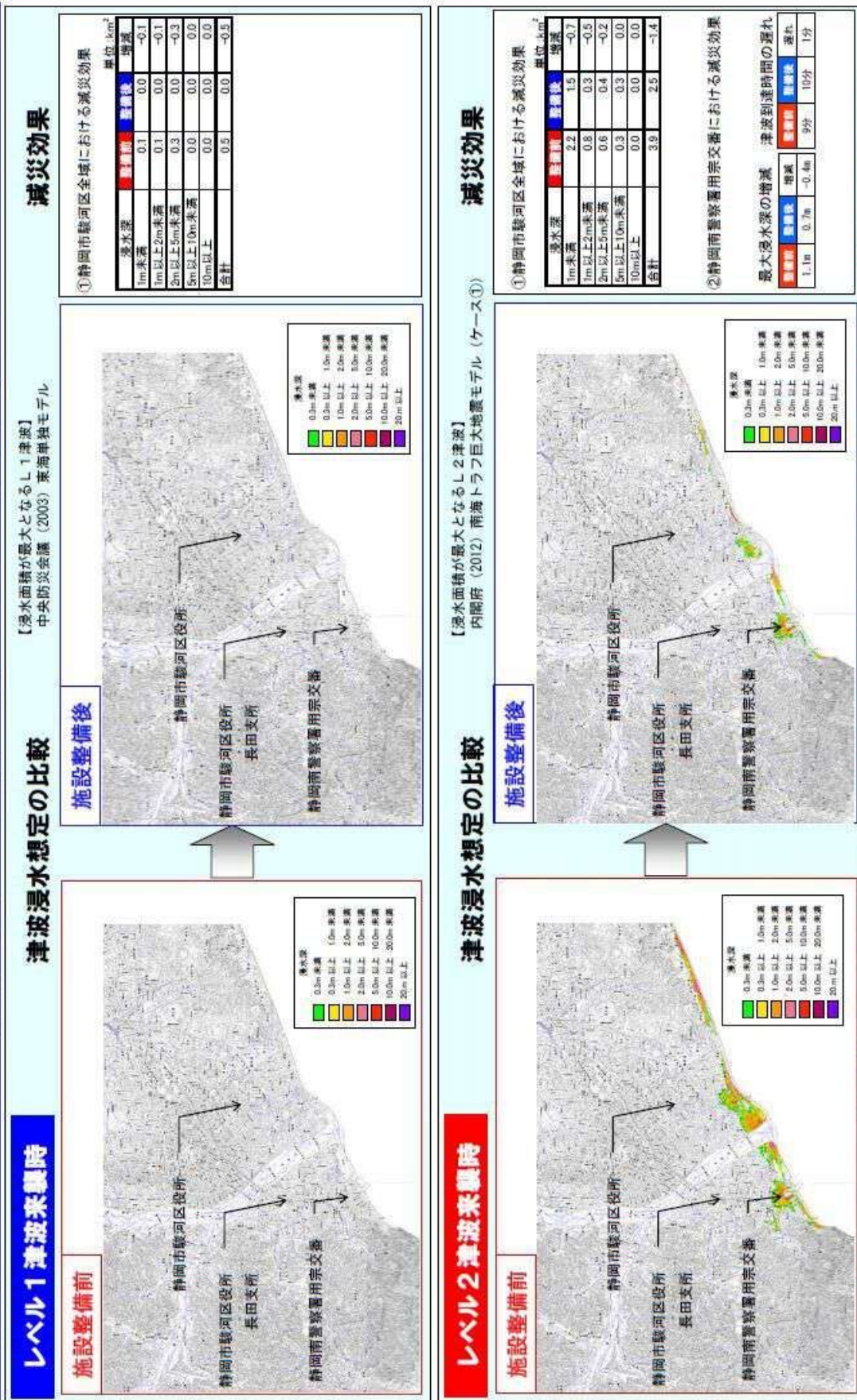
発生頻度が比較的高い地震・津波（レベル1）に対応する施設整備が完了することにより、レベル1津波による浸水被害からまちを守ることができます。また、最大クラスの地震・津波（レベル2）に対しても、施設整備前に比べ、津波による浸水域や浸水深の減少等の減災効果が期待できます。



出典：津波対策施設の整備（ハード対策）の概要 静岡県

図 2-22 レベル1津波対策施設の減災効果概念図

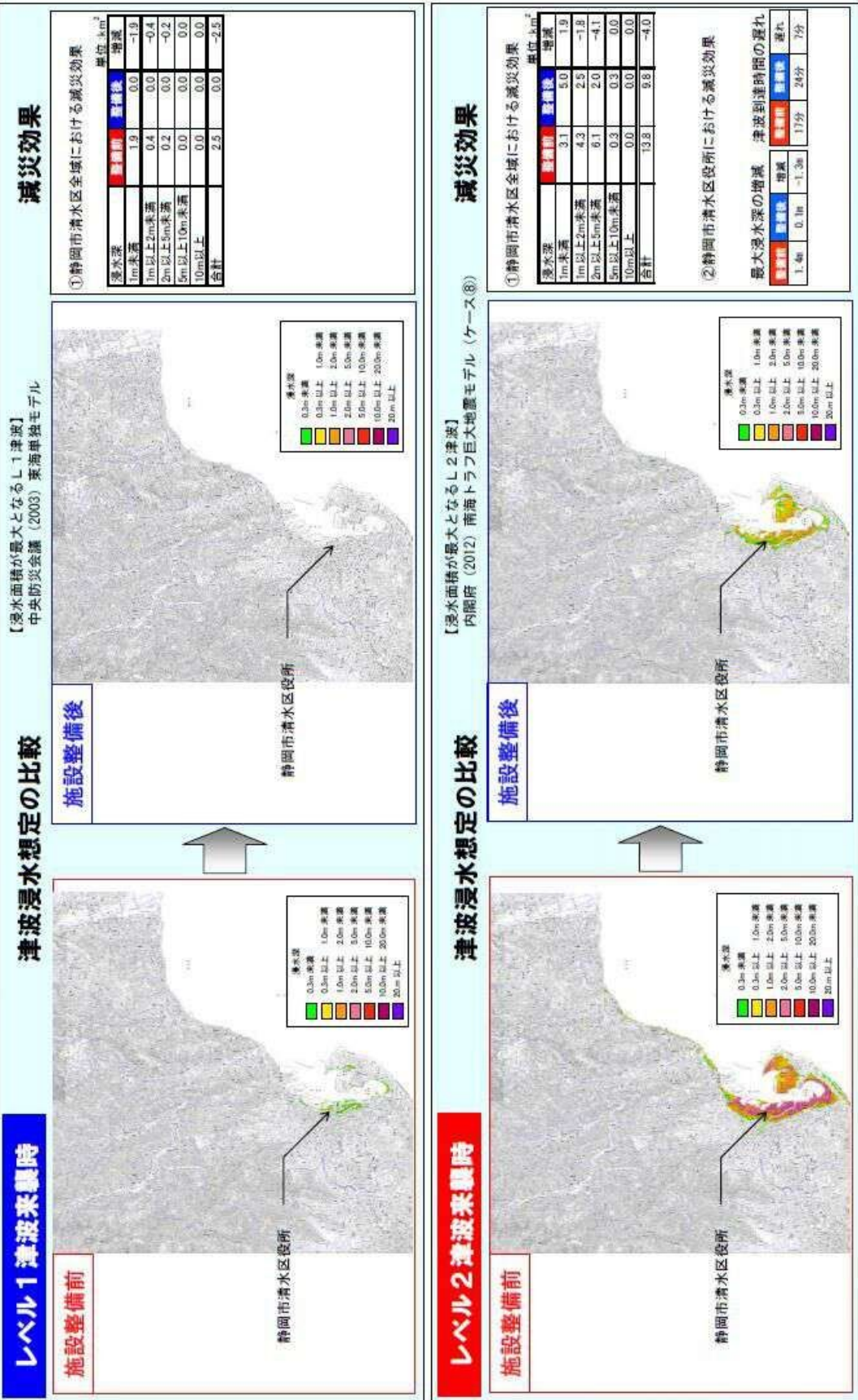
<参考>レベル1津波対策の施設整備による減災効果 13 静岡市駿河区



※本資料は、レベル1津波対策施設の高さが津波来襲時においても維持され、その効果が最大限発揮された場合の評価値を静岡県が独自に行ったものであり、今後、国土交通省等から新たな知見が示された場合には、必要に応じて見直しを行います。（本資料の活用には、留意事項をご確認下さい。）

出典：津波対策施設の整備（ハード対策）の概要 静岡県
図 2-23 レベル1津波対策の施設整備による減災効果（静岡市駿河区）

<参考>レベル1津波対策の施設整備による減災効果 14 静岡市清水区



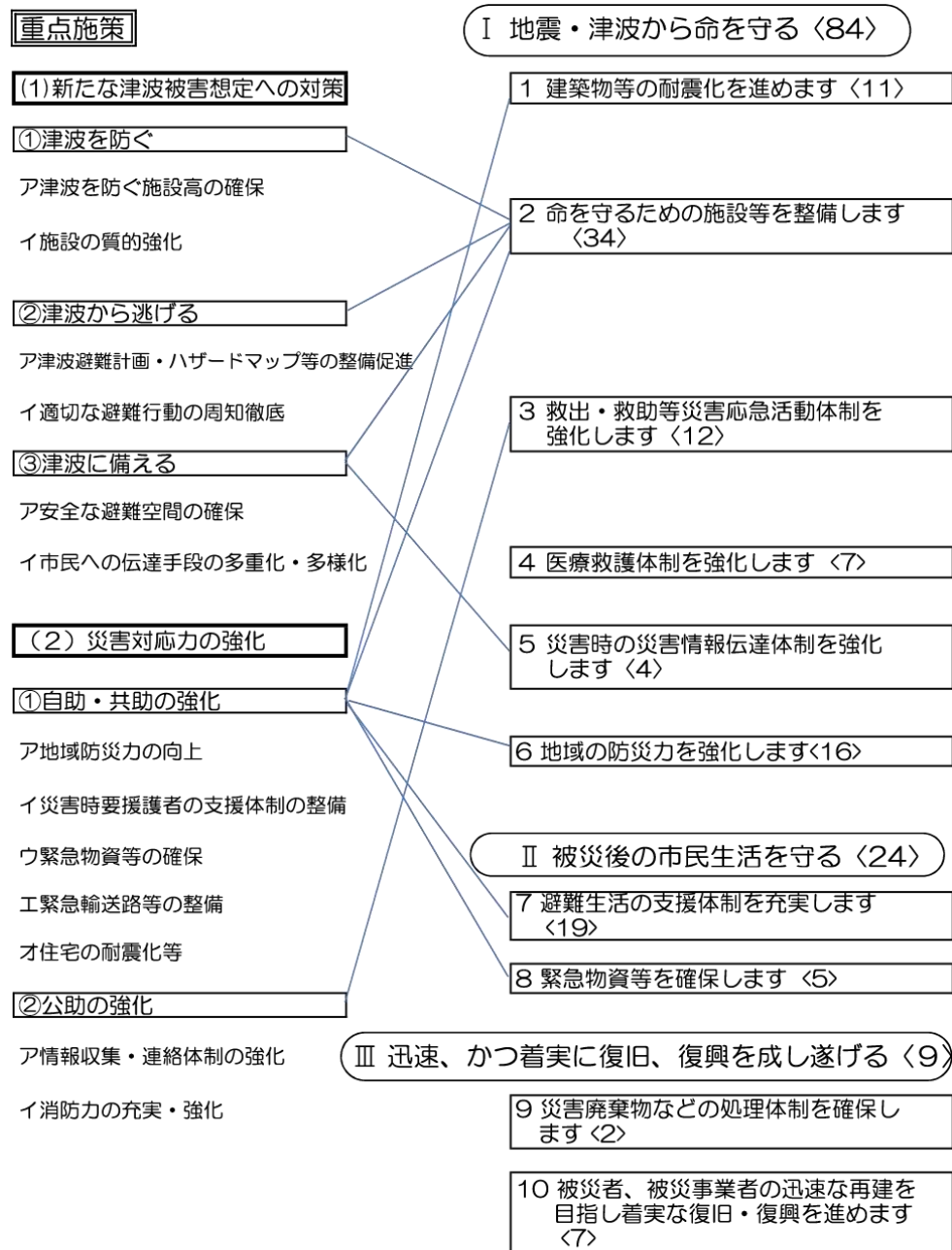
※本資料は、レベル1津波対策施設の高さが津波来襲時においても維持され、その効果が最大限発揮された場合の推定値を静岡県が独自に行ったものであり、今後、国土交通省等から新たな知見が示された場合には、必要に応じて見直しを行います。（本資料の活用には、留意事項をご確認ください。）

出典：津波対策施設の整備（ハード対策）の概要 静岡県

図 2-24 レベル1津波対策の施設整備による減災効果（静岡市清水区）

2.7. これまで静岡市が実施してきた地震・津波防災施策

本市では、東日本大震災以降、新たに国や静岡県より発表された地震・津波被害想定等を踏まえて「静岡市地震・津波対策アクションプログラム」を策定しました。計画期間を平成25年度から平成34年度までの10年間とし、アクションプログラムをもとに、減災を確実に実現するため、情報を共有・連携して取り組む体制を整備しています。静岡市が実施する重点施策とその対策を以下に示します。



注) < >内は、アクション数

図 2-25 静岡市地震・津波対策アクションプログラムにおける施策体系

2.7.1. 新たな津波被害想定への対策

1 津波を防ぐ

(1) 津波を防ぐ施設高の確保

静岡県では、第4次地震被害想定で推計したレベル1の津波を対象に、津波対策施設の高さが不足している箇所について、津波を防御できる高さまで嵩上げを行う対策を全県的に進めていくことになっており、本市においても、市管理の漁港や防潮堤、岸壁等の津波対策を進めています。

(2) 施設の質的強化

津波対策施設の耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行っています。

2 津波から逃げる

(1) 津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進

津波避難計画やハザードマップ等は、レベル2の津波からも適切に避難行動をとることができるように、第4次地震被害想定等をもとに作成し、市民に周知しています。

(2) 適切な避難行動の周知徹底

津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を市民一人ひとりに理解していただけるよう、実践的な津波避難訓練を定期的を実施しています。

3 津波に備える

(1) 安全な避難空間の確保

津波避難タワーや津波避難ビルの指定、避難路の整備等により、津波からの避難が困難な地域の解消に努めています。

(2) 市民への伝達手段の多重化・多様化

津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や防災ラジオ、緊急速報メールを整備・充実させるなど、伝達手段の強化に努めています。

2.7.2. 災害対応力の強化

1 自助・共助の強化

(1) 地域防災力の向上

自主防災組織を中心に地域の市民や事業所、学校等が協力し、地域の防災力を高めるため、防災訓練や人材育成等の取組を行っています。防災意識が次世代に継承されるよう、小・中学生の防災教育にも努めています。

(2) 災害時要配慮者の支援体制の整備

災害時において、避難者同士が行う要配慮者への細やかな対応への支援体制づくりを整備しています。

(3) 緊急物資等の確保

発災直後は、行政等による生活支援が困難となることから、まずは「自助」で対応するための備えが必要です。特に、第4次地震被害想定を踏まえると、家庭や地域での食料や飲料水等の備蓄品は、1週間分以上必要となるため、この周知に努め対応を促進します。

(4) 緊急輸送路等の整備

被災後の広域支援や救命救急・物資搬送の基盤となる強い道路ネットワークの確立に向け、橋梁の耐震補強やアクセス道路等の整備をしています。

(5) 住宅の耐震化等

地震・津波被害が甚大で、現在想定している避難所だけでは不足することが見込まれることから、自宅で過ごすことができる環境の整備を支援しています。

2 公助の強化

(1) 情報収集・連絡体制の強化

災害時における情報の迅速かつ的確な収集・一元化・共有を図ることにより、市災害対策本部の速やかな意思決定を可能とするための整備を行っています。

(2) 消防力の充実・強化

大規模災害時の迅速な救難活動を可能とする消防救急広域化とともに関係市町との連携を進め、市民の安全を迅速かつ的確に守るための消防力の充実・強化を行っています。

第3章 津波防災地域づくりの課題

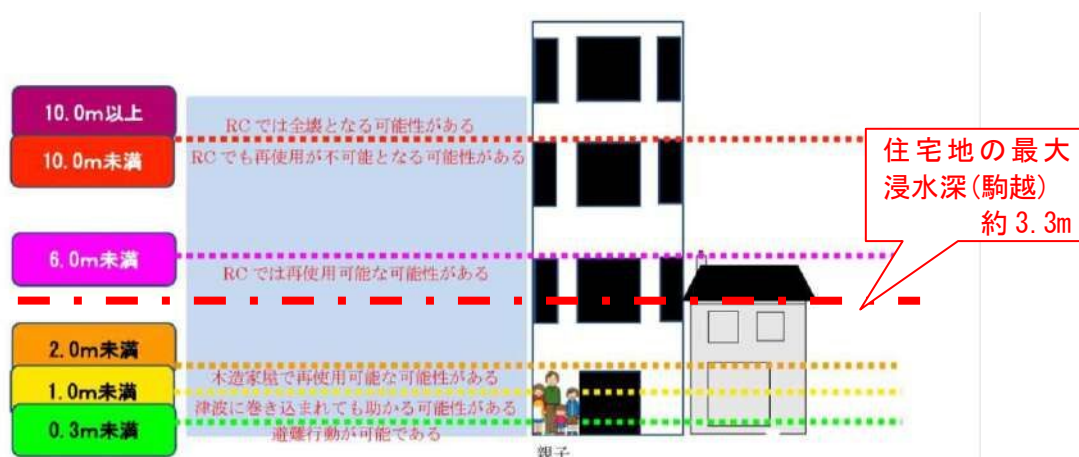
本章では、津波防災地域づくりの推進にあたり、津波の規模と被害の関係を踏まえて、本市が抱える5つの課題及び地域ごとの課題を示します。

3.1. 津波の浸水深と想定される被害

津波の浸水深と被害の関係は、国土交通省による東日本大震災の被害状況調査結果や、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（中央防災会議）が公表した南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要より、以下のように示されています（図 3-1）。

図より、浸水深が 0.3m を超えると津波からの避難行動が困難になり、1m 以上になると助からない可能性が高くなります。また、浸水深が 2m を超えると木造家屋が再使用できなくなる可能性があります。このことから、浸水想定区域では、想定浸水深にかかわらず直ちに避難が必要なこと、浸水深 2m 以上の地域では建物被害が拡大することに着目する必要があります。

- 10.0m 以上：RC 造建物では全壊となる可能性がある
- 10.0m 未満：RC 造建物でも再使用が不可能となる
- 6.0m 未満：RC 造建物では再使用の可能性がある
- 2.0m 未満：木造家屋では再使用の可能性がある
- 1.0m 未満：津波に巻き込まれても助かる可能性がある
- 0.3m 未満：避難行動が可能である



出典：南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要を基に、国土交通省中部地方整備局が「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」にて作成

図 3-1 津波の浸水深と津波被害の関係

3.2. 津波防災地域づくり上の課題

課題-1 津波による被害を軽減する津波対策施設

本市では、堤防が未整備の地区や、必要堤防高に満たない地区が少なからず残っています。また、津波が津波対策施設を乗り越えた場合、施設が破損する可能性もあるため、津波対策施設の整備・強化をする必要があります。

その他、津波が河川を遡上し、内陸部にまで浸水被害が広がる恐れもあります。河口部に水門を設けて、津波の被害を軽減している河川もありますが、津波対策施設が未整備の河川もあります。レベル1の津波を防ぐとともに、レベル2の津波が来襲した場合にも、沿岸部の人的被害・建物被害を減らすため、各種津波対策施設を整備することによって、津波の浸水深を浅くするとともに津波到達時間を少しでも遅らせる必要があります。



無堤区間

巴川河口部の津波
対策施設が未整備

出典：駿河湾沿岸海岸保全計画

図 3-2 津波対策施設の整備が必要な地区

表 3-1 津波対策施設の主な分類

津波対策施設	該当する施設の種類の
①海岸保全施設	堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤など
②港湾施設・漁港施設	防潮堤、岸壁、護岸など
③河川管理施設	水門、堤防、護岸など
④保安施設	海岸保安林など
⑤津波防護施設※	盛土構造物（津波による浸水を防止する機能を有するもの）、護岸、胸壁及び閘門（①～④に関わる施設以外）

※発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が、陸上に遡上した場合に、その浸水の拡大を防止するために内陸部に設ける施設

課題-2 地震・津波による被害を受けにくい市街地

浸水深2m以上の津波が襲来した場合、老朽化の進んだ建築物などが流出する危険性が高くなり、市街地の被害が甚大となる恐れがあります。

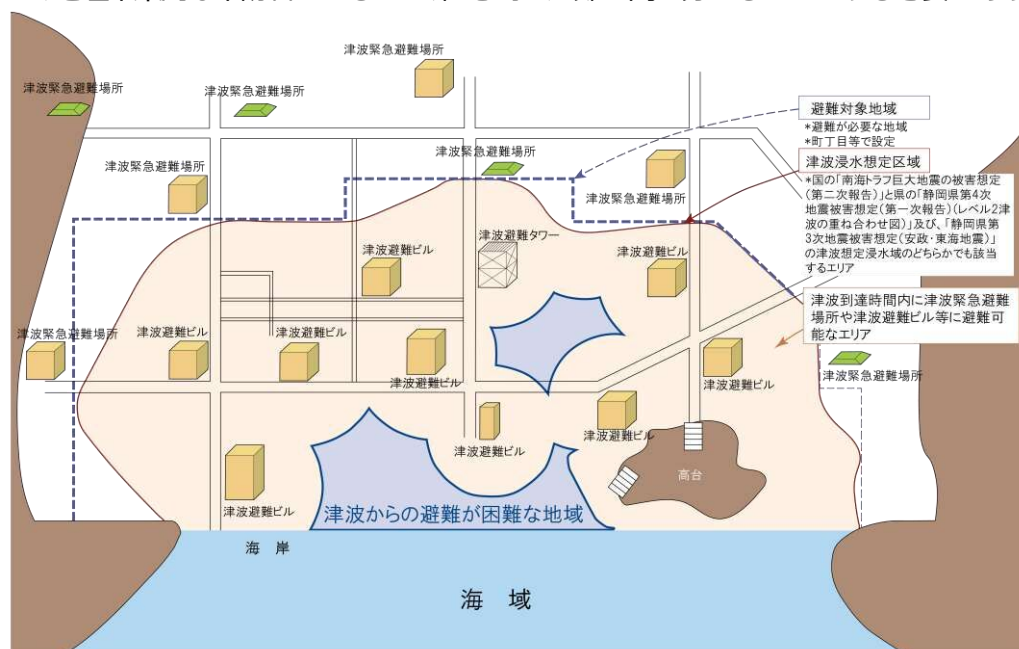
本市の沿岸部には、古い市街地が現存している区域もあり、地震・津波に対して脆弱な建物が多く存在するため、建物倒壊などの被害が予想されます。特に、細街路沿いの老朽化が進んだ建築物やブロック塀などが多い区域では、障害物の落下や飛散、延焼火災により、避難路が閉塞する可能性があります。

以上より、建物の耐震化、地震・津波の被害を受けにくい建物への建て替え、道路の拡幅を行う必要があります。

課題-3 地震・津波から安全・確実に逃げられる環境

津波からの避難は、浸水域外へ避難することが原則ですが、津波の到達時間が早いことが予想される地域があります。そのため、津波が到達するまでに浸水域外への避難が難しく、近くに津波避難施設（津波避難ビルや高台など）がない、もしくは近隣の津波避難施設の受入人数が不足している地域が、いまだに存在しています（図 3-3）。このような津波からの避難が困難な地域を解消するために、津波避難ビルの指定を進めるとともに、津波避難ビルとなるような高い建物がない地域では、津波避難タワーを建設する必要があります。

また、迅速かつ確実な早期避難を促すためには、家具の固定化、事前の避難施設・避難経路の周知、避難施設への誘導、災害時の情報伝達体制の整備が必要です。本市では、津波ハザードマップを作成し、啓発活動に努めていますが、まだ十分とは言えません（図 3-4）。そのため、市民が津波の危険性を知り、いざという時に避難を自発的に行うことができる環境をつくっていく必要があります。また、地理不案内な来訪者もいるため、直感的に避難方向が分かるようにする必要があります。



●津波からの避難が困難な地域

想定津波による浸水が到達するまでに、津波浸水想定区域外、または津波浸水想定区域内の津波避難施設（津波避難ビルや高台など）へ避難することが困難な地域

※津波避難施設への避難が可能な地域であっても、津波避難施設の受入人数が不足している場合は、津波からの避難が困難な地域とする。

図 3-3 津波からの避難が困難な地域

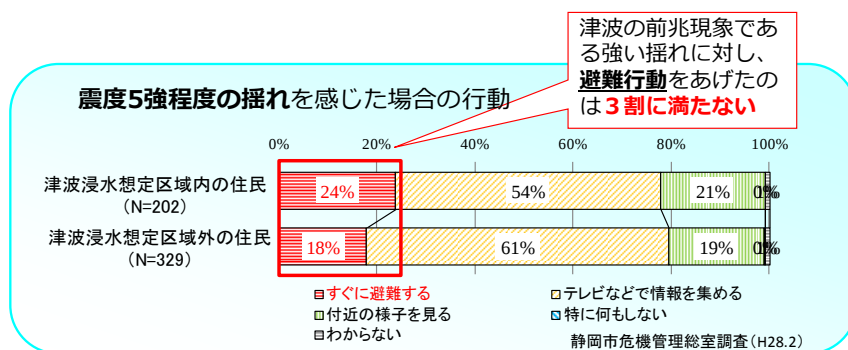


図 3-4 震度5強程度の揺れを感じた場合の市民の行動

課題-4 被災生活、復旧、復興の備え

最大クラスの地震・津波（レベル2）発生後は、救援活動や不足する物資の調達・輸送、施設の復旧等に関する非常に多くの対応が必要となり、他の地域からの支援の受け入れも必要となります。これらの対応が早期に行われることが、地域の速やかな復旧・復興につながります。

また、津波による被害が甚大な地域では、建物等の流出により土地の境界がわからなくなり、復興の着手が遅れることが予想されます。

さらに、復興を円滑に行うためには、市が策定した「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」に基づき、復興に取り組む市民や事業者等への支援体制を整備する必要があります。

課題-5 災害時要配慮者の避難・支援体制

本市における主な災害時要配慮者として高齢者や児童、身体及び知的障害者、病院の入院患者や福祉施設の入居者、地理不案内な観光客や転入者、未就学児のいる家庭の母子などが挙げられます。沿岸部では、介護・福祉施設、医療施設などの要配慮者施設も多く立地しているため、多くの要配慮者が津波による被害にあう恐れがあります。災害時要配慮者は、避難方向を知らなかったり、自力での避難が困難もしくは避難行動に時間がかかったりするため、特に対策を行う必要があります。また、地域の住民が、発災時に近くにいる要配慮者を助けること（共助）ができる環境づくりも重要です。

3.3. 地域別の課題

本市の沿岸部は、人口や土地利用状況など、地域によって特色があり、抱える災害リスクも多岐にわたります。本計画では、現状と災害リスクが地域ごと様々であることを踏まえ、津波防災地域づくり上の課題を16の小学校区ごとに整理した上で、8つの地域にとりまとめました。

表 3-2 小学校区と8地域の関係

地区区分（小学校区）	No.	地域区分	地区区分（小学校区）	No.	地域区分
長田南小学校	①	用宗・広野	清水不二見小学校	⑤	江尻～日の出・不二見
川原小学校			清水岡小学校+清水小学校		
中島小学校	②	大浜海岸	清水入江小学校+清水浜田小学校+清水江尻小学校+清水辻小学校		
宮竹小学校+大里東小学校			清水袖師小学校	⑥	袖師・興津（臨海工業地域）
大谷小学校	③	久能・駒越海岸	清水興津小学校	⑦	袖師・興津（住宅地）
久能小学校			清水袖師小学校		
清水駒越小学校			清水興津小学校	⑧	由比・蒲原
清水駒越小学校	④	三保半島・折戸湾沿岸	由比小学校		
清水三保第二小学校			蒲原西小学校+蒲原東小学校		
清水三保第一小学校					

※袖師・興津は JR 東海道本線より海側を「臨海工業地域」、内陸側を「住宅地」として区分し、地域別の課題を整理している。



図 3-5 8 地域区分のイメージ

表 3-3 8 地域別の主な課題

地域区分	8地域別の主な課題
用宗・広野	・津波到達時間 10 分未満区域がある ・津波による建物倒壊、人的被害が予想される ・浸水域にインフラ施設がある（長田浄化センターなど） ・古い建物が密集している区域がある ・細街路が多い ・延焼火災の危険性が高い区域がある ・津波からの避難が困難な地域がある
大浜海岸	・津波到達時間 10 分未満区域がある ・津波による建物倒壊、人的被害が予想される ・浸水域にインフラ施設がある（中島浄化センターなど） ・全域的に古い建物が多い ・細街路が多い ・津波からの避難が困難な地域がある
久能・駒越海岸	・津波到達時間 10 分未満の区域がある ・津波による人的被害が予想される ・全域的に古い建物が多い ・いちご農園への来訪者や国道 150 号の通行車両などが多い
三保半島 ・折戸湾沿岸	・津波到達時間 10 分未満区域がある ・津波による建物倒壊、人的被害が予想される ・海岸線沿いに企業が立地している ・細街路が多い ・延焼火災の危険性が高い区域がある ・津波からの避難が困難な地域がある ・高齢者や観光客、大学への転入者が多い
江尻～日の出・不二見	・津波到達時間 10 分未満区域がある ・津波による建物倒壊、人的被害が甚大になることが予想される ・無堤区間である ・海岸線沿いに企業が立地している ・浸水域にインフラ施設がある（静清浄化センターなど） ・細街路が多い ・延焼火災の危険性が高い区域がある ・津波からの避難が困難な地域がある ・高齢者や集客施設への来訪者が多い
袖師・興津（臨海工業地域）	・津波到達時間 10 分未満区域がある ・津波による建物倒壊、人的被害が予想される ・埠頭にあるコンテナや車両が、後背地へ流れ込み住宅地に危害を及ぼす危険性がある ・海岸線沿いに企業が立地している ・細街路が多い ・延焼火災の危険性が高い区域がある ・津波からの避難が困難な地域がある
袖師・興津（住宅地）	・津波による建物倒壊、人的被害が予想される ・全域的に古い建物が多い ・細街路が多い
由比・蒲原	・全域的に古い建物が多い ・細街路が多い ・漁港への来訪者などが多い

表 3-4 地域別の課題（詳細版）

現況			第 4 次地震被害想定				都市災害要因分析調査（H24 静岡市都市局成果）		地域の課題		
地域区分	土地利用及び主要河川 （青文字は浸水想定域内にも立地）	主な周辺施設 （緑文字は浸水域外）	浸水想定区域	津波到達時間	津波による建物倒壊・人的被害	地震動による建物倒壊	幅員の狭い道路の分布	延焼危険度	避難施設の確保	迅速かつ安全に避難できるか	その他
用宗・広野	●土地利用 田、畑、山林、 住宅用地、商業用地、工業用地、公益施設用地 ●河川 小坂川、丸子川、安倍川	用宗漁港、用宗フィッシャリーナ、広野海岸公園、長田浄化センター、医療施設（静岡徳洲会病院等）	・用宗漁港周辺、小坂川、丸子川の周辺で浸水域が広がっている。 ・安倍川右岸部（安倍川右岸部と丸子川に挟まれた区域）が浸水する。	・用宗漁港周辺から西南の丘陵地までの沿岸部に、津波到達時間が10分未満の区域が広く分布している。 ・丸子川河口部（広野）の一部で津波到達時間が10分未満の区域がある。	・用宗漁港周辺と西南部、丸子川河口部において津波による建物倒壊・人的被害が予想される。	・震度 7 の地震と古い建物が多い地域であるため、建物全壊棟数が多いと予想される。 ・用宗漁港西南部の住宅地に大きな被害が予想される。	・浸水域内の避難方向の道路に、幅員 5.5m 未満の道路が多い。	・JR 東海道本線と用宗漁港に囲まれた一帯に古い建物が密集しているため、燃え広がりがやすい。 ・用宗漁港以東の住宅地に古い建物が密集しているため、燃え広がりがやすい。	・小坂川周辺及び用宗四丁目に津波からの避難が困難な地域がある。 ・丘陵地等の高台への避難が可能であるが、要配慮者等は避難が困難な可能性がある。	・細街路やブロック塀、老朽建築物の多さを考えると、地震動、延焼火災、液状化等による建物倒壊が複合的に発生し、避難路が機能しない可能性がある。 ・沿岸部は津波到達時間が早いため、早期避難ができる体制が必要である。	
大浜海岸	●土地利用 田、畑、 住宅用地、商業用地、工業用地、公益施設用地 ●河川 安倍川、浜川、道成寺川、大谷川	大浜公園、中島浄化センター、中島テニスコート、工場（水産食品製造業等）	・安倍川左岸部にある 3 つの河川周辺で浸水する。特に安倍川と浜川に囲まれた地域（中島など）は浸水域が比較的に広い。	・浜川河口に、津波到達時間が10分未満の区域がある。 ・内陸部には、津波到達時間が30分前後の区域が多い。	・河川の周辺に、津波による建物倒壊が予想される。 ・安倍川左岸部は、多くの河川に囲まれ、浸水域が広いことから、人的被害が予想される。	・区域全体に、古い建物が多いため、建物全壊棟数が多いと予想される。	・東名高速道路から沿岸にかけて幅員 5.5m 未満の道路が多い。 ・浜川左岸（西島と下島）に、幅員 5.5m 未満の道路率が 80%の区域がある。		・浜川と道成寺川に囲まれた地域（下島）に津波からの避難が困難な地域がある。	・細街路や老朽建築物の多さを考えると、地震動による建物倒壊が発生し、避難路が機能しない可能性がある。 ・沿岸部は津波到達時間が早いため、早期避難ができる体制が必要である。	・中島には浸水域内に要配慮者施設が複数立地している。 ・津波浸水だけでなく、安倍川をはじめとする多くの河川で津波が遡上する恐れがある。
久能・駒越海岸	●土地利用 田、畑、 住宅用地、商業用地、工業用地、公益施設用地 ●河川 大谷川、旧大谷川、殿谷川、柳沢川、浜田川	石垣いちご農園、 久能山東照宮	・国道 150 号沿いの農地や久能小学校区の沿岸部で浸水深が深い。 ・大谷川等の河川周辺において、浸水域が広がっている。 ・旧大谷川周辺も地盤高が低いため、浸水深が深い。	・津波到達時間が 10 分未満の区域が東西へ広がる。 ・国道 150 号沿いの農地は、津波到達時間が 10 分未満の区域に立地している。	・浸水域に建物の立地が少ないため、建物倒壊は比較的に少ない。 ・津波到達時間が早い区域に、いちご農園や国道 150 号があるため、来訪者の人的被害が予想される。	・区域全体に、古い建物が多いため、浸水域の際の住宅地で建物倒壊が多く発生することが予想される。	・大谷川左岸側の住宅地に、幅員 5.5m 未満の道路が多い。			・細街路や老朽建築物の多さを考えると、地震動による建物倒壊が発生し、避難路が機能しない可能性がある。 ・特に大谷川左岸住宅地は、避難路が閉塞する可能性が高い。 ・沿岸部は津波到達時間が早いため、早期避難ができる体制が必要である。	・国道 150 号の通行車両及び、いちご農園などへの来訪者が多い。
三保半島・折戸湾沿岸	●土地利用 畑、山林、 住宅用地、商業用地、工業用地、公益施設用地 ●河川 大橋川	港湾施設、工場（金属製品製造業等）、三保内浜海水浴場、大学、 三保松原	・駒越の折戸湾に面している商工業地、その後背地にある住宅地にまで浸水域が広がり、浸水深が深い。 ・三保半島内湾側で浸水域が大きく広がっている。 ・特に三保内浜海岸や工場地、大学の浸水深が深い。	・折戸湾に面して津波到達時間が10分未満の区域があり、商工業地や海水浴場などが立地している。 ・住宅地（折戸湾奥、三保・内海）は、全般的に津波到達時間が 15 分以上である。	・三保半島北部と折戸湾に面している地域は、津波による建物倒壊が大きい。 ・沿岸部の商工業地や住宅地、観光地に、人的被害が予想される。	・震度は他の地域よりも小さいが、折戸湾に面する地域や三保半島の北側などの浸水域内で、建物倒壊が予想される。	・住宅地に幅員 5.5m 未満の道路が多い。 ・避難先周辺に幅員 5.5m 未満の道路が多い。（三保・内海） ・浸水域外方向の道路に幅員 5.5m 未満の道路が多い。	・三保街道以東の住宅地に古い建物が密集しているため、燃え広がりがやすい。	・三保地区は、避難ビルとして利用可能な施設も少なく、避難タワー以外の選択肢が少ない。 ・一部、津波からの避難が困難な地域がある。	・三保半島北部と駒越の住宅地で、延焼火災の危険性があることや、細街路と地震動による建物倒壊を考えると、避難路が機能しない可能性がある。 ・特に三保の住宅地には、ブロック塀と古い建物が多いため、避難路の閉塞が多発する可能性がある。 ・津波到達時間が 10 分未満の区域に、多くの工場地が立地するため、早期避難ができる体制が必要である。	・要配慮者が多い地域である。 ・地理不案内な観光客や転入してきた大学生が多い。
江尻～日の出・不二見	●土地利用 住宅用地、商業用地、工業用地、公益施設用地 ●河川 巴川、大橋川	清水魚市場河岸の市、清水マリンパーク、エスパルスドリームプラザ、フェリー乗り場、静清浄化センター、工場（食品製造業等）、物流倉庫	・JR 清水駅周辺で岸壁から 600m、それよりも南側は、清水港と巴川に挟まれる全域が浸水する。 ・国道 1 号巴川橋下流まで遡上する。下流部では西側に最大 500m の浸水域が広がっている。 ・浸水区域の大部分で浸水深が 2m 以上である。	・清水港周辺の沿岸部や巴川周辺に、津波到達時間が 10 分未満の区域が広く分布している。 ・多くの集客施設は、津波到達時間が 10 分未満の区域に立地している。	・浸水域内に多くの建物が立地するため、建物倒壊が予想される。 ・特に巴川河口部周辺には、浸水深が 3m 以上の区域もあり、甚大な被害を受けると予想される。 ・居住人口とともに、市内外からの来訪者も多い区域のため、甚大な人的被害が予想される。	・地盤が緩い地域に、居住区や商工業地が集中しているため、建物倒壊が予想される。	・全般的に避難方向の道路に幅員 5.5m 未満の道路が多い。 ・JR 清水駅西側に幅員 5.5m 未満の道路が多い。	・JR 清水駅以西の住宅地や商業地に古い建物が密集しているため、燃え広がりがやすい。	・巴川河口部及び右岸、工業地帯に、津波からの避難が困難な地域がある。	・全域の地震動による建物倒壊や JR 清水駅西側の細街路、延焼火災の危険性を考えると、避難路が機能しない可能性がある。 ・巴川右岸の浸水域の際の延焼危険性を考えると、浸水域外への避難が阻害される可能性がある。 ・津波到達時間 10 分未満区域に多くの集客施設と工場地が立地するため、早期避難ができる体制が必要である。	・沿岸部の集客施設に市内外からの来訪者が集まる人口密集地帯である。 ・要配慮者が多い地域である。 ・無堤区間である。 ・清水港と巴川に挟まれた地域である。
袖師・興津（臨海工業地域）	●土地利用 商業用地、工業用地、公益施設用地 ●河川 庵原川、波多打川	石油・ガス貯蔵施設、物流施設、エスパルスドリームフィールド	・国道 1 号を越えて浸水域が広がっている。 ・埴頭地域において浸水深 2m 以上の地域が広がっている。	・袖師第 1・2 埴頭周辺や国道 1 号バイパス以南興津埴頭に、津波到達時間が 10 分未満の区域が広く分布している。	・埴頭地域で津波による建物倒壊が予想される。 ・また、浸水域内には商工業地があるため、人的被害が予想される。	・地盤が緩い地域に、商工業地が集中しているため、建物倒壊が予想される。	・全般的に避難方向の道路に幅員 5.5m 未満の道路が多い。 ・JR 清水駅西側に幅員 5.5m 未満の道路が多い。	・JR 清水駅以西の住宅地や商業地に古い建物が多いため、燃え広がりがやすい。	・一部、津波からの避難が困難な地域がある。	・津波到達時間が 10 分未満の区域に、多くの工場地が立地するため、早期避難ができる体制が必要である。	・レベル 2 の津波が到達した場合、埴頭にあるコンテナや車両等が後背地へ流れ込み、住宅地に被害を及ぼす可能性がある。
袖師・興津（住宅地）	●土地利用 畑、山林、 住宅用地、商業用地、工業用地、公益施設用地 ●河川 庵原川、波多打川、興津川	物流倉庫	・全般的に JR 東海道本線まで浸水域が広がっている。 ・庵原川周辺や興津川右岸では JR 東海道本線を越えるところまで浸水域が広がっている。		・特に庵原川周辺と興津川河口部で津波による建物倒壊が予想される。 ・また、浸水域内には住宅地のほか、商業地も多くあるため大きな人的被害が予想される。	・地盤が緩い地域に、居住区や商業地が集中しているため、建物倒壊が予想される。	・避難方向の道路や JR 東海道線の西側の住宅地に幅員 5.5m 未満の道路が多い。 ・興津川周辺に幅員 5.5m 未満の道路率が 80%の区域がある。			・全域的に古い建物やブロック塀が多い。 ・袖師は、地震動による建物倒壊が多く、細街路の多さを考えると、避難路が機能しない可能性がある。 ・興津川右岸は細街路が多いため、ブロック塀の倒壊や延焼火災で、避難が阻害される可能性がある。	
由比・蒲原	●土地利用 田、畑、山林、 住宅用地、商業用地、工業用地、公益施設用地 ●河川 由比川、神沢川、富士川	由比漁港、 工場（金属製品製造業等）	・神沢川、由比漁港、倉沢漁港周辺、国道 1 号の一部区間で浸水する。（居住区域ではほぼ皆無）	・津波到達時間が 10 分未満の区域に由比漁港があるが、住宅用地はほぼ無い。	・津波による建物倒壊は他の地域に比べると限定的である。 ・由比漁港周辺と国道 1 号の通行車両への人的被害が予想される。	・全域的に老朽化建築物が多いため、地震動による建物倒壊が予想される。	・避難方向の道路に幅員 5.5m 未満の道路が多い。			・由比漁港周辺の住宅地は老朽建物が多く、道路も狭隘なため、避難路が機能しない可能性がある。	・由比漁港への来訪者が多い。

第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

本市の現状及び地震・津波災害の課題を踏まえ、本章では、津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針と5つの取組方針について示します。

また、本市の8つの地域それぞれの課題に対して、まちづくりの方針を示します。

4.1. 津波防災地域づくり推進の基本的な方針

本市の津波防災地域づくり推進の基本的な方針と、それを達成するための取組方針について示します。

4.1.1. 本市の基本方針

【本市の基本方針】

安心・安全な暮らしと、活気・賑わい
が両立するまちづくり

本市は、沿岸部に産業拠点や観光交流文化拠点を有し、それらの賑わいを保って発展を続けています。

第3次静岡市総合計画では、「歴史文化」と「健康長寿」のまちづくりを通し、都市の発展と暮らしの充実を目指しており、産業・経済の振興と安心・安全の確保を図っています。また、静岡市都市計画マスタープランでは、『人の交流がまちをつくり、人とのつながりがまちを育てる時代に合ったまちづくり～「成長・拡大」から「成熟・持続可能」へ～』をまちづくりの基本理念とし、都市計画の目標を「多様な主体の参加による協働のまちづくり」、「にぎわいと魅力ある街なかづくり」、「交流と活力による発展するまちづくり」、「安心・安全・快適に暮らせるまちづくり」、「人と自然が共に生きるまちづくり」の5つとしています。

一方で、静岡県第4次地震被害想定では、最大クラスの地震・津波（レベル2）が発生した場合、沿岸部を中心に甚大な被害が想定されており、市民の安全と産業、文化、観光を守るための対策を推進していく必要があります。そして、静岡市地震・津波対策アクションプログラムにおいては「減災」を基本理念とし、「地震・津波から命を守る」、「被災後の市民生活を守る」、「迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる」を基本目標に掲げています。

このことから、第3次静岡市総合計画の目指す都市像、静岡市都市計画マスタープランのまちづくりの基本理念と都市計画の目標、静岡市地震・津波対策アクションプログラムの基本理念、基本目標を踏まえ、「安心・安全な暮らしと、活気・賑わいが両立するまちづくり」を本計画の基本方針に位置づけます。

4.1.2. 静岡市型の「静岡方式」による津波防災地域づくりの推進

静岡県は、東海地震の想定震源域に近いことため津波到達時間が早く、多くの人口・資産が集中する低平地の広い範囲に甚大な被害が予想されています。県ではこの課題に対する解決策として、最大クラスの津波（レベル2津波）も含めて、できる限り被害を最小化する津波対策を「静岡方式」とし、地域住民の合意を図りながら市町と協働で推進しています。

本市では、平成 23 年の東日本大震災を契機として、これまでの津波対策に加え、想定される最大クラスの津波（レベル2津波）を想定した避難方法や避難施設の整備などの警戒避難体制を先行的に進めてきました。また、津波を防ぐ施設は、地域の賑わいと両立させるため、これまで想定していた「東海地震」など比較的発生頻度の高い地震による津波（レベル1津波）を防ぐ高さを整備の目安とし、レベル2の津波に対しても被害を軽減する「粘り強い構造」への改良を、海岸・河川管理者とともに進めています。

さらに江尻～日の出地区などを擁する清水都心の沿岸部には、都市機能が集積し、多くの観光客が訪れるエリアとなっており、今後の大規模開発も見込まれることから、津波に強く、活気と賑わいが共存する津波防災地域づくりを推進していきます。

「海岸・河川管理者による施設整備」と、安心・安全な暮らしを実現する「警戒避難体制」、沿岸部における既存拠点への産業と賑わい施設の集約による「活気・賑わいの創出」を組み合わせたものを、静岡市型の「静岡方式」（図 4-1）とします。静岡市型の「静岡方式」により、基本的な方針である「安心・安全な暮らしと、活気・賑わいが両立するまちづくり」を推進します。

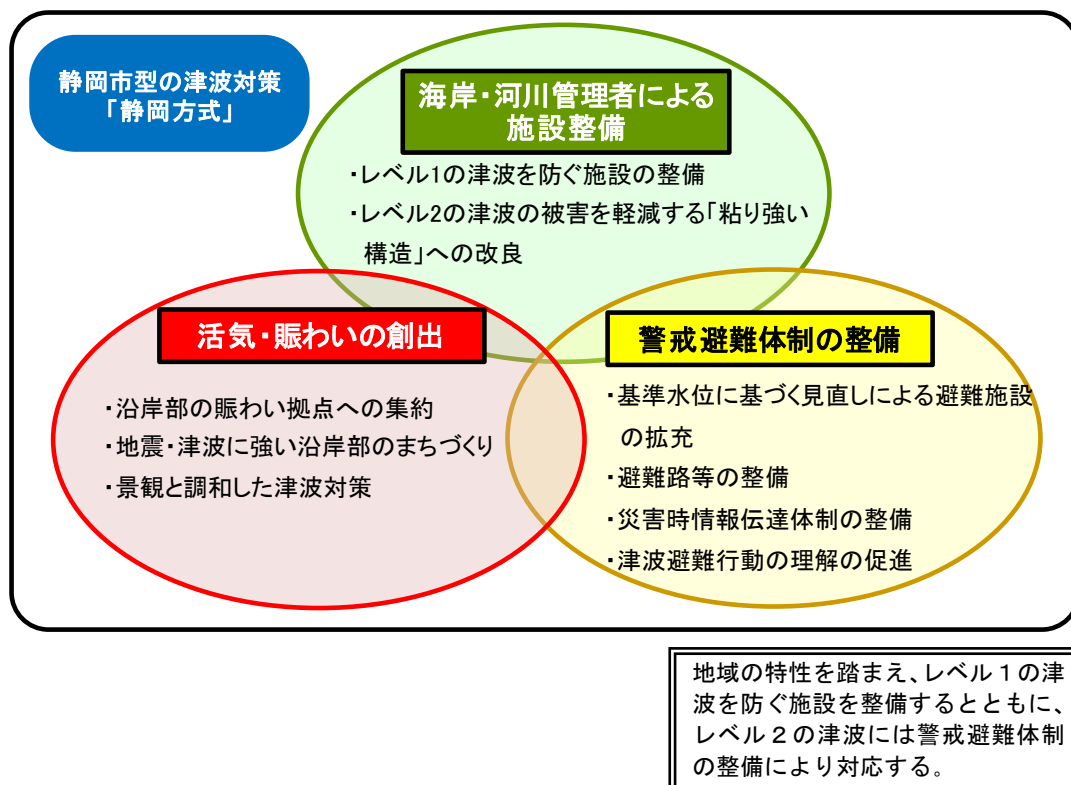


図 4-1 静岡市型の「静岡方式」イメージ

4.1.3. 取組方針

「安心・安全な暮らしと、活気・賑わいが両立するまちづくり」の実現に向けて、5つの取組方針を設定します。

方針-1 津波被害を確実に減らす ●主な取組主体：国、県、市

津波による建物倒壊・人的被害を減らすための施設整備を行っていきます。水門や防潮堤、岸壁などの津波対策施設の整備に加え、既存の津波対策施設についても、災害時、確実に減災効果を発揮できるようにするため、施設の耐震化や粘り強い構造（地震・津波発災時の施設の破壊、倒壊するまでの時間を引き延ばしたり、施設全壊の可能性を少しでも減らす構造）への改良を施設管理者と調整しながら行っていきます。

方針-2 地震・津波に強い構造のまちづくり

●主な取組主体：市、市民、事業者

地震による建物倒壊を防ぐため、公共施設の耐震化を進めるとともに、建物の耐震化やブロック塀の撤去を支援していきます。また、沿岸部では、津波被害を受けにくい建物や津波被害を受けても機能する建物、更に津波避難ビルとして機能しうる建物に誘導していきます。古い建物が密集した延焼火災の危険度が高い地域は、建物の不燃化を促進します。

方針-3 確実かつ迅速に早期避難できる体制づくり

●主な取組主体：市、市民、地域、事業者

防災意識を向上させ、災害時における避難行動の理解の促進を図るため、地域や事業者が独自に行う防災訓練を支援していきます。また、津波避難ビルの指定に引き続き取り組んでいきます。地震や津波発生時には、地域住民、来訪者、通行車両など様々な人を対象とした情報伝達体制の整備や避難施設・避難路の整備・周知に努めます。津波災害警戒区域の指定については、本市の事業、地域社会への影響、国や県の施策など不確定な要素が多いことから、指定の時期、範囲について引き続き検討していきます。

方針-4 自助・共助の促進

●主な取組主体：市、市民、地域、事業者

避難所の設備と運営体制の整備や、災害時に地域で活躍する人材の育成などの地域防災力の向上に努めます。また、市民や事業者における緊急物資の備蓄の促進や、災害時要配慮者の避難、被災生活を支援する体制などの整備も行っていきます。そして、福祉施設、こども園など要配慮者施設の災害対応マニュアルの策定や、自家発電装置や食料・水など災害時用の資機材の整備などを進めていきます。

方針-5 被災後の立ち直りを早くする

●主な取組主体：市、市民、事業者

被災後に復旧、復興を迅速に行うための体制を整備していきます。被災後の復旧を迅速に行うために、緊急輸送路などの防災ネットワークとなる道路・街路の整備や被災者向けの応急仮設住宅の確保、事業者との協定などを行っていきます。緊急輸送路の整備にあたっては、主要な橋梁の耐震化や道路のり面補強の促進や、道路沿いの建築物の耐震化やブロック塀の撤去を促進していきます。また、事業者の早期復旧に向けた事業継続計画策定についても支援をしていきます。さらに、復興を迅速に行うため、地籍調査などを継続的に行っていきます。

【本市の基本的な方針】

安心・安全な暮らしと、活気・賑わい
が両立するまちづくり

第4章 取組方針

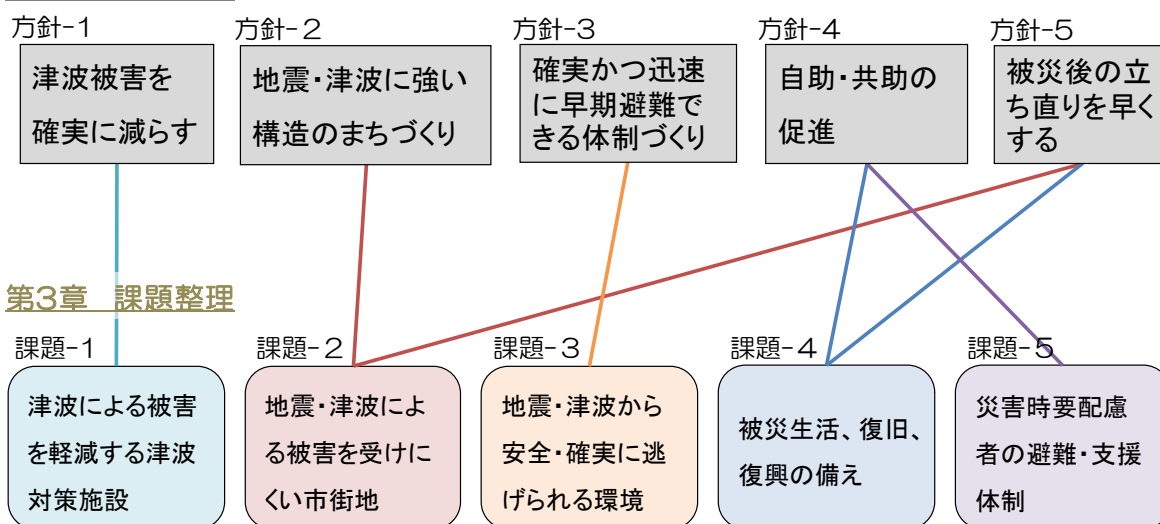


図 4-2 津波防災地域づくり上の課題と取組方針の対応関係

4.2. 地域別方針

本市の沿岸部は、それぞれ特徴の異なる複数の地域によって構成されることから、第2章で示した土地利用の現況と、第3章で示した地域ごとの特性・課題を踏まえて、地域別に方針を設定します。



4.2.1. 用宗・広野

●地域の特性と課題

用宗漁港を中心とした地域で、用宗フィッシャリーナや広野海岸公園などが立地し、市内外からの来訪者があります。丸子川の河口部には下水道処理施設も立地しています。

用宗海岸や用宗漁港周辺、小坂川沿いに浸水が想定され、津波到達時間が10分未満の区域もあり、その中に多くの住居や診療所・病院などの要配慮者施設が立地しているため、津波による建物倒壊や人的被害が懸念されます。住宅地は古い建物が多く、一部の区域では密集しているため、地震動による建物倒壊や延焼火災が懸念されます。細街路も多いため、地震動や延焼火災により倒壊した建物やブロック塀などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性があります。一部には、津波からの避難が困難な地域があります。

●地域別方針

漁港利用者や地域住民が迅速かつ安全に避難できる体制の確立

静岡海岸※の海岸堤防の粘り強い構造への改良、用宗漁港の防潮堤の耐震化や粘り強い構造への改良及び陸閘の改良により、津波による被害を軽減します。

古い建物や細街路が多い用宗二・三丁目等の住宅地では、建物の耐震化・ブロック塀の撤去を促すとともに、その支援を行います。さらに今後は、延焼火災を防ぐための建物の不燃化等の推進についても協議していきます。あわせて、津波被害を受けにくい建物や津波被害を受けても機能する建物、さらに津波避難ビルとして機能し得る建物に誘導することにより、持続可能なまちづくりを推進します。

用宗漁港など人の集まる地域に、津波到達時間10分未満の区域があるため、迅速かつ安全な避難を促す体制づくりを、市民と行政が協働で進めます。具体的には、津波避難施設の整備及び指定の拡充を進めるとともに、来訪者・地域住民に分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。

※ 用宗海岸～大浜海岸～久能・駒越海岸の区間

4.2.2. 大浜海岸



●地域の特性と課題

安倍川の左岸河口部にあたり、安倍川からの土砂供給により、海岸線に沿って浜堤が形成され、後背地を浜川などが流れています。浸水域内には、多くの住居や介護・福祉施設などの要配慮者施設、家族連れが集まる大浜公園などが立地しています。安倍川の河口部には下水道処理施設も立地しています。

過去の地震における津波痕跡や、想定される最大規模の津波が発生した場合に、安倍川を遡上した津波が越水する可能性もあることから、河口部付近で浸水が予想されており、中島・西島や下島においては、津波による建物倒壊や人的被害が懸念されます。住宅地は、古い建物が多く、地震動による建物倒壊が懸念されます。細街路も多いため、地震動により倒壊した建物やブロック塀などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性もあります。一部には、津波からの避難が困難な地域があります。

●地域別方針

地域住民や来訪者が確実に最寄りの避難施設へと避難できる体制の確立

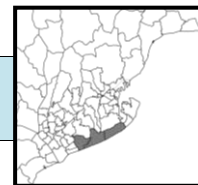
静岡海岸※の海岸堤防の嵩上げや粘り強い構造への改良、大谷川の水門の耐震化、浜川の水門・河口護岸の耐震化や粘り強い構造への改良により、津波による被害を軽減します。

古い建物や細街路が多い中島、下島等の住宅地では、建物の耐震化・ブロック塀の撤去を促すとともに、その支援を行います。

津波の河川遡上の影響などにより、安倍川左岸河口部や浜川沿いの住宅地で浸水域が大きく広がるため、迅速かつ安全な避難を促す体制づくりを、市民と行政が協働で進めます。具体的には、津波避難施設の整備及び指定の拡充を進めるとともに、来訪者・地域住民に分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。

※ 用宗海岸～大浜海岸～久能・駒越海岸の区間

4.2.3. 久能・駒越海岸



●地域の特性と課題

国道 150 号（通称：久能街道）は、市の南部を東西に結んだ幹線道路であり、道路沿いは住宅地や農地が立地しています。いちご狩りのシーズンや国宝に指定された久能山東照宮に多くの来訪者があります。

久能・駒越海岸は、海拔が比較的高い地域ですが、想定される津波の高さは最大で約 12m と市内で最も高く、津波到達時間が 10 分未満の区域があるため、津波による人的被害が懸念されます。特に、国道 150 号沿いは津波到達時間が短いことから、通行車両が津波に巻き込まれる恐れがあります。住宅地は、古い建物が多く、地震動による建物倒壊が懸念されます。また、住宅地の後背地に有度丘陵があるため、高台への避難が考えられますが、急傾斜崩壊地の土砂災害に注意が必要です。細街路も多いため、地震動により倒壊した建物やブロック塀などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性があります。

●地域別方針

国道 150 号周辺から迅速かつ安全に避難できる体制の確立

静岡海岸※の海岸堤防の嵩上げや粘り強い構造への改良、滝ヶ原川の河川堤防の嵩上げや粘り強い構造への改良により、津波による被害を軽減します。

古い建物や細街路が多い中平松、迎山町等の住宅地では、建物の耐震化・ブロック塀の撤去を促すとともに、その支援を行います。

通行車両が多い国道 150 号沿線では、津波到達時間 10 分未満の区域があり、来訪者の多いいちご農園周辺も浸水域に含まれるため、地域住民に加え、国道 150 号の通行者や来訪者にも考慮した、迅速かつ安全な避難を促す体制づくりを、市民と行政が協働で進めます。具体的には、国道 150 号の通行車両やいちご農園への来訪者等に分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。また、住宅地の後背地に有度丘陵（高台）が位置することから、高台に安全に避難できるようにするための対策や避難誘導標識の設置等に取り組みます。

※ 用宗海岸～大浜海岸～久能・駒越海岸の区間

4.2.4. 三保半島・折戸湾沿岸



●地域の特性と課題

折戸湾沿岸には工場や倉庫等が立地し、その後背地に住宅地や介護・福祉施設などの要配慮者施設が立地しています。世界文化遺産富士山の構成資産である三保松原には、多くの観光客が訪れるほか、大規模な工場や大学があるため、住民の転出入も比較的多く、地理不案内な観光客や住民が多い地域といえます。また、高齢者が多く居住する地域でもあります。

折戸湾岸部は海拔が低く、浸水深が2 m以上の区域が広がり、一部には3 m を超える区域も存在しています。また、折戸湾側では津波到達時間が10分未満の区域もあり、津波による建物倒壊や人的被害が懸念されます。住宅地は、古い建物が多く、一部の区域では密集しているため、地震動による建物倒壊や延焼火災が懸念されます。細街路も多いため、地震動により倒壊した建物やブロック塀などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性があります。一部には、津波からの避難が困難な地域があります。

●地域別方針

地域住民のみならず、学びや工業の拠点における転入者、観光客なども含む多様な人々向けの避難誘導の実現

清水港の防潮堤の粘り強い構造への改良、清水海岸（三保海岸）の海岸堤防の嵩上げや粘り強い構造への改良により、津波による被害を軽減します。

古い建物や細街路が多い三保、折戸等の住宅地では、建物の耐震化・ブロック塀の撤去を促すとともに、その支援を行います。さらに今後は、延焼火災を防ぐための建物の不燃化等の推進についても協議していきます。

工業、観光、学びの拠点が浸水域に含まれるため、地域住民に加え、就業や就学による転入者、観光客などにも考慮した、迅速かつ安全な避難を促す体制づくりを、市民と行政が協働で進めます。具体的には、津波避難施設の整備及び指定の拡充を進めるとともに、学生等の転入者、三保の松原や羽衣の松を訪れる観光客にも分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。

また、高齢者の占める割合が多い地域であるため、高齢者福祉施設等における津波避難訓練などの災害時要配慮者を対象とした取組も積極的に進めます。

4.2.5. 江尻～日の出・不二見



●地域の特性と課題

JR 清水駅周辺には行政機関や企業・商店街が立地するほか、沿岸部にはウォーターフロントの魅力を活かした多くの集客施設が集まり、市内外からの多くの来訪者で賑わいます。また、工場や港湾施設、水産業関連施設も立地し、これらの後背地には住宅地が広がっており、高齢者が多く居住する地域でもあります。巴川河口部には、下水道処理施設も立地しています。

地域内を流下する巴川河口部から JR 清水駅東側にかけて、浸水深が 2 m 以上の区域が広がります。防潮堤等の津波防護施設が未整備の区間もあり、津波到達時間が 10 分未満の区域も想定されています。また、巴川沿いや JR 清水駅西側などの住宅地は古い建物が多く、一部の区域では密集しているため、地震動による建物倒壊や延焼火災が懸念されます。細街路も多いため、地震動により倒壊した建物やブロック塀などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性があります。一部には、津波からの避難が困難な地域があります。

●地域別方針

地域住民、事業者、ウォーターフロントへの来訪者が迅速かつ安全に避難できる体制の確立
都市機能の充実による、安全で賑わいのある都市拠点の実現

清水都心では、海洋研究に携わる人材の育成や、深海開発などの新しい産業を生み出す海洋文化の拠点となる施設の整備、空き家、空き地、空店舗等を活用した JR 清水駅前のにぎわい創りなどを行います。また、江尻口（西口）～JR 清水駅～河岸の市・マリナートをつなぐペDESTリアンデッキは清水都心の賑わいを生むだけでなく、津波避難施設として安全な空間を創出します。このように、清水都心では、都市機能の更新と集積に合わせて、津波避難施設として機能する建物や被災しても機能する建物を増やすことにより、防災機能の更なる充実を図ります。

江尻～日の出地区の無堤区間における防潮堤等の津波対策施設の整備、常念川の水門の耐震化、巴川への津波対策施設の整備、清水港の防潮堤・岸壁の耐震化や粘り強い構造への改良により、津波による被害を軽減します。

古い建物や細街路が多い港町二丁目、上一丁目等の住宅地では、建物の耐震化・ブロック塀の撤去を促すとともに、その支援を行います。さらに今後は、延焼火災を防ぐための建物の不燃化等の推進についても協議していきます。

JR 清水駅周辺の商工業地や集客施設など人の集まる地域に、津波到達時間が 10 分未満の区域があるため、迅速かつ安全な避難を促す体制づくりを、市民、事業者、行政が一体となって進めます。具体的には、津波避難施設の整備及び指定の拡充を進めるとともに、来訪者や地域住民に分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。

高齢者の占める割合が多い地域であることから、高齢者福祉施設等における津波避難訓練などの災害時要配慮者を対象とした取組も積極的に進めます。

また、沿岸部に数多く立地している民間企業等を対象に、事業者の BCP（事業継続計画）策定の支援をはじめとした、事業者と行政との連携による津波対策を進めていきます。

4.2.6. 袖師・興津（臨海工業地域）



●地域の特性と課題

埠頭や船溜まりなどの港湾施設のほか、工場、石油・ガス貯蔵施設、物流施設が立地し、産業活動が盛んな地域です。

袖師・興津埠頭周辺には浸水深が2 m以上の区域が広がり、津波到達時間が10分未満の区域があるため、津波による建物倒壊や人的被害が懸念されます。一部には、津波からの避難が困難な地域があります。また、埠頭にあるコンテナや車両などが、内陸部の住宅地に流れ込む恐れがあります。その他、屋外タンク貯蔵所の被災により、貯蔵物が流出する可能性があります。

●地域別方針

埠頭地域の従業員が迅速かつ安全に避難できる体制の確立
コンテナ等の流出防止や危険物施設の保安措置の推進

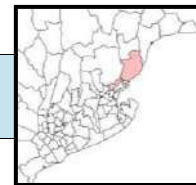
清水港の防潮堤、庵原川・波多打川の河川堤防の嵩上げや粘り強い構造への改良により、津波による被害を軽減します。

興津埠頭の物流倉庫や袖師の工業系施設が集積する地域には、津波到達時間が10分未満の区域があるため、迅速かつ安全な避難を促す体制づくりを、事業者と行政が協働で進めます。具体的には、津波避難施設の整備及び指定の拡充を進めるとともに、従業員等に分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。

沿岸部に数多く立地している民間企業等を対象に、事業者のBCP（事業継続計画）策定支援を行うほか、関係機関による定期的な連絡会議や合同防災訓練の実施など、事業者と行政とが一体となった地震・津波対策も進めていきます。

また、策定が進められている清水港みなと機能継続計画をもとに、埠頭にあるコンテナや車両などが後背地の住宅地へ流出しないための対策や、オイルタンクなど危険物施設の保安措置を事業所に求めています。

4.2.7. 袖師・興津（住宅地）



●地域の特性と課題

袖師・興津は臨海工業地域の後背地に住宅地が広がっています。

津波による浸水域が、庵原川右岸において東海道新幹線に達することが想定されています。また、地域内を庵原川、波多打川、興津川といった二級河川が流下しており、津波浸水だけでなく、河川からの津波遡上による被害も予想されているため、津波による建物倒壊や人的被害が懸念されます。住宅地は、古い建物が多く、地震動による建物倒壊が懸念されます。また、住宅地の後背地には山地があるため、高台への避難が考えられますが、細街路も多いため、地震動により倒壊した建物やブロック塀などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性があります。

●地域別方針

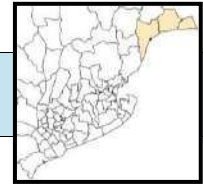
地域住民が浸水区域外や高台へと迅速かつ安全に避難できる体制の確立

庵原川・波多打川・興津川の河川堤防の嵩上げや粘り強い構造への改良により、津波による被害を軽減します。

古い建物や細街路が多い横砂中町・横砂本町等の住宅地では、建物の耐震化・ブロック塀の撤去を促すとともに、その支援を行います。

興津川沿いや国道 1 号沿いの住宅地に浸水域が広がるため、地域住民の迅速かつ安全な避難を促す体制づくりを、市民と行政が協働で進めます。具体的には、地域住民に分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。また、住宅地の後背地に山地が位置することから、高台に安全に避難するための避難誘導標識の設置等に取り組みます。

4.2.8. 由比・蒲原



●地域の特性と課題

由比・蒲原地域は旧東海道の宿場町として発展してきた地域で、漁港を中心とした水産業と、富士川河口付近での製造業が盛んです。物流の大動脈である JR 東海道本線、国道 1 号、東名高速道路が海岸沿いの狭い範囲で並行し、寸断された場合、経済活動への極めて大きな影響が予想されます。

住居地の多くは浸水域外にありますが、由比、倉沢の漁港周辺や、由比川河口部に浸水域が広がっています。また、2つの漁港付近の国道 1 号には、浸水深が 2 m 以上の区間があるため、津波による漁港利用者や通行車両への被害が懸念されます。住宅地は、古い建物が多く、地震動による建物倒壊が懸念されます。細街路も多いため、地震動により倒壊した建物やブロック塀などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性があります。

●地域別方針

地域住民や漁港利用者が浸水域外へ迅速かつ安全に避難
できる体制の確立
国道 1 号周辺における高台への避難路の確保

由比海岸の海岸堤防の粘り強い構造への改良、和瀬川、向田川等の河川堤防の嵩上げや粘り強い構造への改良、由比漁港の防潮堤の耐震化や粘り強い構造への改良により、津波による被害を軽減します。

古い建物や細街路が多い由比寺尾や由比今宿等の住宅地では、建物の耐震化・ブロック塀の撤去を促すとともに、その支援を行います。

由比漁港など人の集まる地域や一部区間の国道 1 号沿線では、津波到達時間が 10 分未満の区域があるため、漁港で働く関係者や来訪者、国道 1 号の通行車両が、迅速かつ安全に避難できる体制づくりを進めます。具体的には、由比漁港等を訪れる観光客にも分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。

また、国道 1 号の利用者等に対して、東名高速道路パーキングエリアなどへの避難を誘導する体制づくりや避難路の整備について、関係機関と協議・調整を行いながら取り組んでいきます。

第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

第4章で示した津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針と関連計画との整合を踏まえて、土地利用、警戒避難体制の整備の基本的な考え方を示します。

5.1. 土地利用

本市の津波浸水想定、地域の土地利用状況や「第3次静岡市総合計画」と「静岡市都市計画マスタープラン」で示されるまちづくりの方針を踏まえて、本市の基本方針の実現に向けた土地利用に関する基本的な考え方を以下に示します。

5.1.1. 土地利用に関する事業を重点的に推進する地域

静岡県第4次地震被害想定における最大クラスの津波（レベル2）では、清水港、三保半島、安倍川河口部、用宗漁港を中心に浸水深2m以上の区域が存在します。これらの地域は、津波により多くの建物が倒壊・流出する可能性があるため、土地利用に関する事業を重点的に推進していきます。

表 5-1 想定浸水深別の浸水面積・人口

浸水深区分	浸水面積（％）	居住人口（％）
0～0.5m	約 310 ha （17％）	約 21,000 人（28％）
0.5m～1m	約 250 ha （14％）	約 18,000 人（24％）
1m～2m	約 520 ha （29％）	約 21,000 人（28％）
2m～3m	約 520 ha （29％）	約 12,000 人（16％）
3m～5m	約 140 ha （8％）	約 2,000 人（3％）
5m～	約 50 ha （3％）	
合計	約 1790ha （100％）	約 74,000 人（100％）

浸水深が2mを超えると木造建物のほとんどが倒壊する。

この区域に居住している人は、浸水想定区域内人口の2割程であり、ハード・ソフトの両面から津波対策を重点的に実施する必要がある。

※浸水面積：「静岡県第4次地震被害想定（レベル2津波重ね合わせ図）」のデータを用いて算出した概算値

※居住人口：H28.3.31 住民基本台帳よりを算出した浸水域内に居住している人口の概算値

5.1.2. 土地利用の基本的な考え方

1 静岡市都市計画マスタープランに即した土地利用

本市の沿岸部には、清水港や三保半島、用宗など、暮らしや産業の拠点が集まっています。「静岡市都市計画マスタープラン」で定められている土地利用の基本方針の中で、沿岸部の8つの地域に関する記載を整理しました（表 5-2）。

表 5-2 8つの地域ごとの土地利用の基本方針

地域	土地利用の基本方針
用宗・広野	・用宗漁港周辺の豊かな自然景観や水辺景観を活かした魅力ある景観形成 ・安倍川西側の集落地における自然環境と調和した良好な住宅地の形成
大浜海岸	・郊外のゆとりある住居系市街地
久能・駒越海岸	・有度山の新たな宅地開発を抑制し、貴重な自然環境の保全と活用 ・海岸線の農地保全・活用
三保半島 ・折戸湾沿岸	・三保地区における三保松原などの地域資源を保全・活用した交流・文化・教育の側面をあわせ持った拠点づくり ・三保半島・折戸湾における憩い・にぎわい創出と自然再生
江尻～日の出・不二見	・JR 清水駅などの街なかの複合地における商業業務系を中心とした機能の集積 ・日の出地区におけるにぎわい・交流機能への転換 ・清水港臨海部における物流業や製造業の集積促進 ・東海道歴史街道の江尻宿における歴史ある地域資源を活かしたにぎわいの創出や歴史的景観の保全
袖師・興津 (臨海工業地域)	・清水港臨海部における物流業や製造業の集積促進 ・興津における憩い・にぎわい創出と自然再生
袖師・興津 (住宅地)	・興津における憩い・にぎわい創出と自然再生 ・東海道歴史街道の興津宿における歴史ある地域資源を活かしたにぎわいの創出や歴史的景観の保全
由比・蒲原	・東海道歴史街道の由比宿、蒲原宿における歴史ある地域資源を活かしたにぎわいの創出や歴史的景観の保全

静岡市都市計画マスタープランで示されている土地利用の基本方針に即すとともに、建物の新築や建て替え、都市施設の整備などといった市街地の更新と合わせて、地震・津波の被害を受けにくく、街の安全性が高まっていくよう、土地利用に関する施策について長期的に取り組んでいきます。

2 津波に強い市街地の形成

土地利用施策は、建物の建て替えにあわせた道路幅や生垣の設置等のルールづくりなど、地域住民が主体で行う地区計画制度等の活用への支援や、耐震性・耐浪性の高い建物への建て替え、土地の高上げや基準水位より高い階層での居住などの啓発を行うとともに、その地域に適した施策を地域住民や事業者と連携しながら検討していきます。特に浸水深が2mを超える区域については、土地の利用施策を積極的に推進し、議論を深めていきます。

3 土地利用施策の考え方

沿岸部の賑わいを保つためにも、豊かな自然環境や景観を著しく損なうことは避けるべきだと考えます。津波対策施設の整備によって津波による被害を減らしながらも沿岸部の賑わいを保つことができるよう、防災と生活や産業との調和を図ります。その際には、沿岸部の豊かな自然環境や景観に留意して、適正に土地利用を誘導していきます。

また、本市で行う津波対策施設整備は、レベル1の津波を防ぐとともに、レベル2の津波が来襲した際にも相応の減災効果が期待されますが、津波対策施設の減災効果だけでは、津波の浸水の被害を軽減しきれない区域もあります。そのような区域では土地利用施策と併せて、警戒避難体制の構築・強化、事業者の津波対策への支援など、ソフト施策も引き続き拡充し、地域住民、事業者や来訪者の安心・安全を守っていきます。

5.2. 警戒避難体制の整備

津波発生時の避難対策は、静岡市地域防災計画に定めた基本方針に基づき推進するものとし、避難の対象者は、地域住民だけでなく、通勤・通学者、観光客など避難対象地区にいる全ての人とし、迅速かつ確実な避難ができることを目指します。

＜津波避難の基本方針＞

- ア 津波災害発生時、津波の危険が予想される地域の住民などは、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民などの生命、身体、安全確保に努める。
- イ 「地震だ、津波だ、すぐ避難」をスローガンとして、海岸付近で強い揺れを感じた者は、警報などを聴取するまでもなく、直ちに避難を開始することを心がける。
- ウ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営にあたっては、要配慮者などに配慮するものとする。
- エ 避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを住民に啓発するものとする。

出典：静岡市地域防災計画（平成28年2月修正） 津波対策編

現時点で想定しうる最大クラスの津波に対する確実な避難行動につなげるため、浸水想定区域を含む町丁目などの区分で設定する「避難対象地区」を対象とし、津波に対する警戒避難体制の整備や将来にわたる継続的な取組を実施します。各種の取組により、地域防災計画に定めた津波避難の目標の実現を目指します。

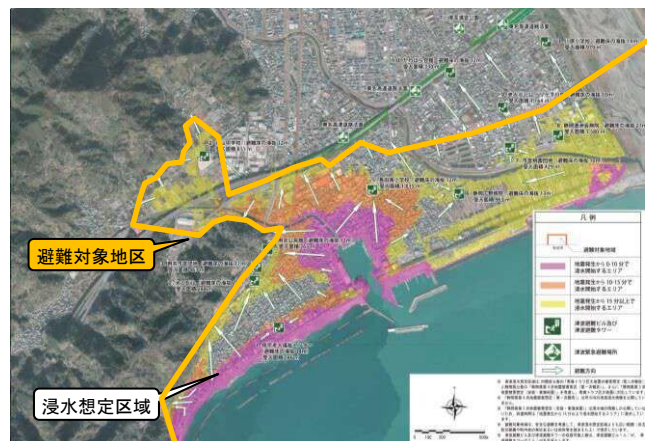


図 5-1 避難対象地区

＜津波避難の目標＞

「『5分・500m』で避難できる地域づくり」

- ・ 概ね5分以内に、避難開始することを目指す。
- ・ 概ね500m以内で、避難可能にすることを目指す。
- ・ 津波到達時間が極めて短い地域については、概ね200m以内で避難可能にすることを目指す。

出典：静岡市地域防災計画（平成28年2月修正） 津波対策編

5.2.1. 津波避難施設の確保

強い揺れを感じた時には、津波浸水想定区域外あるいは津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワーなど）へ避難するものとします。

市では、より被害想定の実態に即した津波避難施設を確保するため、建築物などへの衝突による津波の水位上昇を考慮した水位（以下「基準水位※」という。）を活用し、避難施設の指定要件を見直しています（図 5-2）。指定要件をより現実的なものとするにより、避難ビルのこれまで避難ができなかった階層や、ペDESTリアンデッキのような道路施設も避難施設として利用することが可能になります。

今後はこの考え方にに基づき、津波からの避難が困難な地域の解消に向け、以下に示す対策により津波避難施設の確保に努めます。

- ・ 基準水位を活用した津波避難ビルの指定
- ・ 民間建物への避難階段などの設置に対する補助
- ・ 高架橋などの道路施設への避難に関する検討・施設管理者への要請

また、津波避難施設の確保にあたっては、高齢者や体が不自由な人向けにスロープを設置するなど、要配慮者の利用についても考慮します。

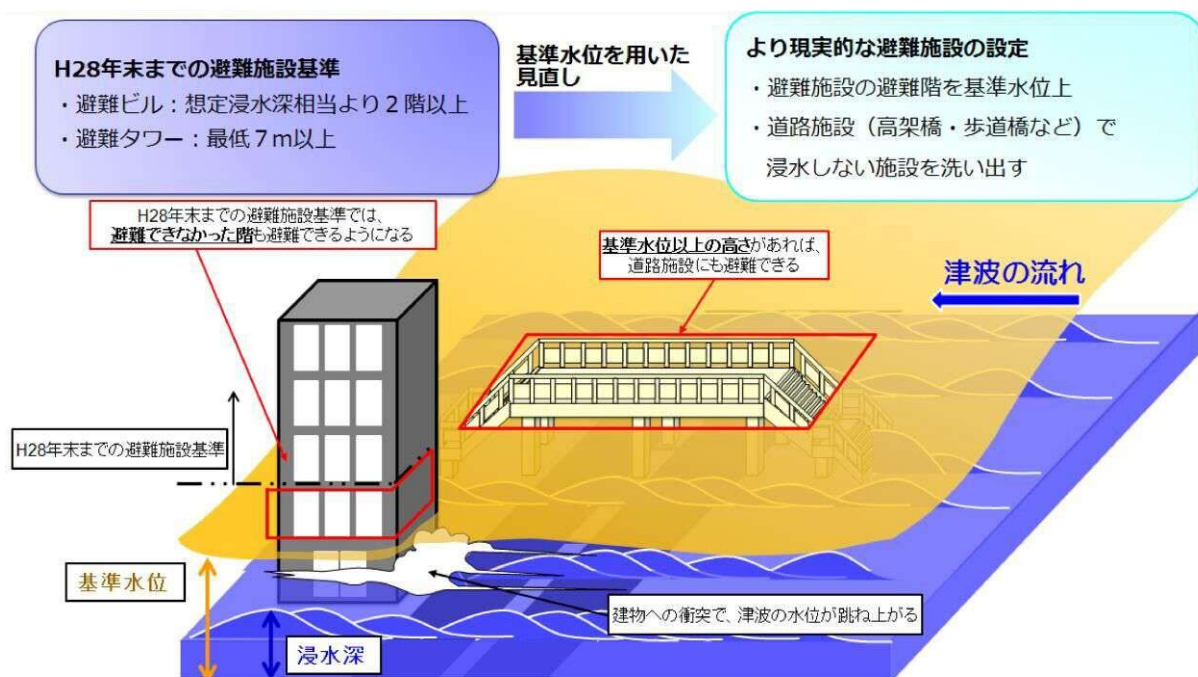


図 5-2 基準水位を用いた津波避難施設の見直しイメージ

※津波避難施設の見直しのために、独自に算出した値

なお、確保できる用地に限られる避難タワーの建設に代えて、より避難に適した建物を避難ビルに指定することも可能になることから、平成 25 年度に策定した静岡市津波避難対策計画についても改めて見直しを行います。



図 5-3 JR 清水駅東口のペデストリアンデッキ



図 5-4 津波避難タワー（長田南 4）

5.2.2. 避難路の確保と市街地の改善

本市の津波被害想定の特徴として、津波到達時間（津波浸水開始時間）が早く、また、実際の避難に際しては、通行可能なあらゆる道が避難路として使用されると考えられることから、特定の避難路は指定しないこととします。

津波避難施設にアクセスする主要な区間については、周辺の土地利用状況などを踏まえつつ、狭隘箇所の改善や路面補修などの維持管理を行い、安全な避難路を確保します。

強い地震の発生時、興津地区、由比地区、蒲原地区といった歴史のある市街地では、強震動による家屋などの倒壊により避難路が閉塞するなど、円滑な避難ができなくなる可能性があります。このため、建築物の耐震補強の促進や建て替え時における地震・津波に強い構造・形態への誘導、また建物の建て替えに併せた細街路の拡幅やブロック塀の撤去など、地震・津波などの災害に強いまちづくりを進め、避難を阻害する道路閉塞の危険性の低減に努めます。

5.2.3. 津波避難誘導施設の整備

久能海岸、三保地区、日の出地区、用宗・由比漁港周辺といった、観光客や学生など地理不案内な避難対象者が多く存在する地区や、津波の到達時間が短く、浸水深が比較的深い区域を中心に、安全な場所へ素早く避難を誘導するために、避難方向を示す津波避難誘導標識を整備します。また、日頃から津波災害に対する防災意識を高めるとともに、発災時の迅速かつ適切な避難行動に資するため、沿岸部を中心に海拔表示板を整備します。

避難方向や避難施設を示す避難誘導標識などは、外国人観光客など災害時要配慮者にも分かりやすいものとするため、JIS の考えに基づき、多言語化・やさしい日本語表現、ピクトグラム（絵文字）の活用を進めます。



防災ピクトグラム



多言語による看板

図 5-5 津波避難誘導サイン

5.2.4. 情報の伝達

地震や津波の発生時、防災行政無線（同報系）や緊急情報防災ラジオなどの音声情報、緊急速報メールや市民メールなどの文字情報、事業者が配信している防災アプリの画像情報などを利用し、多様なメディアを用いた情報伝達を行います。複数の情報伝達方法を組み合わせることによって、要配慮者や観光客など幅広い対象者に対して、迅速かつ確実な情報伝達ができる体制を整備します。

5.2.5. 津波避難計画及びハザードマップの見直し

津波避難対策に係る区域の考え方の見直し（「津波避難対策ライン」及び「避難推奨地域」の解除）、基準水位を活用した津波避難施設の見直しの結果を反映し、津波避難計画の見直しを行うとともに、津波ハザードマップを修正し、沿岸部の住民をはじめとした市全域の市民に周知します。

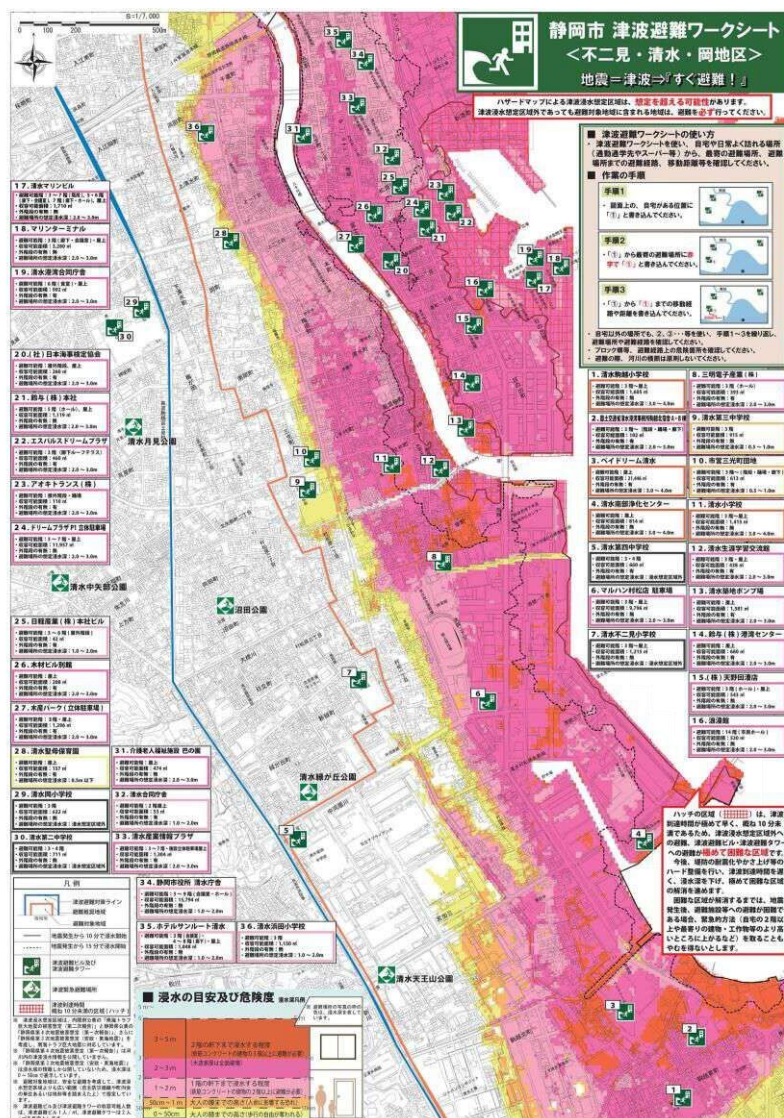


図 5-6 津波ハザードマップ（平成 26 年 3 月発行）

5.2.6. 防災訓練の実施

津波対策の実効性を高めるため、市は国や県などの関係機関と連携しながら、総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練などを実施します。実施にあたっては、要配慮者の避難誘導、救助・救出、自主防災組織や事業者などとの連携による防災訓練やハザードマップを活用した訓練など、地域の特性に配慮して実施するものとします。



図 5-7 津波避難訓練

5.2.7. 防災意識の啓発及び自助・共助の促進

地震・津波から人々の生命、身体、財産を保護するためには、市をはじめとする防災関係機関の総力をあげた対応と併せて、住民一人ひとりが「自らの命は自らで守る」「自らの地域は皆で守る」という意識をもち、平常時から地震・津波についての知識を学び、訓練を積み重ねることにより防災対応を体得し、これを地域、職場、家庭などで実践し、津波災害が発生した場合に安全に避難できるよう、備えに万全を期するものとします。地域住民の防災意識の啓発にあたっては、行政から地域に向けて積極的に災害リスク情報を発信し、少しでも関心をもってもらえるような手段についても検討していきます。

地域の防災対策において重要な役割を担う自主防災組織は、市や県と協力して平常時から防災知識の普及や防災訓練の実施などを行うものとします。

市は、住民一人ひとりの防災知識の向上を図るため、他の防災関係機関と協力し、出前講座の実施や参考となる資料の提供、地域で行う防災訓練への協力など、地域の自助・共助の促進に繋がる支援を行います。



図 5-8 小学校での防災講座

第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

本市における津波防災地域づくりの推進のために行う事業・事務を示します。

6.1. 事業・事務の整理

●事業・事務の体系

本計画に位置づける事業・事務は、第4章で示した5つの取組方針を主軸とした体系で整理します。本計画における取組方針と主な事業・事務内容の関係を表6-1に示します。また、整理にあたっては、下記の津波防災地域づくり法に基づく事業・事務の分類及び「静岡県地震・津波対策アクションプログラム」記載のアクション No.（以下「市 No.」という。）についても示します。

表6-1 事業・事務の体系

取組方針	主な事業・事務内容
1 津波被害を確実に減らす	・津波対策施設（海岸、河川）の整備 ・既存の津波対策施設の耐震化 など
2 地震・津波に強い構造のまちづくり	・建物の耐震化 など
3 確実かつ迅速に早期避難できる体制づくり	・津波避難施設の整備 ・災害情報伝達体制の強化 ・ブロック塀の耐震化・撤去 ・津波避難計画の策定 ・津波避難マップの作成・周知 ・避難訓練の充実・強化 ・津波避難誘導標識・誘導灯の整備 など
4 自助・共助の促進	・要配慮者施設ごとの避難マニュアルの作成 ・地理不案内な転入者や児童向けの防災訓練 ・多言語化・やさしい日本語による表示 ・コミュニティにおける共助の促進 など
5 被災後の立ち直りを早くする	・被災生活とまちの復旧の準備 ・緊急輸送路の確保 ・地籍調査業務 ・事業継続計画策定に関する支援 など

イ：海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等にかかる施設の整備

ロ：津波防護施設の整備

ハ：一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備（本市では現在該当する事業を行う予定はないが、必要に応じて検討する。）、土地区画整理事業等の市街地の整備改善

ニ：避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備

ホ：集団移転促進事業に関する事項（本市では現在該当する事業を行う予定はないが、必要に応じて検討する。）

ヘ：地籍調査の実施に関する事項

津波防災地域づくりに関する法律に基づく事業及び事務※

※津波防災地域づくり法第10条第3項第3号に規定される事項

●期間の考え方

本計画の関連計画である「静岡市地震津波対策アクションプログラム」の計画期間は、平成 25 年度から平成 34 年度の 10 年間となっています。本計画では、この計画期間内（平成 34 年度まで）に事業完了となる事業・事務を「短期」、期間外（平成 35 年度以降）に事業完了となるものを「長期」として整理します。

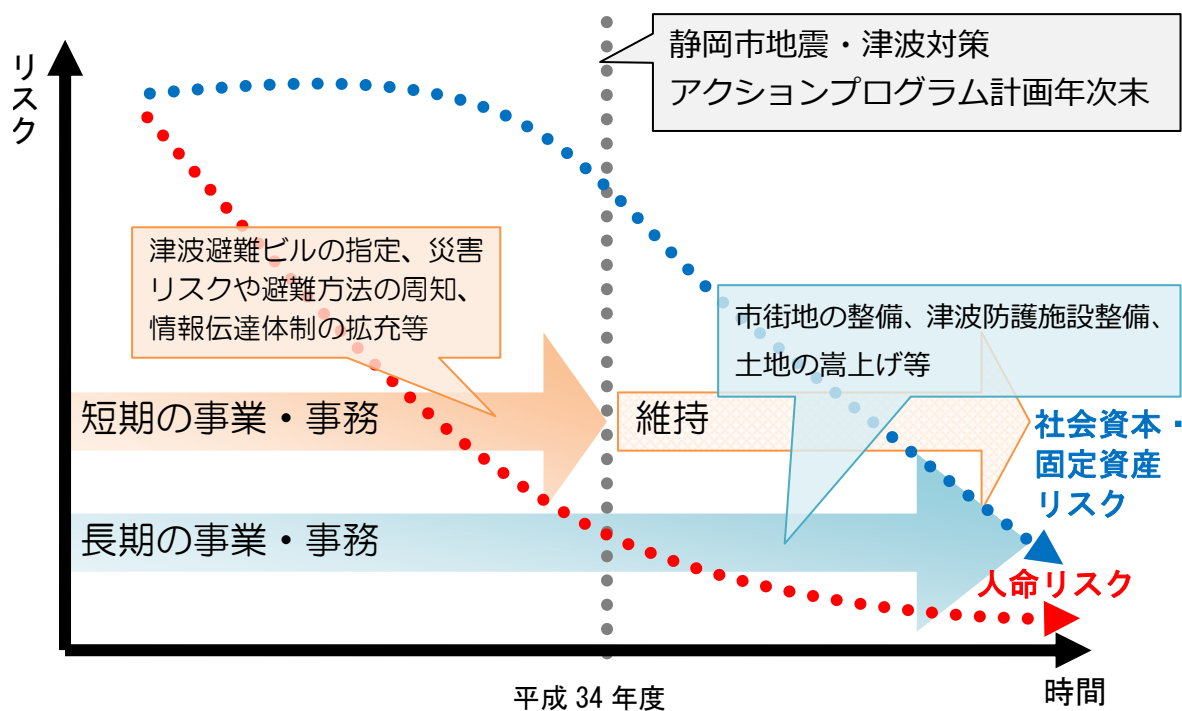


図6-1 計画期間イメージ

方針-1 津波被害を確実に減らす ●主な取組主体：国、県、市

行政はレベル1の津波に対して津波対策施設の整備を進めていきます。レベル2の津波が発生した際にも、減災効果を発揮する施設とするため、海岸にある堤防、河川にある水門や護岸、漁港・港湾にある岸壁などに対して、耐震化、粘り強い構造への改良などの対策を講じていきます。

表 6-2 事業・事務の整理（津波被害を確実に減らす）- 1

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27年度末進捗状況	達成予定時期	所管部署	法の分類	市No.
方針1-1	レベル1津波に対する津波対策施設（海岸）の整備	1-静岡海岸、清水海岸の高潮対策事業	レベル1津波に対する整備が必要な津波対策施設（約13km）の整備率	16%	0% (0km)	H34年度末	県	イ	13
		2-清水港海岸保全施設整備事業	レベル1津波に対する整備が必要な津波対策施設（約14km）の整備率	83%	0% (0km)	H34年度末	県	イ	
		3-用宗漁港津波対策事業	用宗漁港の津波対策施設整備率	100%	—	H30年度末	水産漁港課	イ	
方針1-2	レベル1津波に対する津波対策施設（河川）の整備 ※1	1-巴川、大谷川放水路の地震・高潮対策河川事業	レベル1津波に対する整備が必要な河川（2河川）の整備率	50%	0% (0河川)	H34年度末	県	イ	14
		2-二級河川浜川（浜川水門及び河川護岸）津波対策事業	浜川水門及び河口護岸（特殊堤）の津波対策工事の完了	100%	50% (1施設)	H30年度末	河川課	イ	

：平成28年3月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

※1 小坂川、滝ヶ原川、庵原川、波多打川、興津川、和瀬川、堰沢川、向田川についても、レベル1津波に対する対策施設の整備を検討している。

表 6-3 事業・事務の整理（津波被害を確実に減らす）- 2

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27年度 未進捗状況	達成予 定時期	所管部署	法の 分類	市 No.
方針 1-3	津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設の整備	1-巴川、大谷川放水路の津波対策事業	津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設(39基)の整備率	100%	100% (39基)	H25年度末 (達成)	県	イ	15
		2-清水港海岸保全施設整備事業	津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設(65基)の整備率	100%	94% (61基)	H34年度末	県	イ	
		3-二級河川浜川(耐震水門設備)改良事業	浜川耐震水門設備の更新完了	100%	100% (1基)	H27年度末 (達成)	河川課	イ	
		4-二級河川浜川(水門監視システム)改良事業	浜川耐震水門設備の更新完了	100%	100% (1基)	H27年度末 (達成)	河川課	イ	
		5-陸閘改良事業	陸閘を常時閉鎖とする改良率(8基)	100%	60% (5基)	H31年度末	水産漁港課	ロ	
方針 1-4	海岸堤防の耐震化	1-清水海岸の耐震対策事業	耐震化が必要な海岸堤防(約0.3km)の整備率	10%	0% (0km)	H34年度末	県	イ	16
		2-清水港海岸保全施設整備事業	耐震化が必要な海岸堤防(約15km)の整備率	84%	0% (0km)	H34年度末	県	イ	
		3-海岸保全施設整備事業	用宗・石部防潮堤の耐震化	100%	100%	H26年度末 (達成)	水産漁港課	イ	
		4-静岡岸壁耐震補強事業	静岡市岸壁の耐震補強	100%	—	—	清水港振興課	イ	
方針 1-5	河川堤防の耐震化	1-二級河川浜川(河口護岸)耐震対策事業	浜川における河口護岸(特殊堤)の耐震対策工事の完了(320m)	100%	0% (0m)	H30年度末	河川課	イ	17

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

表 6-4 事業・事務の整理（津波被害を確実に減らす）- 3

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27 年度 未進捗状況	達成予 定時期	所管部署	法の 分類	市 No.
方針 1-6	海岸堤防の粘り強い構造への改良	1- 清水海岸・静岡海岸・由比海岸の高潮対策事業	粘り強い構造への改良が必要な海岸堤防（約 20km）の整備率	14%	0% (0km)	H34 年度末	県	イ	18
		2- 清水港海岸保全施設整備事業	粘り強い構造への改良が必要な海岸堤防（約 17km）の整備率	75%	0% (0km)	H34 年度末	県	イ	
		3- 海岸保全施設整備事業	用宗・石部防潮堤改良	100%	—	長期	水産漁港課	イ	
方針 1-7	河川堤防の粘り強い構造への改良 ※2	1- 二級河川浜川（河口護岸）改良事業	浜川における河口護岸（特殊堤）の粘り強い構造への改良工事の完了(320m)	100%	0% (0m)	H30 年度末	河川課	イ	19
方針 1-8	津波対策水門等の耐震化	1- 大谷川放水路、常念川の地震・高潮対策河川事業	耐震化が必要な津波対策水門（河川 2 水門）の整備率	100%	50% (1 水門)	H34 年度末	県	イ	20
		2- 二級河川浜川（浜川水門）耐震対策事業	浜川水門の耐震対策工事の完了（1 施設）	100%	100% (1 施設)	H27 年度末 (達成)	河川課	イ	
方針 1-9	港湾・漁港の防波堤の粘り強い構造への改良等	1- 清水港改修事業	粘り強い構造への改良が必要な防波堤の整備 (1,811m)	100%	30% (545m)	H34 年度末	県	イ	21
		2- 用宗・由比漁港施設機能強化事業	粘り強い構造への改良が必要な防潮堤の整備	100%	—	H32 年度末	水産漁港課	イ	
方針 1-10	海岸保全施設（海岸防災林）の整備	松くい虫防除事業	保安林の健全な育成	100%	100%	H34 年度末 (維持)	文化財課	イ	23

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

※ 2 古安川、滝ヶ原川、庵原川、波多打川、興津川、和瀬川、神沢川、向田川についても、河川堤防における粘り強い構造への改良を検討している。

方針-2 地震・津波に強い構造のまちづくり

●主な取組主体：市、市民、事業者

本市では住宅の耐震化の促進に取り組んでいます。今後、長期的に地震・津波に強い建物への更新の促進を継続的に行っていきます。特に沿岸部の浸水深が深いと想定されている地域については、レベル2の地震・津波が発生した際に浸水被害は避けられないため、津波浸水を踏まえた建物へと誘導していきます。

表 6-5 事業・事務の整理（地震津波に強い構造のまちづくり）- 1

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27年度 未進捗状況	達成予 定時期	所管部署	法の 分類	市 No.
方針2-1	住宅の耐震化の促進	木造住宅耐震補強事業	住宅の耐震化率	95%	89%	H32年度末	建築指導課	二	1
方針2-2	公共施設の耐震化の促進	2-公共施設耐震補強事業	吊り天井の耐震化	100%	100%	H27年度末 (達成)	静岡病院施設課	二	6
方針2-3	特定建築物の耐震化の促進	1-住宅・建築物耐震診断補強計画策定事業 建築物耐震補強事業	耐震改修促進計画に基づく特定建築物の耐震化率	95%	89% (推計値)	H32年度末	建築指導課	二	7

：平成28年3月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

方針-3 確実かつ迅速に早期避難できる体制づくり

●主な取組主体：市、市民、地域、事業者

本市では津波からの避難が困難な地域を解消するため、津波避難タワーの設置や津波避難ビルの追加指定などの取組を続けます。また、早期避難を促すために、津波警報などを自動放送する緊急情報防災ラジオの導入や、瞬時にメールで津波警報等を知らせるシステム（緊急速報メール）の啓発も行います。その他、津波避難計画の策定や津波避難マップの作成・配布、避難誘導標識や誘導灯の整備、避難地看板の設置などを行います。地域向けの取組としては自主防災組織と連携した津波避難訓練の実施、小中学校での津波防災教育の支援など、市民に津波の危険性や発災時の避難についての啓発活動を続けます。

今後は、津波からの避難が困難な地域を解消するため、歩道橋や高架橋の利用も含めた津波避難施設の拡充などを進めていきます。また、本市の沿岸部においては、老朽化が進んだ建築物が密集し、細街路に囲まれた危険な区域も少なからずあるため、安全な避難のための対策を検討していきます。

表 6-6 事業・事務の整理（確実かつ迅速に避難できる体制づくり）- 1

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27 年度 未進捗状況	達成予 定時期	所管部署	法の 分類	市 No.
方針 3-1	家庭内 の地震 対策の 促進	家具固定推 進事業	家具類を固定 している市民 の割合	100%	68% (H27 県民 意識 調査)	H34 年度末	建築指導 課		2
方針 3-2	津波避 難計画 策定の 促進	静岡市津波 避難計画策 定事業	津波避難計画 の策定	100%	50%	H28 年度末	危機管理 総室		24
方針 3-3	新たな ハザード マップの 整備の 促進	1-津波避難 マップの作 成及び配布	想定に則した 津波避難マッ プの対象地区 全戸配布	100%	100%	H25 年度末 (達成)	危機管理 総室		25
		2-防災マッ プの作成	想定を踏まえ た防災マップ の更新	100%	100%	H26 年度末 (達成)	危機管理 総室		
方針 3-4	災害時 における 避難 行動の 理解の 促進	1-津波避難 行動の理解 の促進	自分の住んで いる地域の避 難先を理解し ている人の率	100%	85% (H28 年 度市民向け アンケー ト)	H34 年度末 (維持)	危機管理 総室		26
		2-沿岸部市 立小中学校 津波避難教 育事業	沿岸地域の市 立小中学校 (28 校)にお ける津波避難 教育の実施	100%	100%	H34 年度末 (維持)	危機管理 総室 学校教育 課		

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

表 6-7 事業・事務の整理（確実かつ迅速に避難できる体制づくり）- 2

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27 年度 未進捗状況	達成予 定時期	所管部署	法の 分類	市 No.
方針 3-5	津波避難訓練の充実・強化(市)	津波避難訓練の充実・強化(市)	津波避難訓練の実施	100%	100%	H34 年度末 (維持)	危機管理 総室		27
方針 3-6	津波避難訓練の充実・強化(自主防災組織)	津波避難訓練の充実・強化(自主防災組織)	津波浸水区域内にある自主防災組織の津波避難訓練の実施率	100%	100%	H34 年度末 (維持)	危機管理 総室		28
方針 3-7	津波避難誘導標識、誘導灯等の整備	避難誘導標識、誘導灯等の設置	避難誘導標識、誘導灯等の整備率	100%	87%	H30 年度末	危機管理 総室	二	29
方針 3-8	津波避難訓練の充実・強化(社会福祉施設)	1-障害福祉サービス事業所に対する津波災害等の対策に関する指導及び助言	津波浸水区域内にある社会福祉施設の災害対応マニュアル見直し及び津波避難訓練の実施率	100%	100% (H26 年度 調査分)	H34 年度末 (維持)	障害者福 祉課		30
		2-非常災害への対応の強化	マニュアルの整備及び訓練実施の促進(集団指導・実地指導の実施)	100%	100%	H34 年度末 (維持)	介護保険 課		
		3-津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設)	津波浸水区域内にある高齢者福祉施設の津波避難訓練の実施率(14 施設)	100%	100% (14 施設)	H34 年度末 (維持)	高齢者福 祉課		
方針 3-9	公立学校の津波避難行動マニュアルの見直し	災害予防計画	市立小中学校の津波避難行動マニュアルの見直し	100%	100%	H25 年度末 (達成)	学校教育 課		31

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

表 6-8 事業・事務の整理（確実かつ迅速に避難できる体制づくり）- 3

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27 年度 未進捗状況	達成予 定時期	所管部署	法の 分類	市 No.
方針3-10	公立学校の津波防災に係る研修会の実施	防災知識の普及計画	市立小・中学校に対する津波防災に係る研修会の実施	100%	100% (1 回)	H34 年度末 (維持)	学校教育課		32
方針3-11	津波避難施設空白地域の解消	津波避難施設空白地域の解消	津波避難施設の要避難面積カバー率 (420ha)	100%	46% (191ha)	H29 年度末	危機管理総室	二	33
方針3-12	津波避難対策の促進 (津波避難施設の整備)	1-津波避難施設整備事業	津波避難タワー等整備計画数(19 施設)	100%	58% (11 施設)	H29 年度末	危機管理総室	二	34
		2-津波避難ビル追加指定事業	津波避難ビル指定計画数 (151 施設)	100%	94% (142 施設)	H29 年度末	危機管理総室		
方針3-13	港湾・漁港の津波避難困難エリアの解消 (津波避難施設の整備)	1-津波・高潮危機管理対策事業	漁港津波避難タワーの設置	100%	100%	H26 年度末 (達成)	水産漁港課	二	35
		2-津波避難施設整備事業	港湾エリア津波避難施設の整備	100%	60%	H28 年度末	清水駅周辺整備課	二	
方針3-14	避難地の整備の促進 (避難地看板等の整備)	避難地看板の設置事業	避難地看板 (新規 47 か所)を設置	100%	100%	H26 年度末 (達成)	危機管理総室	二	37
方針3-15	避難路の整備の促進 (街路区間の道路)	避難路整備促進事業	避難路として機能する街路事業等に対する整備率	100%	60%	H34 年度末	道路計画課	二	38
方針3-16	急傾斜地崩壊防止施設の整備	大谷土地区画整理周辺整備事業	災害時の避難路確保のための擁壁整備 (延長 260m に対する整備率)	100%	100%	H27 年度末 (達成)	大谷・東静岡周辺整備課	二	39

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

表 6-9 事業・事務の整理（確実かつ迅速に避難できる体制づくり）- 4

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27 年度 未進捗状況	達成予 定時期	所管部署	法の 分類	市 No.
方針3-17	災害時 情報伝 達の強 化・促 進 (J-AL ERT)	災害時情報 伝 達 の 強 化・促 進	市民メールの 登 録 者 数 44,000 件	100%	83% (36,539 件)	H27 年度末	危機管理 総室		67
方針3-18	災害時 情報伝 達の強 化・促 進(屋内 受信機)	災害時情報 伝 達 の 強 化・促 進(緊急 情報防災 ラジオ)	緊急情報防災 ラジオの普及 (24,200 台)	100%	100%	H27 年度末 (達成)	危機管理 総室		68
方針3-19	災害情 報提供 体制の 強化	災害情報提 供体制の強 化	インターネット 事業者との 災害時情報発 信等に関する 協定締結・情 報提供	100%	100%	H25 年度末 (達成)	危機管理 総室		69
方針3-20	災害時 情報伝 達の強 化・促 進(校内 放送設 備)	災害情報受 信体制の強 化	小・中・高等 学校への緊急 地震速報受信 装 置 の 設 置 (小学校 80 校、中学校 43 校、高等学校 2 校、計 126 校)	100%	100%	H27 年度末 (達成)	学校教育 課		70
方針3-21	公立学 校の防 災体制 の 強 化・推 進	防災知識の 普及計画 (公立学校)	「防災教育推 進のための連 絡会議」の開 催校数(129 校)	100%	小学校 93% 中学校 98%	H30 年度末 (維持)	危機管理 総室 学校教育 課		73
方針3-22	防災活 動にお ける公 立学校 と地域 の連携 (防災訓 練等)	防災訓練計 画 (公立学校と 地域の連携)	公立学校と地 域が連携した 防災活動(防 災訓練等)の 実施率	100%	100% (各学区実 施)	H30 年度末 (維持)	危機管理 総室		74

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

表 6-10 事業・事務の整理（確実かつ迅速に避難できる体制づくり）-5

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27 年度 未進捗状況	達成予 定時期	所管部署	法の 分類	市 No.
方針3-23	学校の 防災教育の充 実	防災知識の 普及計画	学校の実情や 発達段階にあ わせた防災教 育の推進	100%	小学校 100% 中学校 100%	H34 年度末 (維持)	学校教育 課		75
方針3-24	地域防 災訓練 の 充 実・強 化(自主 防災組 織)	地域防災訓 練の充実・ 強化事業	自主防災組織 における地域 防災訓練の実 施 率 (1,055 組織)	100%	67% (710 組 織)	H34 年度末 (維持)	危機管理 総室		78
方針3-25	地域防 災訓練 の 充 実・強 化(小・ 中学生)	防災訓練計 画 (小・中学生)	小中学生の地 域防災訓練へ の 参 加 率 (129 校)	小学校 40% 中学校 80%	小学校 26% 中学校 74%	H34 年度末 (維持)	学校教育 課 危機管理 総室		79

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

～コラム～

事業者の取組～観光客向けの誘導表示～

三保内浜海水浴場のほど近くにある三保シーサイドホテル福田家は津波避難ビル指定を受けています。

ホテル外壁には、地理不案内な観光客向けに大きな文字で避難誘導表示を自主的に行っています。

観光地に来た人の安心につながる小さな工夫も地域の活気・賑わいを保つ上で重要です。



三保シーサイドホテル福田家

方針-4 自助・共助の促進

●主な取組主体：市、市民、地域、事業者

本市では病院や高齢者施設などの要配慮者施設に対し、津波避難計画や災害対応マニュアルの作成を支援します。また、外国からきた観光客や児童向けに防災情報の多言語化・やさしい日本語の表示を行います。その他、福祉避難所の機能強化事業なども行います。

今後もこれらの事業を進めていきながら、災害時要配慮者が安心して暮らせるまちづくりを続けていきます。また、被災後の対策として、緊急物資の確保や地域防災力の向上の一環として災害ボランティアコーディネーターなどの人材育成も行います。

表 6-11 事業・事務の整理（自助・共助の促進）- 1

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27 年度末 進捗状況	達成予 定時期	所管部署	法の 分類	市 No.
方針4-1	児童福祉施設(保育所)の耐震化の促進	民間保育園耐震化事業	保育所の耐震化率(S値0.7以上) (59園)	100%	97% (57園)	H30 年度末	子ども未来課		5
方針4-2	自主防災活動の支援	防災資機材等購入費助成事業	自主防災組織に対し、防災資機材、倉庫等の購入に係る助成を行う。	100%	100%	H34 年度末 (維持)	危機管理 総室		71
方針4-3	地域の防災活動を支える人材の育成	地域防災リーダー育成事業	地域防災リーダーを育成するための各種研修会の開催 (毎年650人)	100%	124% (807人)	H34 年度末 (維持)	危機管理 総室		72
方針4-4	男女共同参画の視点からの防災対策の推進 (自主防災組織)	自主防災組織に対する男女共同参画の啓発	男女共同参画の視点を取り入れた防災に関する市政出前講座等受講者数延23,000人以上参加	100%	158% (36,298人)	H34 年度末 (維持)	男女参画・多文化共生課 危機管理 総室		76
方針4-5	男女共同参画の視点からの防災対策の推進 (防災講座)								77

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

表 6-12 事業・事務の整理（自助・共助の促進）- 2

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27 年度 未進捗状況	達成予 定時期	所管部署	法の 分類	市 No.
方針 4-6	想定津波浸水域内にある病院の避難計画の策定	想定津波浸水域にある病院の避難計画の策定の支援	津波浸水のおそれのある病院における津波避難計画の策定及び訓練の実施率（1 病院）	100%	100% （1 病院）	H27 年度末 （達成）	保健医療課		80
方針 4-7	市内在住外国人のための防災研修の実施	在住外国人のための防災訓練の実施	日本語が不自由な外国人住民対象の防災訓練や防災講座の参加者数（27～34 年度累計 560 人）	100%	16% （91 人）	H34 年度末 （維持）	男女参画・多文化共生課		81
方針 4-8	避難所運営支援体制の充実・強化	避難所運営体制の整備事業	3 者会合（自主防・避難所施設管理者・市）の実施率（75 地区）	100%	52% （39 地区）	H34 年度末 （維持）	危機管理総室		90
方針 4-9	避難所の機能強化	避難所における必要物資の確保	毛布・仮設トイレの計画数（L 1 対応）整備	100%	87%	H34 年度末	危機管理総室		91
			簡易テント 954 台、簡易ベット 956 台、エアーテント 3 張の整備	100%	100%	H27 年度末 （達成）	危機管理総室		
方針 4-10	避難所等の機能充実	1-生涯学習交流館の非常用自家発電設備設置事業	生涯学習交流館 26 館（無人館を除く）への設置	100%	96% （25 館）	H30 年度末	生涯学習推進課	二	92
		2-福祉避難所の非常用自家発電設備設置事業	高齢者施設への設置（6 施設）	100%	100% （6 施設）	H27 年度末 （達成）	高齢者福祉課	二	
方針 4-11	災害時における子どもへの支援の充実	児童相談所「災害時の子ども支援マニュアル」の策定	児童相談所「災害時の子ども支援マニュアル」の策定	100%	100%	H27 年度末 （達成）	児童相談所		95

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

表 6-13 事業・事務の整理（自助・共助の促進）- 3

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27 年度 未進捗状況	達成予 定時期	所管部署	法の 分類	市 No.
方針 4-12	高齢者福祉施設の防災体制の充実	津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設)	高齢者福祉施設における災害対応マニュアルに即した体制整備の促進(28 施設)	100%	100% (28 施設)	H34 年度末 (維持)	高齢者福祉課		97
方針 4-13	こども園の防災体制の充実	こども園災害時用資機材整備事業	市立こども園における災害時用資機材の配備率	100%	100% (年度ごと)	H34 年度末 (維持)	こども園課		98
方針 4-14	福祉避難所設置の促進	「福祉避難所運営マニュアル」の策定と運営体制の整備	「福祉避難所運営マニュアル」の策定と運営体制の整備	100%	—	H28 年度末	福祉総務課		99
方針 4-15	福祉避難所の機能強化	福祉避難所機能強化事業	民間福祉避難所への資機材等補助	100%	100%	H26 年度末 (達成)	福祉総務課		100
			市有福祉避難所ガラス飛散フィルム貼付(2ヶ所)	100%	100% (2ヶ所)	H26 年度末 (達成)	障害者福祉課		
			防災資機材(発電機4台、防災倉庫1棟、備蓄食糧360食)の整備(2ヶ所)	100%	100% (2ヶ所)	H27 年度末 (達成)	障害者福祉課		
方針 4-16	多言語化・やさしい日本語による表示	多言語化・やさしい日本語による表示	海抜表示等緊急時防災情報の多言語化・やさしい日本語化実施	100%	100%	H34 年度末 (維持)	危機管理総室	二	101
方針 4-17	ボランティアコーディネーターの確保	災害ボランティアコーディネーター入門講座	ボランティアコーディネーターの確保(入門講座参加者60人(毎年))	100%	100% (208 人)	H34 年度末 (維持)	市民自治推進課		102

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

表 6-14 事業・事務の整理（自助・共助の促進）- 4

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27 年度 未進捗状況	達成予 定時期	所管部署	法の 分類	市 No.
方針 4-18	災害ボランティアの連携強化	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練	災害時ボランティアセンター設置予定地（静岡、清水、由比・蒲原地区）での立ち上げ訓練の実施	100%	100%	長期 (維持)	市民自治推進課		103
方針 4-19	市民の緊急物資備蓄の促進(食料)	市民の家庭用備蓄の促進(食料)	7 日以上の食料を備蓄している市民の割合	100%	5% (H28 年度 市民向けアンケート)	H34 年度末 (維持)	危機管理 総室		105
方針 4-20	市民の緊急物資備蓄の促進(水)	市民の家庭用備蓄の促進(水)	7 日以上の水を備蓄している市民の割合	100%	6% (H28 年度 市民向けアンケート)	H34 年度末 (維持)	危機管理 総室		106
方針 4-21	事業所の緊急物資備蓄の促進	事業所の緊急物資備蓄の促進	飲料水・食料等を備蓄している事業所の割合	100%	—	H34 年度末 (維持)	危機管理 総室		107
方針 4-22	市の緊急物資備蓄の促進(非常食を持ち出せなかった避難者の食料)	市の緊急物資備蓄の促進(非常食を持ち出せなかった避難者の食料)	市の緊急物資(食料)の備蓄量(約 100 万食)	100%	100%	H34 年度末 (維持)	危機管理 総室		108
方針 4-23	市の緊急物資備蓄の促進(被災者の生活水確保)	耐震性貯水槽設置事業	給水拠点の整備(39 箇所)	100%	100% (39 箇所)	H27 年度末 (達成)	水道管路課	二	109

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

～コラム～

事業者の取組～災害時の物流に関する協定～

静岡県倉庫協会は、静岡県と災害時に支援物資を保管する倉庫を提供する協定を結んでおり、静岡県倉庫協会に所属する鈴与株式会社は、災害時に自社の物流センターを広域物資拠点として提供します。また、災害時の物流施設の機能維持にあたって、非常用発電設備、非常用通信設備の整備費用の一部を国土交通省が補助しています。

このように、事業者の所有する資本を活用することにより、市民の被災生活を支える準備を進めています。

～コラム～

事業者の取組～災害時における応急対策業務に関する協定～

清水港を拠点とする清水埠頭株式会社は、清水港防災対策連絡協議会に参画し、緊急物資を輸送する船舶の誘導作業等、自社の曳船技術を活かした災害時における港湾機能の応急対策業務に関する協定を静岡県と結んでいます。

方針-5 被災後の立ち直りを早くする

●主な取組主体：市、市民、地域、事業者

本市では復旧を迅速に行うため、緊急輸送路の整備や沿道に面したブロック塀の撤去を行い、防災ネットワークの整備を行います。また、事業者の早期復旧に向けた事業継続計画策定の支援も行います。復興にあたっては、被災市街地の復興における市民・行政のそれぞれの役割と行動を示した「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」、被災市街地の復興を円滑に推進するための「静岡市震災による被災市街地復興整備条例」を活用していきます。また、被災地域の復興に早期に着手するため、地籍調査を進めます。

今後、被災後の復旧を迅速に行えるよう、事前に準備を進めていきます。

表 6-15 事業・事務の整理（被災後の立ち直りを早くする）-1

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27年度未進捗状況	達成予定時期	所管部署	法の分類	市 No.
方針5-1	港湾・漁港の緊急輸送岸壁等の耐震化	1-清水港改修事業	耐震化が必要な緊急輸送岸壁(8バース)の整備	50%	0% (0バース)	長期	県	イ	22
		2-漁港施設機能強化事業	陸揚げ岸壁の耐震化	100%	—	H32年度末	水産漁港課	イ	
方針5-2	緊急輸送路の整備(市管理道路)	1-緊急輸送路確保計画検討事業	緊急輸送路確保計画の策定	100%	100%	H26年度末(達成)	建設政策課	二	41
		2-緊急輸送路等整備事業(道路事業)	緊急輸送路等防災ネットワークとして機能する幹線的な道路事業に対する整備率	100%	55%	H34年度末	道路計画課	二	
方針5-3	緊急輸送路の整備の促進(街路区間の道路)	緊急輸送路等整備事業(街路事業)	緊急輸送路等防災ネットワークとして機能する幹線的な街路事業に対する整備率	100%	93%	H33年度末	道路計画課	二	42
方針5-4	緊急輸送路の要対策箇所の整備(市管理道路)	道路自然災害防除事業	道路防災点検による緊急輸送路上の要対策箇所(緊急・早期30箇所)の整備率	100%	30% (9箇所)	H34年度末	道路保全課	二	43

：平成28年3月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

表 6-16 事業・事務の整理（被災後の立ち直りを早くする）-2

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27 年度 未進捗状況	達成予 定時期	所管部署	法の 分類	市 No.
方針5-5	緊急輸 送路等 沿いの ブロッ ク塀の 耐震化 の促進	ブロック塀 等耐震化促 進事業	緊急輸送路等 沿いのブロッ ク塀の耐震化	100%	70%	H34 年度末	建築指導 課	二	44
方針5-6	災害時 の港関 係者の 連携強 化	災害時漁船 利用協定	海上物資輸送 の確保	100%	100%	H34 年度末 (維持)	水産漁港 課		84
方針5-7	被災者 の住宅 の確保 (応急建 設住宅)	被災者の住 宅の確保対 策	応急建設住宅 及び応急借上 げ住宅等の確 保(第4次被 害想定2次報 告で算出され る必要戸数)	100%	100%	H27 年度末 (達成)	建築総務 課		112
方針5-8	被災者 の住宅 の確保 (応急借 上げ住 宅)								113
方針5-9	事業所 等の事 業継続 の促進	中小企業の 事業継続計 画策定に関 する支援	情報提供、講 座等の実施	100%	100% (1回)	H26 年度末 (達成)	産業政策 課		114
方針5-10	被災地 域の迅 速な復 旧対策 を図る 地籍調 査の推 進	地籍調査業 務	静岡市地籍調 査基本計画 (短期計画 H25~H31) に沿った事業 実施率	100%	33%	H31 年度末	建設政策 課	八	115
方針5-11	被災地 域の迅 速な復 旧対策 の推進 (文化財 保護)	静岡市文化 財課所蔵資 料移転事業	静岡市文化財 課所有の文化 財資料の一括 管理	100%	100%	H25 年度末 (達成)	文化財課		116

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

表 6-17 事業・事務の整理（被災後の立ち直りを早くする）-3

	アクション名	事業名	目標指標	数値目標	H27 年度 未進捗状況	達成予 定時期	所管部署	法の 分類	市 No.
方針5-12	-	静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例の策定	-	100%	100%	H27 年度末 (達成)	危機管理 総室		-
方針5-13	-	静岡市都市復興基本計画策定行動指針の策定	-	100%	100%	H18 年度末 (達成)	都市計画 課		-
方針5-14	-	静岡市震災による被災市街地復興整備条例の策定	-	100%	100%	H19 年度末 (達成)	都市計画 課		-

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

6.2. 事業・事務のまとめ

6.1 で示した事業・事務を実施時期、取組主体、対象地域、3つの観点で整理しました。

表 6-18 事業・事務のまとめ-1

方針	課題	事業	事業内容	実施 時期	取組 主体	対象地域									
						市全域	用宗・ 広野	大浜海岸	久能・ 駒越海岸	三保半島・ 折戸湾沿岸	江尻～ 日の出・ 不二見	袖師・興津 (臨海工業 地域)	袖師・興津 (住宅地)	由比・ 蒲原	その他
方針-1 津波被害 を確実に 減らす	課題-1 津波による被害を 軽減する 津波対策 施設	レベル1 津波に対する津 波対策施設の整備	海岸の津波対策事業（方針 1-1-1、方針 1-1-2、方針 1-1-3）	短期	県・市		○	○	○	○	○	○			
			河川の津波対策事業（方針 1-2-1、方針 1-2-2）	短期	県・市			○			○				
		津波到達までに閉鎖可能 な津波対策施設の整備	河川の水門等の対策事業（方針 1-3-1、 方針 1-3-3、方針 1-3-4）	実施済	県・市			○			○				
			陸閘改良事業（方針 1-3-5）	短期	市		○								
			海岸保全施設整備事業（方針 1-3-2）	短期	県					○	○	○			
		海岸保全施設（海岸防災 林）の整備	松くい虫防除事業（方針 1-10）	実施済 (維持)	市					○					
		津波対策施設や港湾・漁 港の岸壁の耐震化	海岸保全施設整備事業（方針 1-4-1、方 針 1-4-2、方針 1-4-3）	短期	県・市		○	○	○	○	○	○			
			岸壁耐震補強事業方針（方針 1-4-4）	未定	市						○				
			河口護岸の耐震対策事業（方針 1-5-1）	短期	市			○							
			水門耐震化事業（方針 1-8-1、方針 1-8-2）	短期	県・市			○			○				
		津波対策施設と港湾・漁 港の防波堤の粘り強い構 造への改良等	高潮対策事業（方針 1-6-1）	短期	県		○	○	○	○					
			海岸保全施設整備事業（方針 1-6-2、 1-6-3）	長期・ 短期	県・市		○								
			河口護岸の改良事業（方針 1-7-1）	短期	市			○							
			港湾改修事業（方針 1-9-1）	短期	国					○	○	○			
			漁港施設機能強化事業（方針 1-9-2）	短期	市		○							○	
方針-2 地震・津波 に強い構 造のまち づくり	課題-2 地震・津 波による 被害を受 けにくい 市街地	住宅の耐震化の促進	木造住宅耐震補強事業（方針 2-1）	短期	市・ 市民	○									
		公共施設の耐震化の促進	公共施設耐震補強事業（方針 2-2）	実施済	市										静岡市立 静岡病院 (葵区)
		特定建築物の耐震化の促 進	住宅・建築物耐震診断補強計画策定事業 建築物耐震補強事業（方針 2-3）	短期	市・ 市民・ 事業者	○									

 : 平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

表 6-19 事業・事務のまとめ-2

方針	課題	事業	事業内容	実施 時期	取組 主体	対象地域									
						市全域	用宗・ 広野	大浜海岸	久能・ 駒越海岸	三保半島・ 折戸湾沿岸	江尻～ 日の出・ 不二見	袖師・興津 (臨海工業 地域)	袖師・興津 (住宅地)	由比・ 蒲原	その他
方針-3 確 実 か つ 迅 速 に 早 期 避 難 で き る 体 制 つ づ くり	課題-3 地 震 ・ 津 波 から 安 全 ・ 確 実 に 逃 げ ら れ る 環 境	家庭内の地震対策の促進	家具固定推進事業（方針 3-1）	短期	市・ 市民	○									
		各種計画の作成	静岡市津波避難計画策定事業（方針 3-2）	短期	市	○									
			災害予防計画（方針 3-9）	実施済	市	○									
			防災知識の普及計画（方針 3-10、方針 3-21、方針 3-23）	短期 (維持)	市	○									
			防災訓練計画（公立学校と地域の連携）（方針 3-22）	実施済 (維持)	市・ 地域	○									
		新たなハザードマップの整備の促進	ハザードマップの作成・配布（方針 3-3-1、方針 3-3-2）	実施済	市	○									
		災害時における避難行動の理解の促進	津波避難行動の理解の促進（方針 3-4-1）	短期 (維持)	市・ 市民	○									
			沿岸部市立小中学校津波避難教育事業（方針 3-4-2）	実施済 (維持)	市	○									
		各種防災訓練の実施	津波避難訓練の充実・強化(市・自主防災組織）（方針 3-5、方針 3-6）	実施済 (維持)	市・ 地域	○									
			障害福祉サービス事業所に対する津波災害等の対策に関する指導及び助言（方針 3-8-1）	実施済 (維持)	市・ 事業者	○									
			社会福祉施設の非常災害への対応の強化（方針 3-8-2）	実施済 (維持)	市・ 事業者	○									
			津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設）（方針 3-8-3）	実施済 (維持)	市・ 事業者		○	○		○	○				
			地域防災訓練計画（自主防災組織、小・中学生）（方針 3-24、方針 3-25）	短期 (維持)	市・ 地域	○									
		避難誘導に関わる設備の設置	避難誘導標識、誘導灯、避難地看板の設置事業（方針 3-7、方針 3-14）	短期	市	○									
			避難路整備促進事業（方針 3-15）	短期	市	○									
		津波避難施設の拡充	津波避難施設空白地域の解消（方針 3-11）	短期	市	○									
			津波避難施設整備事業（方針 3-12-1、方針 3-13-2）	短期	市	○									
			津波避難ビル追加指定事業（方針 3-12-2）	短期	市・ 事業者	○									
			津波・高潮危機管理対策事業（方針 3-13-1）	実施済	市	○									
		土砂災害防止施設の整備	大谷土地区画整理周辺整備事業（方針 3-16）	実施済	市				大谷地区						
		災害時の情報伝達体制及び情報提供体制の強化・促進	災害時情報伝達の強化・促進（方針 3-17、方針 3-18）	短期	市・ 市民	○									
			災害情報提供体制の強化（方針 3-19）	実施済	市	○									
			災害情報受信体制の強化（方針 3-20）	実施済	市	○									

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

表 6-20 事業・事務のまとめ-3

方針	課題	事業	事業内容	実施 時期	取組 主体	対象地域									
						市全域	用宗・ 広野	大浜海岸	久能・ 駒越海岸	三保半島・ 折戸湾沿岸	江尻～ 日の出・ 不二見	袖師・興津 (臨海工業 地域)	袖師・興津 (住宅地)	由比・ 蒲原	その他
方針-4 自助・共助 の促進	課題-4 被災生活、 復旧、 復興の備 え	自主防災活動の促進	防災資機材等購入費助成事業（方針 4-2）	実施済 (維持)	市	○									
			災害ボランティアセンター立ち上げ訓練（4-18）	実施済 (維持)	市	○									
		地域防災力向上のための 人材育成	地域防災リーダー育成事業（方針 4-3）	実施済 (維持)	市・ 地域	○									
			自主防災組織に対する男女共同参画の啓 発（方針 4-4、方針 4-5）	実施済 (維持)	市・ 地域	○									
			災害ボランティアコーディネーター入門 講座（方針 4-17）	実施済 (維持)	市・ 市民	○									
		避難所の設備と運営体制 の充実	生涯学習交流館の非常用自家発電設備設 置事業（方針 4-10-1）	短期	市・ 事業者	○									
			福祉避難所の非常用自家発電設備設置事 業（方針 4-10-2）	実施済	市・ 事業者	○									
			避難所運営体制の整備事業（方針 4-8）	短期 (維持)	市・ 地域	○									
		緊急時物資備蓄の促進	避難所における必要物資の確保（方針 4-9）	短期	市	○									
			市民の家庭用備蓄の促進（食料・水）（方 針 4-19、方針 4-20）	短期 (維持)	市・ 市民	○									
			事業所の緊急物資備蓄の促進（方針 4-21）	短期 (維持)	市・ 事業者	○									
			市の緊急物資備蓄の促進（方針 4-22）	実施済 (維持)	市	○									
			耐震性貯水槽設置事業（方針 4-23）	実施済	市	○									
	課題-5 災害時要 配慮者の 避難・支 援体制	災害時要配慮者向けの避 難対策	想定津波浸水域にある病院の避難計画の 策定の支援（方針 4-6）	実施済	市	○									
			在住外国人のための防災訓練の実施（方針 4-7）	短期 (維持)	市・ 市民	○									
			津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施 設)（方針 4-12）	実施済 (維持)	市・ 事業者	○									
			多言語化・やさしい日本語による表示（方 針 4-16）	実施済 (維持)	市	○									
		要配慮者施設の避難所と しての機能強化・運営体 制の整備	民間保育園耐震化事業（方針 4-1）	短期	市	○									
			児童相談所「災害時の子ども支援マニユ アル」の策定（方針 4-11）	実施済	市	○									
			こども園災害時用資機材整備事業（方針 4-13）	実施済 (維持)	市・ 事業者	○									
			「福祉避難所運営マニュアル」の策定と運 営体制の整備（方針 4-14）	短期	市・ 事業者	○									
			福祉避難所機能強化事業（方針 4-15）	実施済	市・ 事業者	○									

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

表 6-21 事業・事務のまとめ-4

方針	課題	事業	事業内容	実施 時期	取組 主体	対象地域									
						市全域	用宗・ 広野	大浜海岸	久能・ 駒越海岸	三保半島・ 折戸湾沿岸	江尻～ 日の出・ 不二見	袖師・興津 (臨海工業 地域)	袖師・興津 (住宅地)	由比・ 蒲原	その他
方針-5 被災後の 立ち直りを早くする	課題-2 地震・津波による被害を受けにくい市街地	緊急輸送路の確保	緊急輸送路確保計画検討事業（方針 5-2-1）	実施済	市	○									
			緊急輸送路等整備事業（方針 5-2-2、方針 5-3）	短期	市	○									
			道路自然災害防除事業（方針 5-4）	短期	市		山間部の 緊急輸送 路		山間部の 緊急輸送 路					山間部の 緊急輸送 路	
			ブロック塀等耐震化促進事業（方針 5-5）	短期	市・ 市民	○									
	課題-4 被災生活、復旧、復興の備え	緊急輸送岸壁等の耐震化	港湾・漁港の緊急輸送岸壁等の耐震化（方針 5-1-1、方針 5-1-2）	短期	県・市		○				○	○			
		被災後の迅速な復旧の促進	災害時漁船利用協定（方針 5-6）	実施済 (維持)	市・ 事業者						○			○	
			被災者の住宅の確保対策（方針 5-7、方針 5-8）	実施済	市	○									
			中小企業の事業継続計画策定に関する支援（方針 5-9）	実施済	市・ 事業者	○									
			地籍調査業務（方針 5-10）	短期	市	○									
			静岡市文化財課所蔵資料移転事業（方針 5-11）	実施済	市	○									
			静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例の策定（方針 5-12）	実施済	市	○									
			静岡市都市復興基本計画策定行動指針の策定（方針 5-13）	実施済	市	○									
			静岡市震災による被災市街地復興整備条例の策定（方針 5-14）	実施済	市	○									

 : 平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

6.3. 事業位置図

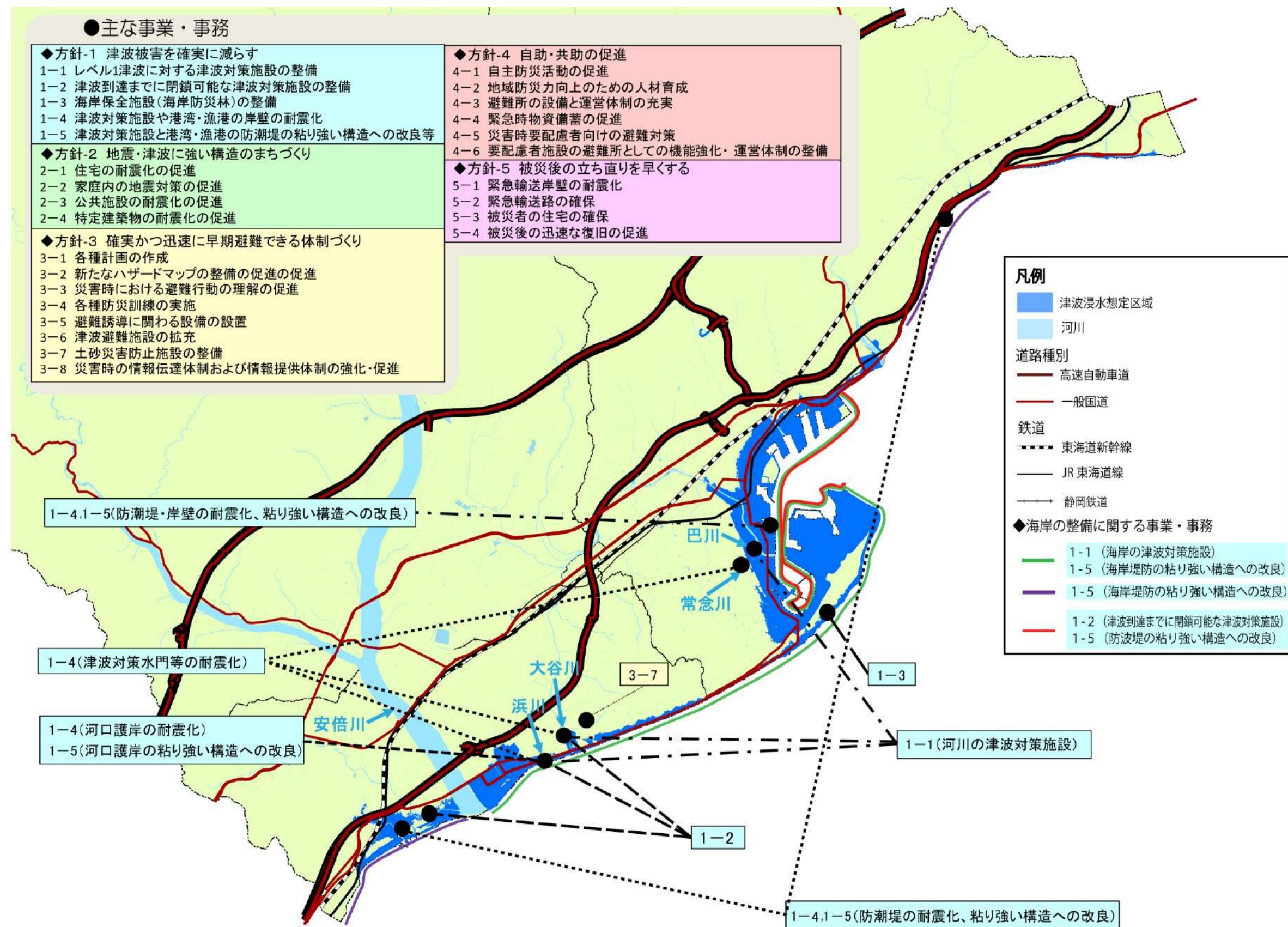


図 6-2 事業位置図

第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方

本章では本計画の推進にあたって、今後さらに検討が必要な事項及び今後の計画の見直しについて示します。

7.1. 今後さらに検討が必要な事項

計画の推進は行政だけでなく、自助・共助を促進し、市民、地域（自主防災組織）、事業者と一体となって津波防災地域づくりを行っていきます。

また、本計画は既存の地震・津波被害想定や都市災害要因調査などをもとに、沿岸部の各地域の現状や関連計画を踏まえながら策定しました。今後の地震・津波対策の進捗や地域の土地利用の変化、また関連計画の修正などを踏まえた上で定期的に計画を見直す体制づくりが必要不可欠です。

そして、本計画で整理した事業・事務のみでは、まだ解消できない課題が少なからずあります。したがって、計画策定以降においても、残った課題を少しでも解消できるよう事業・事務の拡充を行っていきます。

7.1.1. 自助・共助の促進

本計画では、各事業・事務の整理にあたって、市民、地域（自主防災組織）、事業者、行政がそれぞれ果たす役割について示しました。「静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例」にも、自助・共助・公助が連携して、対策に取り組む必要があるとしています。自助・共助を推進するため、市では、津波災害リスクや避難に関する情報の周知と、市民、地域、事業者の自主的な活動への支援を続けていきます。また、情報の周知については、ワークショップ等の市民が主体的に参加できるような方法についても検討していきます。

7.1.2. 関連計画との整合

本計画は、上位計画である「第3次静岡市総合計画」、「静岡市地域防災計画」、「静岡市都市計画マスタープラン」との整合を図り策定しました。警戒避難体制の整備については「静岡市地域防災計画」の津波避難に関する方針や目標、土地利用については「静岡市都市計画マスタープラン」の土地利用の基本方針と整合を図りながら、基本的な考え方を示しました。

なお、土地利用の考え方については、関連計画である「静岡市立地適正化計画」や平成29年策定予定の「静岡市防災都市づくり計画」と相互に整合を図り、「安心・安全な暮らしと、活気・賑わいが両立するまちづくり」を推進していきます。

7.1.3. 津波避難計画の修正

本市では津波のせき上げ高を考慮した基準水位※を用いて、津波避難施設の指定要件を見直しています。この津波避難施設の見直しに伴い、「静岡市津波避難計画」を修正します。ハード整備は長い時間を要するため、随時見直しを行い、適切な警戒避難体制を構築していきます。

※津波避難施設の見直しのために、独自に算出した値

7.2. 計画の見直しと更新

本計画は、現状をもとに策定した計画であることから、事業・事務の進捗状況やまちづくりや土地利用の動向などに応じて、定期的に見直す必要があります。また、本計画策定に用いた地震・津波被害想定や関連計画の更新、地震・津波対策における新たな展開がある際にも適宜見直すものとしします。具体的な計画の更新については図 7-1の PDCA サイクルに沿って行います。今後は市民に対して本計画の周知を行いながら、「安心・安全な暮らしと、活気・賑わいが両立するまちづくり」の実現に向けて取組を推進していきます。

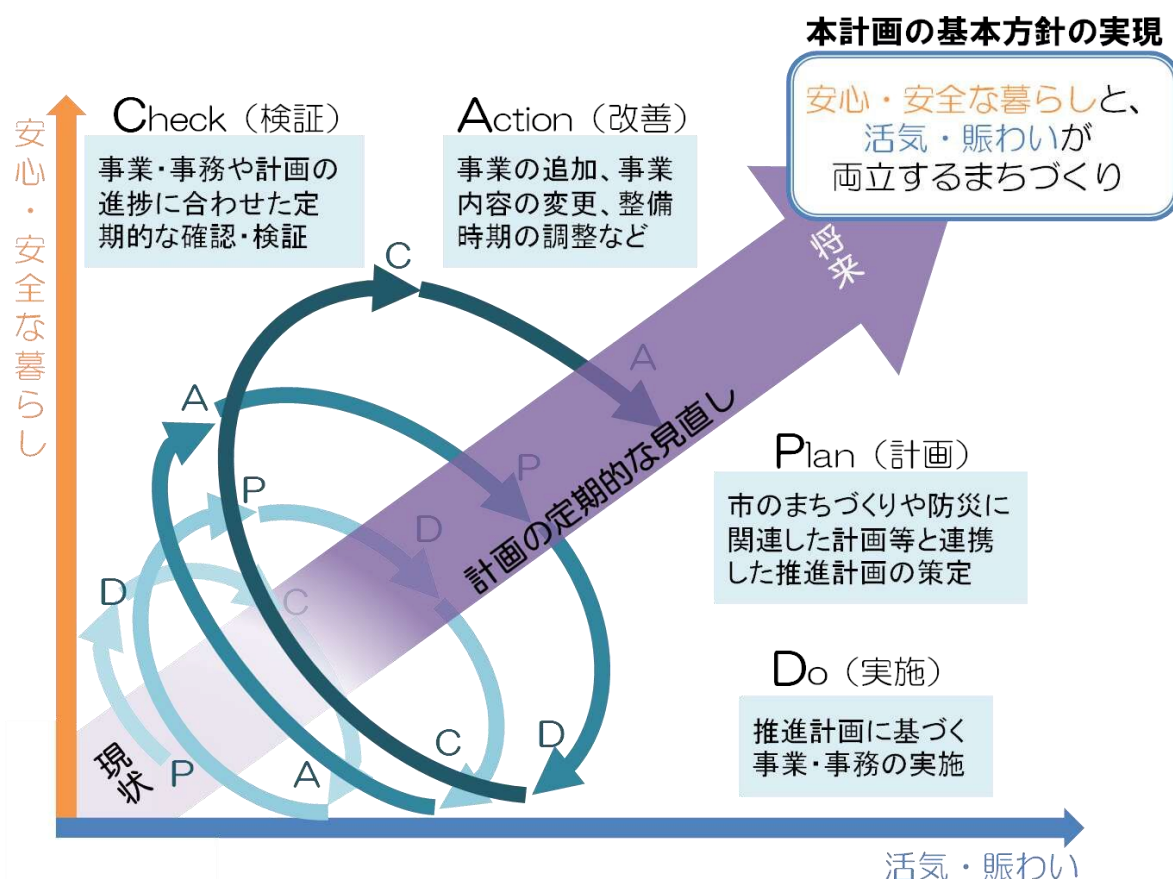


図 7-1 PDCA サイクルのイメージ

参考資料

静岡市津波防災地域づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、静岡市津波防災地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第10条第1項に規定する推進計画（以下「推進計画」という。）の作成のための協議に関すること。
- (2) 推進計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、津波防災地域づくりに関し市長が必要であると認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員23人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てるほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 津波防災地域づくりの推進に係る団体の代表者又はその推薦する者
- (3) 静岡県その他関係行政機関の職員

(任期)

第4条 前条第2項の規定により市長が委嘱する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 4 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項に関し、必要な調査及び研究をさせるため、協議会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、総務局危機管理総室次長の職にある者、委員のうちから議題に応じて会長が定める者が、その所属職員又はその属する団体の構成員のうちから指名する者及び会長が必要であると認める者をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、総務局危機管理総室次長の職にある者をもって充てる。

4 部会長は、作業部会の会議の議長となる。

(庶務)

第7条 協議会及び作業部会の庶務は、総務局危機管理総室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、法第11条第6項の規定に基づき、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月29日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行後最初に市長が委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

総務局危機管理統括監
企画局長
財政局長
経済局長
都市局長
建設局長
駿河区長
清水区長
消防局長
上下水道局長

静岡市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿

表 協議会委員名簿

No	区分	所属	役職	氏名
1	学識	静岡大学防災総合センター	教授	岩田 孝仁
2	学識	東京大学生産技術研究所	准教授	加藤 孝明
3	学識	静岡大学防災総合センター	准教授	原田 賢治
4	市民	静岡市駿河区自治会連合会	会長	坪井 英明
5	市民	静岡市清水区自治会連合会	会長	高山 茂宏
6	市民	特定非営利法人男女共同参画フォーラムしずおか	代表理事	松下 光恵
7	産業	静岡商工会議所	会員	杉山 晶彦
8	国	国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所	所長	前川 利聡
9	国	国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所	所長	犬飼 一博
10	国	国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所	所長	馬場 智
11	静岡県	静岡県中部危機管理局	局長	藤原 和夫
12	静岡県	静岡県静岡土木事務所	所長	市川 良輔
13	静岡県	静岡県清水港管理局	局長	藤浪 哲也
14	静岡市	企画局	局長	山本 高匡
15	静岡市	財政局	局長	平沢 克俊
16	静岡市	駿河区	区長	大長 義之
17	静岡市	清水区	区長	村岡 弘康
18	静岡市	経済局	局長	赤堀 文宣
19	静岡市	都市局	局長	塚本 孝
20	静岡市	建設局	局長	山本 祐司
21	静岡市	消防局	局長	望月 昇
22	静岡市	上下水道局	局長	増田 敏久
23	静岡市	総務局	危機管理統括監	荻野 敏彦

検討体制と経緯

本計画の検討にあたっては、平成 27 年 7 月に学識経験者、市民代表、国・県の関係機関及び庁内関係部局から構成される「静岡市津波防災地域づくり推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、下図に示した経緯で検討しました。また、計画策定に必要な調査及び研究をさせるため、国・県及び庁内関係部局職員で組織する作業部会を設けました。

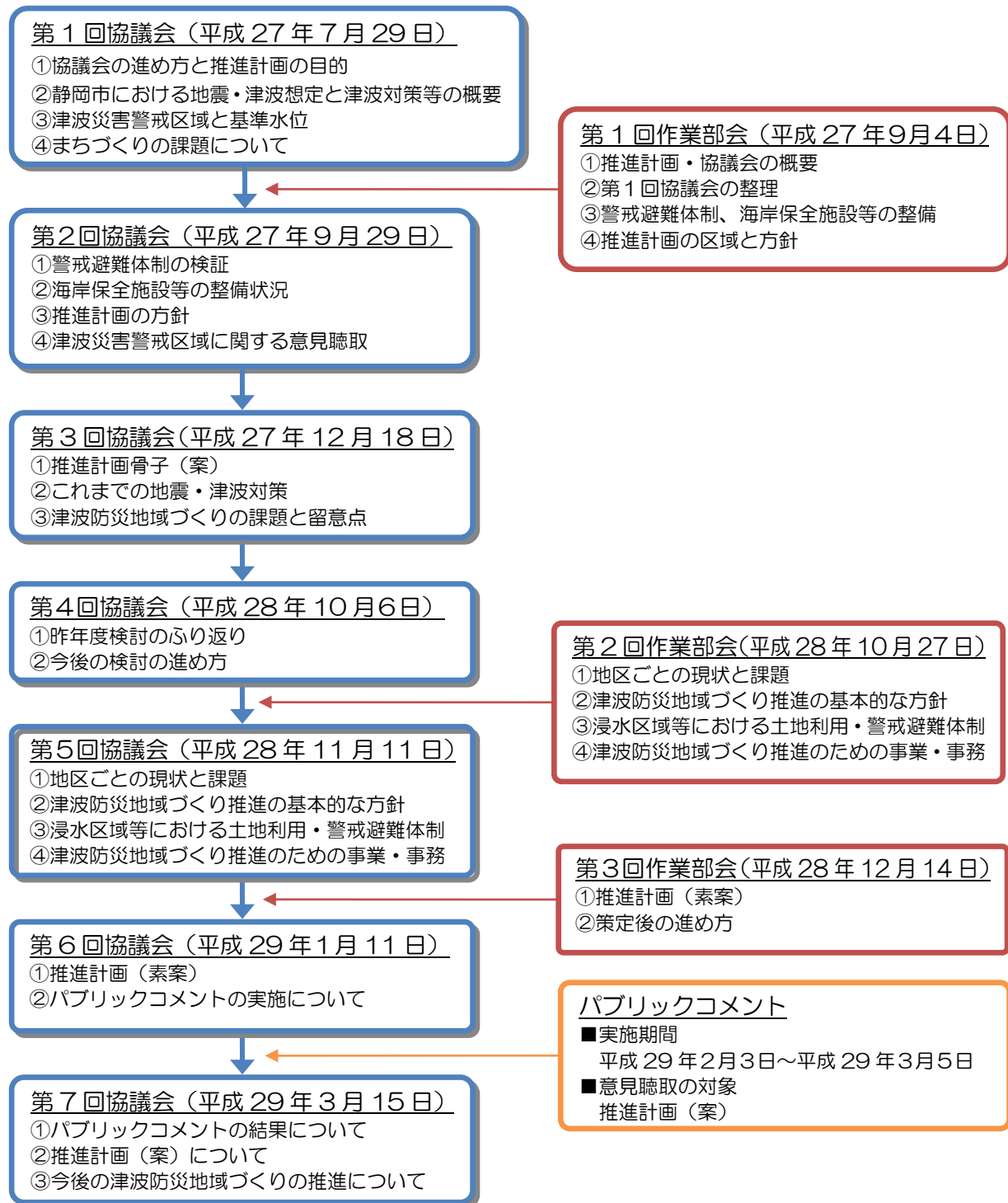


図 協議会の体制及び検討内容

静岡市津波防災地域づくり推進計画 地域別概要

■地域の特性

想定震度	人口計	約 23,400 人	浸水想定区域内の要配慮者施設 児童クラブ・学校：5 施設 診療所・病院：8 施設 介護・福祉施設：3 施設 （平成 28 年 3 月末時点）	土地利用	田、畑、山林、住宅用地、商業用地、工業用地、公益施設用地
6強～7	浸水域人口	約 6,400 人		河川	小坂川、丸子川、安倍川
津波高 （海岸到達時） 最大 10m	高齢者人口	約 3,700 人		主な施設	用宗漁港、用宗フィッシャリーナ、広野海岸公園、長田浄化センター、医療施設（静岡徳洲会病院等）
	要配慮者数	約 4,300 人			

※人口計、浸水域人口：H28.3.31 住民基本台帳
高齢者人口、要配慮者数：H28.10.18 静岡市の要配慮者リスト

●地域の特性まとめ

用宗漁港を中心とした地域で、用宗フィッシャリーナや広野海岸公園などが立地し、市内外からの来訪者があります。丸子川の河口部には下水道処理施設も立地しています。



■地域の課題

浸水想定区域	・用宗漁港周辺、小坂川、丸子川の周辺で浸水域が広がっている。 ・安倍川右岸部（安倍川右岸部と丸子川に挟まれた区域）が浸水する。
津波到達時間	・用宗漁港周辺から西南の丘陵地までの沿岸部に、津波到達時間が 10 分未満の区域が広く分布している。 ・丸子川河口部（広野）の一部で津波到達時間が 10 分未満の区域がある。
津波による建物倒壊・人的被害	・用宗漁港周辺と西南部、丸子川河口部において津波による建物倒壊・人的被害が予想される。
地震動による建物倒壊	・震度 7 の地震と古い建物が多い地域であるため、建物全壊棟数が多いと予想される。 ・用宗漁港西南部の住宅地に大きな被害が予想される。
幅員の狭い道路の分布	・浸水域内の避難方向の道路に、幅員 5.5m 未満の道路が多い。
延焼危険度	・JR 東海道本線と用宗漁港に囲まれた一帯に古い建物が密集しているため、燃え広がりやすい。 ・用宗漁港以東の住宅地に古い建物が密集しているため、燃え広がりやすい。
避難施設の確保	・小坂川周辺及び用宗四丁目に津波からの避難が困難な地域がある。 ・丘陵地等の高台への避難が可能であるが、要配慮者等は避難が困難な可能性がある。
迅速かつ安全に避難できるか	・細街路やブロック塀、老朽建築物の多さを考えると、地震動、延焼火災、液状化等による建物倒壊が複合的に発生し、避難路が機能しない可能性がある。 ・沿岸部は津波到達時間が早いため、早期避難ができる体制が必要である。
その他	—

●現況図

●地域の課題まとめ

用宗海岸や用宗漁港周辺、小坂川沿いに浸水が想定され、津波到達時間が 10 分未満の区域もあり、その中に多くの住居や診療所・病院などの要配慮者施設が立地しているため、津波による建物倒壊や人的被害が懸念されます。住宅地は古い建物が多く、一部の区域では密集しているため、地震動による建物倒壊や延焼火災が懸念されます。細街路も多いため、地震動や延焼火災により倒壊した建物やブロック塀などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性があります。一部には、津波からの避難が困難な地域があります。

■地域別方針

漁港利用者や地域住民が迅速かつ安全に避難できる体制の確立

静岡海岸※の海岸堤防の粘り強い構造への改良、用宗漁港の防潮堤の耐震化や粘り強い構造への改良及び陸間の改良により、津波による被害を軽減します。
古い建物や細街路が多い用宗二・三丁目等の住宅地では、建物の耐震化・ブロック塀の撤去を促すとともに、その支援を行います。さらに今後は、延焼火災を防ぐための建物の不燃化等の推進についても協議していきます。あわせて、津波被害を受けにくい建物や津波被害を受けても機能する建物、さらに津波避難ビルとして機能し得る建物に誘導することにより、持続可能なまちづくりを推進します。
用宗漁港など人の集まる地域に、津波到達時間 10 分未満の区域があるため、迅速かつ安全な避難を促す体制づくりを、市民と行政が協働で進めます。具体的には、津波避難施設の整備及び指定の拡充を進めるとともに、来訪者・地域住民に分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。

※ 用宗海岸～大浜海岸～久能・駒越海岸の区間

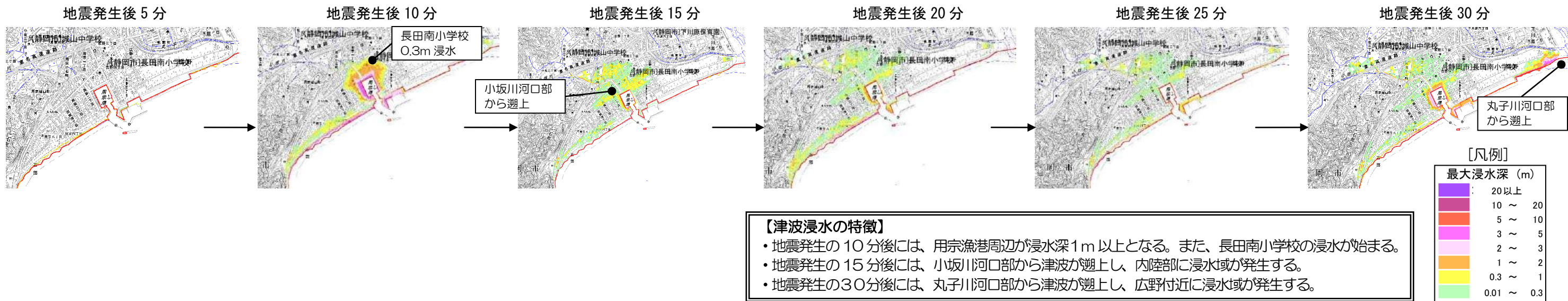
■地域で行う事業・事務

方針	事業	事業名	実施時期	取組主体
方針-1 津波被害を確実に減らす	レベル1 津波に対する津波対策施設の整備	静岡海岸の高潮対策事業	短期	県
		用宗漁港津波対策事業	短期	市
		小坂川の地震・高潮対策事業	検討中	県
	津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設の整備	陸開改良事業	短期	市
	津波対策施設の耐震化	海岸保全施設整備事業（用宗・石部防潮堤の耐震化）	実施済	市
	津波対策施設と港湾・漁港の防潮堤の粘り強い構造への改良等	静岡海岸の高潮対策事業（海岸堤防）	短期	県
		海岸保全施設整備事業（用宗・石部防潮堤改良）	長期	市
		用宗漁港施設機能強化事業（防潮堤）	短期	市
方針-2 地震・津波に強い構造のまちづくり	住宅の耐震化の促進	木造住宅耐震補強事業	短期	市・市民
	特定建築物の耐震化の促進	住宅・建築物耐震診断補強計画策定事業 建築物耐震補強事業	短期	市・市民・事業者
方針-3 確実かつ迅速に早期避難ができる体制づくり	家庭内の地震対策の促進	家具固定推進事業	短期	市・市民
		各種計画の作成	短期	市
	各種計画の作成	静岡市津波避難計画策定事業	短期	市
		災害予防計画	実施済	市
		防災知識の普及計画	短期(維持)	市
		防災訓練計画（公立学校と地域の連携）	実施済(維持)	市・地域
	新たなハザードマップの整備の促進	ハザードマップの作成・配布	実施済	市
	災害時における避難行動の理解の促進	津波避難行動の理解の促進	短期(維持)	市・市民
		沿岸部市立小中学校津波避難教育事業	実施済(維持)	市
	各種防災訓練の実施	津波避難訓練の充実・強化(市・自主防災組織)	実施済(維持)	市・地域
		障害福祉サービス事業所に対する津波災害等の対策に関する指導及び助言	実施済(維持)	市・事業者
		社会福祉施設の非常災害への対応の強化	実施済(維持)	市・事業者
		津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設)	実施済(維持)	市・事業者
		地域防災訓練計画（自主防災組織、小・中学生）	短期(維持)	市・地域
		避難誘導標識、誘導灯、避難地看板の設置事業	短期	市
	避難誘導に関わる設備の設置	避難路整備促進事業	短期	市
		津波避難施設空白地域の解消	短期	市
	津波避難施設の拡充	津波・高潮危機管理対策事業	実施済	市
		津波避難施設整備事業	短期	市
		津波避難ビル追加指定事業	短期	市・事業者
		災害時情報伝達の強化・促進	短期	市・市民
	災害時の情報伝達体制及び情報提供体制の強化・促進	災害情報提供体制の強化	実施済	市
		災害情報受信体制の強化	実施済	市

方針	事業	事業内容	実施時期	取組主体
方針-4 自助・共助の促進	自主防災活動の促進	防災資機材等購入費助成事業	実施済(維持)	市
		災害ボランティアセンター立ち上げ訓練	実施済(維持)	市
	地域防災力向上のための人材育成	地域防災リーダー育成事業	実施済(維持)	市・地域
		自主防災組織に対する男女共同参画の啓発	実施済(維持)	市・地域
		災害ボランティアコーディネーター入門講座	実施済(維持)	市・市民
		生涯学習交流館の非常用自家発電設備設置事業	短期	市・事業者
	避難所の設備と運営体制の充実	福祉避難所の非常用自家発電設備設置事業	実施済	市・事業者
		避難所運営体制の整備事業	短期(維持)	市・地域
		避難所における必要物資の確保	短期	市
	緊急時物資備蓄の促進	市民の家庭用備蓄の促進（食料・水）	短期(維持)	市・市民
		事業所の緊急物資備蓄の促進	短期(維持)	市・事業者
		市の緊急物資備蓄の促進	実施済(維持)	市
		耐震性貯水槽設置事業	実施済	市
	災害時要配慮者向けの避難対策	想定津波浸水域にある病院の避難計画の策定の支援	実施済	市
		在住外国人のための防災訓練の実施	短期(維持)	市・市民
		津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設)	実施済(維持)	市・事業者
		多言語化・やさしい日本語による表示	実施済(維持)	市
	要配慮者施設の避難所としての機能強化・運営体制の整備	民間保育園耐震化事業	短期	市
		児童相談所「災害時の子ども支援マニュアル」の策定	実施済	市
		こども園災害時用資機材整備事業	実施済(維持)	市・事業者
		「福祉避難所運営マニュアル」の策定と運営体制の整備	短期	市・事業者
方針-5 被災後の立ち直りを早くする	緊急輸送岸壁等の耐震化	漁港施設機能強化事業（陸揚げ岸壁の耐震化）	短期	市
		緊急輸送路確保計画検討事業	実施済	市
	緊急輸送路の確保	緊急輸送路等整備事業	短期	市
		道路自然災害防除事業	短期	市
		ブロック塀等耐震化促進事業	短期	市・市民
	被災後の迅速な復旧の促進	被災者の住宅の確保対策	実施済	市
		中小企業の事業継続計画策定に関する支援	実施済	市・事業者
		地籍調査業務	短期	市
		静岡市文化財課所蔵資料移転事業	実施済	市
		静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例	実施済	市
		静岡市都市復興基本計画策定行動指針	実施済	市
		静岡市震災による被災市街地復興整備条例	実施済	市

：平成28年3月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

■《静岡県4次地震被害想定における津波浸水シミュレーション※》 静岡県第4次地震被害想定（レベル2の地震・津波）（南海トラフ巨大地震（地震動：基本ケース、津波：ケース①））



地域別概要

2 大浜海岸

■地域の特性

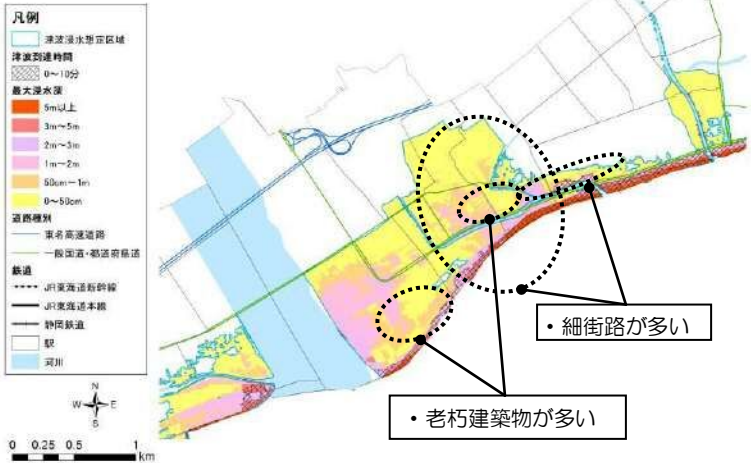
想定震度	人口計	約 30,900 人	浸水想定区域内の要配慮者施設	土地利用	田、畑、住宅用地、商業用地、工業用地、公益施設用地
6強～7	浸水域人口	約 10,500 人	児童クラブ・学校： 6 施設	河川	安倍川、浜川、道成寺川、大谷川
津波高	高齢者人口	約 4,400 人	診療所・病院： 4 施設	主な施設	大浜公園、中島浄化センター、中島テニスコート、工場（水産食料品製造業等）
(海岸到達時) 最大 10m	要配慮者数	約 5,300 人	介護・福祉施設：11 施設 (平成 28 年 3 月末時点)		

※人口計、浸水域人口：H28.3.31 住民基本台帳
高齢者人口、要配慮者数：H28.10.18 静岡市の要配慮者リスト

■地域の課題

浸水想定区域	・安倍川左岸部にある 3 つの河川周辺で浸水する。特に安倍川と浜川に囲まれた地域（中島など）は浸水域が広い。
津波到達時間	・浜川河口に、津波到達時間が 10 分未満の区域がある。 ・内陸部には、津波到達時間が 30 分前後の区域が多い。
津波による建物倒壊・人的被害	・河川の周辺に、津波による建物倒壊が予想される。 ・安倍川左岸部は、多くの河川に囲まれ、浸水域が広いことから、人的被害が予想される。
地震動による建物倒壊	・区域全体に、古い建物が多いため、建物全壊棟数が多いと予想される。
幅員の狭い道路の分布	・東名高速道路から沿岸にかけて幅員 5.5m 未満の道路が多い。 ・浜川左岸（西島と下島）に、幅員 5.5m 未満の道路率が 80%の区域がある。
延焼危険度	—
避難施設の確保	・浜川と道成寺川に囲まれた地域（下島）に津波からの避難が困難な地域がある。
迅速かつ安全に避難できるか	・細街路や老朽建築物の多さを考えると、地震動による建物倒壊が発生し、避難路が機能しない可能性がある。 ・沿岸部は津波到達時間が早いから、早期避難ができる体制が必要である。
その他	・中島には浸水域内に要配慮者施設が複数立地している。 ・津波浸水だけでなく、安倍川をはじめとする多くの河川で津波が遡上する恐れがある。

●現況図



●地域の課題まとめ

過去の地震における津波痕跡や、想定される最大規模の津波が発生した場合に、安倍川を遡上した津波が越水する可能性もあることから、河口部付近で浸水が予想されており、中島・西島や下島においては、津波による建物倒壊や人的被害が懸念されます。住宅地は、古い建物が多く、地震動による建物倒壊が懸念されます。細街路も多いから、地震動により倒壊した建物やブロック塀などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性もあります。一部には、津波からの避難が困難な地域があります。

●地域の特性まとめ

安倍川の左岸河口部にあたり、安倍川からの土砂供給により、海岸線に沿って浜堤が形成され、後背地を浜川などが流れています。浸水域内には、多くの住居や介護・福祉施設などの要配慮者施設、家族連れが集まる大浜公園などが立地しています。安倍川の河口部には下水道処理施設も立地しています。



■地域別方針

地域住民や来訪者が確実に最寄りの避難施設へと避難できる体制の確立

静岡海岸※の海岸堤防の嵩上げや粘り強い構造への改良、大谷川の水門の耐震化、浜川の水門・河口護岸の耐震化や粘り強い構造への改良により、津波による被害を軽減します。

古い建物や細街路が多い中島、下島等の住宅地では、建物の耐震化・ブロック塀の撤去を促すとともに、その支援を行います。

津波の河川遡上の影響などにより、安倍川左岸河口部や浜川沿いの住宅地で浸水域が大きく広がるため、迅速かつ安全な避難を促す体制づくりを、市民と行政が協働で進めます。具体的には、津波避難施設の整備及び指定の拡充を進めるとともに、来訪者・地域住民に分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。

※ 用宗海岸～大浜海岸～久能・駒越海岸の区間

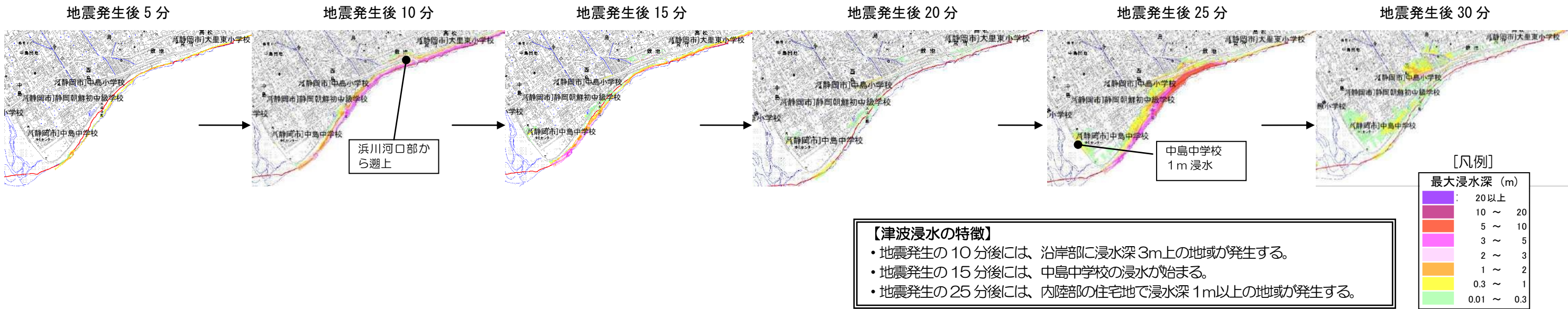
■地域で行う事業・事務

方針	事業	事業名	実施時期	取組主体
方針-1 津波被害を確実に減らす	レベル1 津波に対する津波対策施設の整備	静岡海岸の高潮対策事業	短期	県
		大谷川放水路の地震・高潮対策河川事業	短期	県
		二級河川浜川(浜川水門及び河川護岸)津波対策事業	短期	市
	津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設の整備	大谷川放水路の津波対策事業	実施済	県
		二級河川浜川(耐震水門設備)改良事業	実施済	市
		二級河川浜川(水門監視システム)改良事業	実施済	市
		二級河川浜川(河口護岸)耐震対策事業	短期	市
	津波対策施設の耐震化	大谷川放水路、地震・高潮対策河川事業（津波対策水門）	短期	県
		二級河川浜川(浜川水門)耐震対策事業	実施済	市
	津波対策施設の粘り強い構造への改良等	静岡海岸の高潮対策事業（海岸堤防）	短期	県
		二級河川浜川(河口護岸)改良事業	短期	市
方針-2 地震・津波に強い構造のまちづくり	住宅の耐震化の促進	木造住宅耐震補強事業	短期	市・市民
	特定建築物の耐震化の促進	住宅・建築物耐震診断補強計画策定事業 建築物耐震補強事業	短期	市・市民・事業者
方針-3 確実かつ迅速に早期避難ができる体制づくり	家庭内の地震対策の促進	家具固定推進事業	短期	市・市民
	各種計画の作成	静岡市津波避難計画策定事業	短期	市
		災害予防計画	実施済	市
		防災知識の普及計画	短期(維持)	市
		防災訓練計画（公立学校と地域の連携）	実施済(維持)	市・地域
	新たなハザードマップの整備の促進	ハザードマップの作成・配布	実施済	市
	災害時における避難行動の理解の促進	津波避難行動の理解の促進	短期(維持)	市・市民
		沿岸部市立小中学校津波避難教育事業	実施済(維持)	市
	各種防災訓練の実施	津波避難訓練の充実・強化(市・自主防災組織)	実施済(維持)	市・地域
		障害福祉サービス事業所に対する津波災害等の対策に関する指導及び助言	実施済(維持)	市・事業者
		社会福祉施設の非常災害への対応の強化	実施済(維持)	市・事業者
		津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設)	実施済(維持)	市・事業者
		地域防災訓練計画（自主防災組織、小・中学生）	短期(維持)	市・地域
	避難誘導に関わる設備の設置	避難誘導標識、誘導灯、避難地看板の設置事業	短期	市
		避難路整備促進事業	短期	市
	津波避難施設の拡充	津波避難施設空白地域の解消	短期	市
		津波・高潮危機管理対策事業	実施済	市
		津波避難施設整備事業	短期	市
		津波避難ビル追加指定事業	短期	市・事業者
	災害時の情報伝達体制及び情報提供体制の強化・促進	災害時情報伝達の強化・促進	短期	市・市民
		災害情報提供体制の強化	実施済	市
		災害情報受信体制の強化	実施済	市

方針	事業	事業内容	実施時期	取組主体
方針-4 自助・共助の促進	自主防災活動の促進	防災資機材等購入費助成事業	実施済(維持)	市
		災害ボランティアセンター立ち上げ訓練	実施済(維持)	市
	地域防災力向上のための人材育成	地域防災リーダー育成事業	実施済(維持)	市・地域
		自主防災組織に対する男女共同参画の啓発	実施済(維持)	市・地域
		災害ボランティアコーディネーター入門講座	実施済(維持)	市・市民
	避難所の設備と運営体制の充実	生涯学習交流館の非常用自家発電設備設置事業	短期	市・事業者
		福祉避難所の非常用自家発電設備設置事業	実施済	市・事業者
		避難所運営体制の整備事業	短期(維持)	市・地域
	緊急時物資備蓄の促進	避難所における必要物資の確保	短期	市
		市民の家庭用備蓄の促進（食料・水）	短期(維持)	市・市民
		事業所の緊急物資備蓄の促進	短期(維持)	市・事業者
		市の緊急物資備蓄の促進	実施済(維持)	市
		耐震性貯水槽設置事業	実施済	市
	災害時要配慮者向けの避難対策	想定津波浸水域にある病院の避難計画の策定の支援	実施済	市
		在住外国人のための防災訓練の実施	短期(維持)	市・市民
		津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設)	実施済(維持)	市・事業者
		多言語化・やさしい日本語による表示	実施済(維持)	市
		民間保育園耐震化事業	短期	市
方針-5 被災後の立ち直りを早くする	要配慮者施設の避難所としての機能強化・運営体制の整備	児童相談所「災害時の子ども支援マニュアル」の策定	実施済	市
		こども園災害時用資機材整備事業	実施済(維持)	市・事業者
		「福祉避難所運営マニュアル」の策定と運営体制の整備	短期	市・事業者
	緊急輸送路の確保	福祉避難所機能強化事業	実施済	市・事業者
		緊急輸送路確保計画検討事業	実施済	市
		緊急輸送路等整備事業	短期	市
		ブロック塀等耐震化促進事業	短期	市・市民
	被災後の迅速な復旧の促進	被災者の住宅の確保対策	実施済	市
		中小企業の事業継続計画策定に関する支援	実施済	市・事業者
		地籍調査業務	短期	市
		静岡市文化財課所蔵資料移転事業	実施済	市
		静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例	実施済	市
		静岡市都市復興基本計画策定行動指針	実施済	市
		静岡市震災による被災市街地復興整備条例	実施済	市

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

■ ≪ 静岡県4次地震被害想定における津波浸水シミュレーション※ ≫ 静岡県第4次地震被害想定（レベル2の地震・津波）（南海トラフ巨大地震（地震動：基本ケース、津波：ケース①））



※津波浸水の様子は地震により大きく異なります。あくまで想定のひとつとお考えください。

地域別概要

3 久能・駒越海岸

■地域の特性

想定震度	人口計	約 18,100 人	浸水想定区域内の要配慮者施設	土地利用	田、畑、山林、住宅用地、商業用地、工業用地、公益施設用地
6強～7	浸水域人口	約 5,700 人	児童クラブ・学校： 4 施設	河川	大谷川、旧大谷川、殿谷川、柳沢川、浜田川
津波高	高齢者人口	約 3,100 人	診療所・病院： 1 施設	主な施設	いちご農園、久能山東照宮
(海岸到達時) 最大 12m	要配慮者数	約 3,500 人	介護・福祉施設： 7 施設 (平成 28 年 3 月末時点)		

※人口計、浸水域人口：H28.3.31 住民基本台帳
高齢者人口、要配慮者数：H28.10.18 静岡市の要配慮者リスト

●地域の特性まとめ

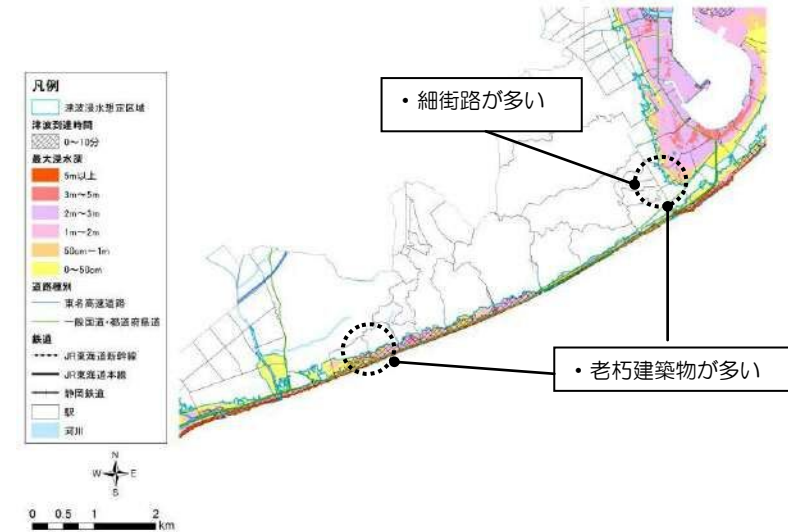
国道 150 号（通称：久能街道）は、市の南部を東西に結んだ幹線道路であり、道路沿いは住宅地や農地が立地しています。いちご狩りのシーズンや国宝に指定された久能山東照宮に多くの来訪者があります。



■地域の課題

浸水想定区域	・国道 150 号沿いの農地や久能小学校区の沿岸部で浸水深が深い。 ・大谷川等の河川周辺において、浸水域が広がっている。 ・旧大谷川周辺も地盤高が低いため、浸水深が深い。
津波到達時間	・津波到達時間が 10 分未満の区域が東西へ広がる。 ・国道 150 号沿いの農地は、津波到達時間が 10 分未満の区域に立地している。
津波による建物倒壊・人的被害	・浸水域に建物の立地が少ないため、建物倒壊は比較的少ない。 ・津波到達時間が早い区域に、いちご農園や国道 150 号があるため、来訪者の人的被害が予想される。
地震動による建物倒壊	・区域全体に古い建物が多いため、浸水域の際の住宅地で建物倒壊が多く発生することが予想される。
幅員の狭い道路の分布	・大谷川左岸側の住宅地に、幅員 5.5m 未満の道路が多い。
延焼危険度	—
避難施設の確保	—
迅速かつ安全に避難できるか	・細街路や老朽建築物の多さを考えると、地震動による建物倒壊が発生し、避難路が機能しない可能性がある。 ・特に大谷川左岸住宅地は、避難路が閉塞する可能性が高い。 ・沿岸部は津波到達時間が早いため、早期避難ができる体制が必要である。
その他	・国道 150 号の通行車両及び、いちご農園などへの来訪者が多い。

●現況図



●地域の課題まとめ

久能・駒越海岸は、海抜が比較的高い地域ですが、想定される津波の高さは最大で約 12m と市内で最も高く、津波到達時間が 10 分未満の区域があるため、津波による人的被害が懸念されます。特に、国道 150 号沿いは津波到達時間が短いことから、通行車両が津波に巻き込まれる恐れがあります。住宅地は、古い建物が多く、地震動による建物倒壊が懸念されます。また、住宅地の後背地に有度丘陵があるため、高台への避難が考えられますが、急傾斜崩壊地の土砂災害に注意が必要です。細街路も多いため、地震動により倒壊した建物やブロック塀などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性があります。

■地域別方針

国道 150 号周辺から迅速かつ安全に避難できる体制の確立

静岡海岸※の海岸堤防の嵩上げや粘り強い構造への改良、滝ヶ原川の河川堤防の嵩上げや粘り強い構造への改良により、津波による被害を軽減します。

古い建物や細街路が多い中平松、迎山町等の住宅地では、建物の耐震化・ブロック塀の撤去を促すとともに、その支援を行います。

通行車両が多い国道 150 号沿線では、津波到達時間 10 分未満の区域があり、来訪者の多いいちご農園周辺も浸水域に含まれるため、地域住民に加え、国道 150 号の通行者や来訪者にも考慮した、迅速かつ安全な避難を促す体制づくりを、市民と行政が協働で進めます。具体的には、国道 150 号の通行車両やいちご農園への来訪者等に分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。また、住宅地の後背地に有度丘陵（高台）が位置することから、高台に安全に避難できるようにするための対策や避難誘導標識の設置等に取り組みます。

※ 用宗海岸～大浜海岸～久能・駒越海岸の区間

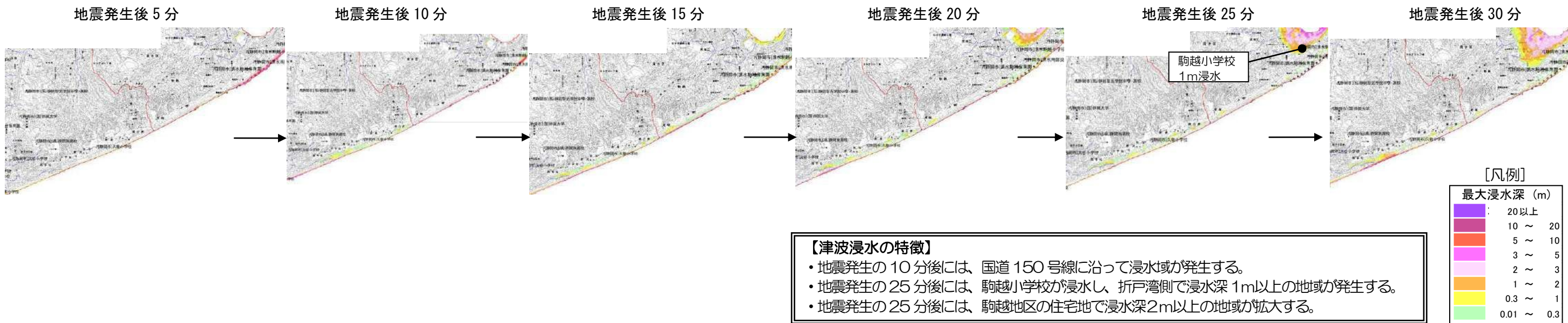
■地域で行う事業・事務

方針	事業	事業名	実施時期	取組主体
方針-1 津波被害を確実に減らす	レベル1 津波に対する津波対策施設の整備	静岡海岸高潮対策事業	短期	県
		滝ヶ原川の地震・高潮対策河川事業	検討中	県
	津波対策施設の粘り強い構造への改良等	静岡海岸の高潮対策事業（海岸堤防）	短期	県
		古安川、滝ヶ原川の地震・高潮対策河川事業（河川堤防）	検討中	県
方針-2 地震・津波に強い構造のまちづくり	住宅の耐震化の促進	木造住宅耐震補強事業	短期	市・市民
	特定建築物の耐震化の促進	住宅・建築物耐震診断補強計画策定事業 建築物耐震補強事業	短期	市・市民・事業者
方針-3 確実かつ迅速に早期避難ができる体制づくり	家庭内の地震対策の促進	家具固定推進事業	短期	市・市民
		静岡市津波避難計画策定事業	短期	市
	各種計画の作成	災害予防計画	実施済	市
		防災知識の普及計画	短期(維持)	市
		防災訓練計画（公立学校と地域の連携）	実施済(維持)	市・地域
		新たなハザードマップの整備の促進	実施済	市
	災害時における避難行動の理解の促進	津波避難行動の理解の促進	短期(維持)	市・市民
		沿岸部市立小中学校津波避難教育事業	実施済(維持)	市
	各種防災訓練の実施	津波避難訓練の充実・強化(市・自主防災組織)	実施済(維持)	市・地域
		障害福祉サービス事業所に対する津波災害等の対策に関する指導及び助言	実施済(維持)	市・事業者
		社会福祉施設の非常災害への対応の強化	実施済(維持)	市・事業者
		地域防災訓練計画（自主防災組織、小・中学生）	短期(維持)	市・地域
		避難誘導標識、誘導灯、避難地看板の設置事業	短期	市
	津波避難施設の拡充	避難路整備促進事業	短期	市
		津波避難施設空白地域の解消	短期	市
		津波・高潮危機管理対策事業	実施済	市
		津波避難施設整備事業	短期	市
	土砂災害防止施設の整備	津波避難ビル追加指定事業	短期	市・事業者
		大谷土地区画整理周辺整備事業	実施済	市
	災害時の情報伝達体制及び情報提供体制の強化・促進	災害時情報伝達の強化・促進	実施済	市・市民
		災害情報提供体制の強化	実施済	市
		災害情報受信体制の強化	実施済	市

方針	事業	事業内容	実施時期	取組主体
方針-4 自助・共助の促進	自主防災活動の促進	防災資機材等購入費助成事業	実施済(維持)	市
		災害ボランティアセンター立ち上げ訓練	実施済(維持)	市
	地域防災力向上のための人材育成	地域防災リーダー育成事業	実施済(維持)	市・地域
		自主防災組織に対する男女共同参画の啓発	実施済(維持)	市・地域
		災害ボランティアコーディネーター入門講座	実施済(維持)	市・市民
		生涯学習交流館の非常用自家発電設備設置事業	短期	市・事業者
	避難所の設備と運営体制の充実	福祉避難所の非常用自家発電設備設置事業	実施済	市・事業者
		避難所運営体制の整備事業	短期(維持)	市・地域
	緊急時物資備蓄の促進	避難所における必要物資の確保	短期	市
		市民の家庭用備蓄の促進（食料・水）	短期(維持)	市・市民
		事業所の緊急物資備蓄の促進	短期(維持)	市・事業者
		市の緊急物資備蓄の促進	実施済(維持)	市
		耐震性貯水槽設置事業	実施済	市
		想定津波浸水域にある病院の避難計画の策定の支援	実施済	市
	災害時要配慮者向けの避難対策	在住外国人のための防災訓練の実施	短期(維持)	市・市民
		津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設)	実施済(維持)	市・事業者
		多言語化・やさしい日本語による表示	実施済(維持)	市
	要配慮者施設の避難所としての機能強化・運営体制の整備	民間保育園耐震化事業	短期	市
		児童相談所「災害時の子ども支援マニュアル」の策定	実施済	市
		こども園災害時用資機材整備事業	実施済(維持)	市
		「福祉避難所運営マニュアル」の策定と運営体制の整備	短期	市・事業者
		福祉避難所機能強化事業	実施済	市・事業者
		緊急輸送路確保計画検討事業	実施済	市
方針-5 被災後の立ち直りを早くする	緊急輸送路の確保	緊急輸送路等整備事業	短期	市
		道路自然災害防除事業	短期	市
		ブロック塀等耐震化促進事業	短期	市・市民
		被災者の住宅の確保対策	実施済	市
	被災後の迅速な復旧の促進	中小企業の事業継続計画策定に関する支援	実施済	市・事業者
		地籍調査業務	短期	市
		静岡市文化財課所蔵資料移転事業	実施済	市
		静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例	実施済	市
		静岡市都市復興基本計画策定行動指針	実施済	市
		静岡市震災による被災市街地復興整備条例	実施済	市

■：平成28年3月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

■≪静岡県4次地震被害想定における津波浸水シミュレーション※≫
 静岡県第4次地震被害想定（レベル2の地震・津波）（南海トラフ巨大地震（地震動：基本ケース、津波：ケース①））



地域別概要

4 三保半島・折戸湾沿岸

■地域の特性

想定震度	人口計	約 13,000 人	浸水想定区域内の要配慮者施設	土地利用	畑、山林、住宅用地、商業用地、工業用地、公益施設用地
6強～7	浸水域人口	約 9,700 人	児童クラブ・学校： 1 施設	河川	大橋川
津波高	高齢者人口	約 4,700 人	診療所・病院： 9施設	主な施設	港湾施設、工場（金属製品製造業等）、三保内浜海水浴場、大学、三保松原
（海岸到達時） 最大9m	要配慮者数	約 5,200 人	介護・福祉施設：10施設 （平成 28 年 3 月末時点）		

※人口計、浸水域人口：H28.3.31 住民基本台帳
高齢者人口、要配慮者数：H28.10.18 静岡市の要配慮者リスト

●地域の特性まとめ

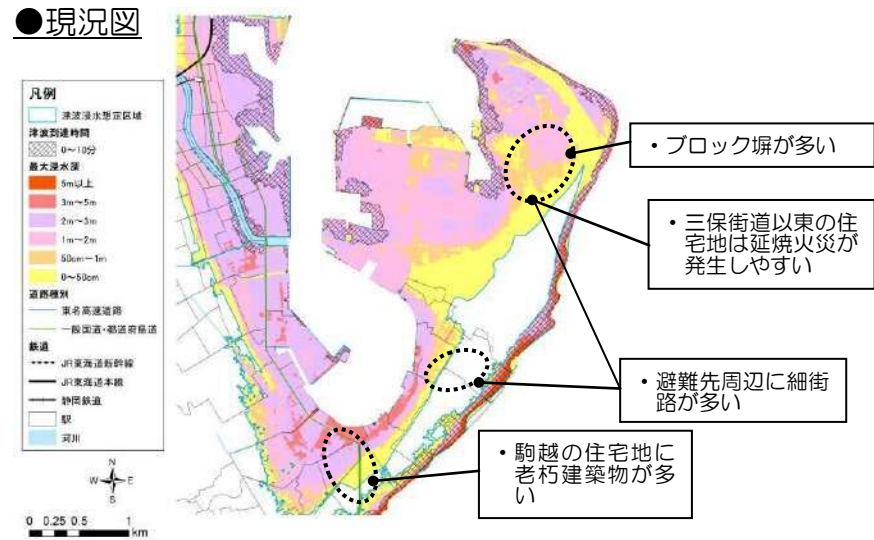
折戸湾沿岸には工場や倉庫等が立地し、その後背地に住宅地や介護・福祉施設などの要配慮者施設が立地しています。世界文化遺産富士山の構成資産である三保松原には、多くの観光客が訪れるほか、大規模な工場や大学があるため、住民の転出入も比較的多く、地理不案内な観光客や住民が多い地域といえます。また、高齢者が多く居住する地域でもあります。



■地域の課題

浸水想定区域	・駒越の折戸湾に面している商工業地、その後背地にある住宅地にまで浸水域が広がり、浸水深が深い。 ・三保半島内湾側で浸水域が大きく広がっている。 ・特に三保内浜海岸や工場地、大学の浸水深が深い。
津波到達時間	・折戸湾に面して津波到達時間が 10 分未満の区域があり、商工業地や海水浴場などが立地している。 ・住宅地（折戸湾奥、三保・内海）は、全般的に津波到達時間が 15 分以上である。
津波による建物倒壊・人的被害	・三保半島北部と折戸湾に面している地域は、津波による建物倒壊が大きい。 ・沿岸部の商工業地や住宅地、観光地に、人的被害が予想される。
地震動による建物倒壊	・震度は他の地域よりも小さいが、折戸湾に面する地域や三保半島の北側などの浸水域内で、建物倒壊が予想される。
幅員の狭い道路の分布	・住宅地に幅員 5.5m 未満の道路が多い。 ・避難先周辺に幅員 5.5m 未満の道路が多い。（三保・内海） ・浸水域外方向の道路に幅員 5.5m 未満の道路が多い。
延焼危険度	・三保街道以东の住宅地に古い建物が密集しているため、燃え広がりやすい。
避難施設の確保	・三保地区は、避難ビルとして利用可能な施設も少なく、避難タワー以外の選択肢が少ない。 ・一部、津波からの避難が困難な地域がある。
迅速かつ安全に避難できるか	・三保半島北部と駒越の住宅地で、延焼火災の危険性があることや、細街路と地震動による建物倒壊を考えると、避難路が機能しない可能性がある。 ・特に三保の住宅地には、ブロック塀と古い建物が多いため、避難路の閉塞が多発する可能性がある。 ・津波到達時間が 10 分未満の区域に、多くの工場地が立地するため、早期避難ができる体制が必要である。
その他	・要配慮者が多い地域である。 ・地理不案内な観光客や転入してきた大学生が多い。

●現況図



●地域の課題まとめ

折戸湾岸部は海拔が低く、浸水深が 2 m 以上の区域が広がり、一部には 3 m を超える区域も存在しています。また、折戸湾側では津波到達時間が 10 分未満の区域もあり、津波による建物倒壊や人的被害が懸念されます。住宅地は、古い建物が多く、一部の区域では密集しているため、地震動による建物倒壊や延焼火災が懸念されます。細街路も多いため、地震動により倒壊した建物やブロック塀などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性があります。一部には、津波からの避難が困難な地域があります。

■地域別方針

地域住民のみならず、学びや工業の拠点における転入者、観光客なども含む多様な人々向けの避難誘導の実現

清水港の防潮堤の粘り強い構造への改良、清水海岸（三保海岸）の海岸堤防の嵩上げや粘り強い構造への改良により、津波による被害を軽減します。

古い建物や細街路が多い三保、折戸等の住宅地では、建物の耐震化・ブロック塀の撤去を促すとともに、その支援を行います。さらに今後は、延焼火災を防ぐための建物の不燃化等の推進についても協議していきます。

工業、観光、学びの拠点が浸水域に含まれるため、地域住民に加え、就業や就学による転入者、観光客などにも考慮した、迅速かつ安全な避難を促す体制づくりを、市民と行政が協働で進めます。具体的には、津波避難施設の整備及び指定の拡充を進めるとともに、学生等の転入者、三保の松原や羽衣の松を訪れる観光客にも分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。

また、高齢者の占める割合が多い地域であるため、高齢者福祉施設等における津波避難訓練などの災害時要配慮者を対象とした取組も積極的に進めます。

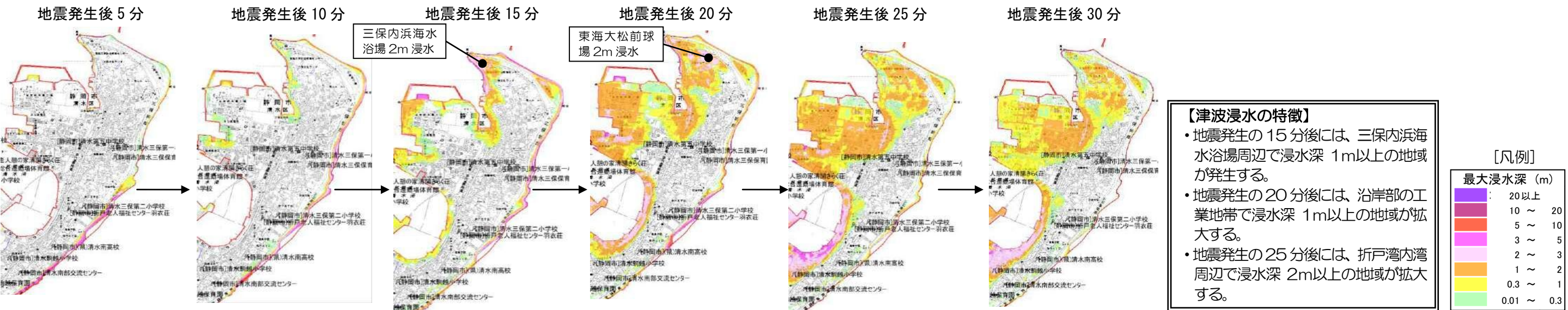
■地域で行う事業・事務

方針	事業	事業内容	実施時期	取組主体
方針-1 津波被害を確実に減らす	レベル1 津波に対する津波対策施設の整備	清水海岸の高潮対策事業 清水港海岸保全施設整備事業	短期 短期	県 県
	津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設の整備	清水港海岸保全施設整備事業	短期	県
	海岸保全施設（海岸防災林）の整備	松くい虫防除事業	実施済(維持)	市
	津波対策施設の耐震化	清水海岸の耐震対策事業（海岸堤防）	短期	県
		清水港海岸保全施設整備事業（海岸堤防）	短期	県
	津波対策施設と港湾の防波堤の粘り強い構造への改良等	清水海岸の高潮対策事業（海岸堤防）	短期	県
		清水港海岸保全施設整備事業（海岸堤防）	短期	県
		清水港改修事業（防波堤）	短期	国
方針-2 地震・津波に強い構造のまちづくり	住宅の耐震化の促進	木造住宅耐震補強事業	短期	市・市民
	特定建築物の耐震化の促進	住宅・建築物耐震診断補強計画策定事業 建築物耐震補強事業	短期	市・市民・事業者
方針-3 確実かつ迅速に早期避難ができる体制づくり	家庭内の地震対策の促進	家具固定推進事業	短期	市・市民
		静岡県津波避難計画策定事業	短期	市
	各種計画の作成	災害予防計画	実施済	市
		防災知識の普及計画	短期(維持)	市
		防災訓練計画（公立学校と地域の連携）	実施済(維持)	市・地域
		新たなハザードマップの整備の促進	実施済	市
	災害時における避難行動の理解の促進	津波避難行動の理解の促進	短期(維持)	市・市民
		沿岸部市立小中学校津波避難教育事業	実施済(維持)	市
	各種防災訓練の実施	津波避難訓練の充実・強化(市・自主防災組織)	実施済(維持)	市・地域
		障害福祉サービス事業所に対する津波災害等の対策に関する指導及び助言	実施済(維持)	市・事業者
		社会福祉施設の非常災害への対応の強化	実施済(維持)	市・事業者
		津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設)	実施済(維持)	市・事業者
		地域防災訓練計画（自主防災組織、小・中学生）	短期(維持)	市・地域
		避難誘導に關わる設備の設置	短期	市
	津波避難施設の拡充	避難路整備促進事業	短期	市
		津波避難施設空白地域の解消	短期	市
		津波・高潮危機管理対策事業	実施済	市
		津波避難施設整備事業	短期	市
	災害時の情報伝達体制及び情報提供体制の強化・促進	津波避難ビル追加指定事業	短期	市・事業者
		災害時情報伝達の強化・促進	短期	市・市民
		災害情報提供体制の強化	実施済	市
		災害情報受信体制の強化	実施済	市

方針	事業	事業内容	実施時期	取組主体
方針-4 自助・共助の促進	自主防災活動の促進	防災資機材等購入費助成事業	実施済(維持)	市
		災害ボランティアセンター立ち上げ訓練	実施済(維持)	市
	地域防災力向上のための人材育成	地域防災リーダー育成事業	実施済(維持)	市・地域
		自主防災組織に対する男女共同参画の啓発	実施済(維持)	市・地域
		災害ボランティアコーディネーター入門講座	実施済(維持)	市・市民
	避難所の設備と運営体制の充実	生涯学習交流館の非常用自家発電設備設置事業	短期	市・事業者
		福祉避難所の非常用自家発電設備設置事業	実施済	市・事業者
		避難所運営体制の整備事業	短期(維持)	市・地域
	緊急時物資備蓄の促進	避難所における必要物資の確保	短期	市
		市民の家庭用備蓄の促進（食料・水）	短期(維持)	市・市民
		事業所の緊急物資備蓄の促進	短期(維持)	市・事業者
		市の緊急物資備蓄の促進	実施済(維持)	市
		耐震性貯水槽設置事業	実施済	市
	災害時要配慮者向けの避難対策	想定津波浸水域にある病院の避難計画の策定の支援	実施済	市
		在住外国人のための防災訓練の実施	短期(維持)	市・市民
		津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設)	実施済(維持)	市・事業者
		多言語化・やさしい日本語による表示	実施済(維持)	市
	要配慮者施設の避難所としての機能強化・運営体制の整備	民間保育園耐震化事業	短期	市
		児童相談所「災害時の子ども支援マニュアル」の策定	実施済	市
		こども園災害時用資機材整備事業	実施済(維持)	市・事業者
		「福祉避難所運営マニュアル」の策定と運営体制の整備	短期	市・事業者
		福祉避難所機能強化事業	実施済	市・事業者
方針-5 被災後の立ち直りを早くする	緊急輸送路の確保	緊急輸送路確保計画検討事業	実施済	市
		緊急輸送路等整備事業	短期	市
		ブロック塀等耐震化促進事業	短期	市・市民
	被災後の迅速な復旧の促進	被災者の住宅の確保対策	実施済	市
		中小企業の事業継続計画策定に関する支援	実施済	市・事業者
		地籍調査業務	短期	市
		静岡市文化財課所蔵資料移転事業	実施済	市
		静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例	実施済	市
		静岡市都市復興基本計画策定行動指針	実施済	市
		静岡市震災による被災市街地復興整備条例	実施済	市

■：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

■《静岡県4次地震被害想定における津波浸水シミュレーション※》
 静岡県第4次地震被害想定（レベル2の地震・津波）（南海トラフ巨大地震（地震動：基本ケース、津波：ケース①））



地域別概要

5 江尻～日の出・不二見

■地域の特性

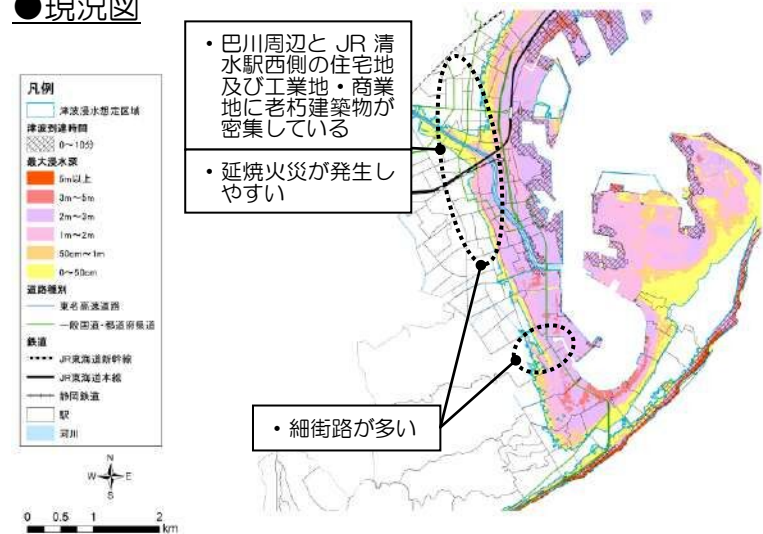
想定震度	人口計	約 65,800 人	浸水想定区域内の要配慮者施設	土地利用	住宅用地、商業用地、工業用地、公益施設用地
6強～7	浸水域人口	約 21,800 人	児童クラブ・学校：15 施設 診療所・病院：56 施設 介護・福祉施設：25 施設 （平成 28 年 3 月末時点）	河川	巴川、大橋川
津波高	高齢者人口	約 16,400 人		主な施設	清水魚市場河岸の市、清水マリニパーク、エスパルスドリームプラザ、フェリー乗り場、静清浄化センター、工場（食品製造業等）、物流倉庫
（海岸到達時） 最大 5m	要配慮者数	約 16,700 人			

※人口計、浸水域人口：H28.3.31 住民基本台帳
高齢者人口、要配慮者数：H28.10.18 静岡市の要配慮者リスト

■地域の課題

浸水想定区域	・JR 清水駅周辺で岸壁から 600m、それよりも南側は、清水港と巴川に挟まれる全域が浸水する。 ・国道 1 号巴川橋下流まで遡上する。下流部では西側に最大 500m の浸水域が広がっている。 ・浸水区域の大部分で浸水深が 2m 以上である。
津波到達時間	・清水港周辺の沿岸部や巴川周辺に、津波到達時間が 10 分未満の区域が広く分布している。 ・多くの集客施設は、津波到達時間が 10 分未満の区域に立地している。
津波による建物倒壊・人的被害	・浸水域内に多くの建物が立地するため、建物倒壊が予想される。 ・特に巴川河口部周辺には、浸水深が 3m 以上の区域もあり、甚大な被害を受けると予想される。 ・居住人口とともに、市内外からの来訪者も多い区域のため、甚大な人的被害が予想される。
地震動による建物倒壊	・地盤が緩い地域に、居住区や商工業地が集中しているため、建物倒壊が予想される。
幅員の狭い道路の分布	・全般的に避難方向の道路に幅員 5.5m 未満の道路が多い。 ・JR 清水駅西側に幅員 5.5m 未満の道路が多い。
延焼危険度	・JR 清水駅以西の住宅地や商業地に古い建物が密集しているため、燃え広がりやすい。
避難施設の確保	・巴川河口部及び右岸、工業地帯に、津波からの避難が困難な地域がある。
迅速かつ安全に避難できるか	・全域の地震動による建物倒壊や JR 清水駅西側の細街路、延焼火災の危険性を考えると、避難路が機能しない可能性がある。 ・巴川右岸の浸水域の際の延焼危険性を考えると、浸水域外への避難が阻害される可能性がある。 ・津波到達時間 10 分未満区域に多くの集客施設と工場地が立地するため、早期避難ができる体制が必要である。
その他	・沿岸部の集客施設に市内外からの来訪者が集まる人口密集地帯である。 ・要配慮者が多い地域である。 ・無堤区間である。 ・大規模な商工業施設が立地する。 ・清水港と巴川に挟まれた地域である。

●現況図



●地域の課題まとめ

地域内を流下する巴川河口部から JR 清水駅東側にかけて、浸水深が 2m 以上の区域が広がります。防潮堤等の津波防護施設が未整備の区間もあり、津波到達時間が 10 分未満の区域も想定されています。また、巴川沿いや JR 清水駅西側などの住宅地は古い建物が多く、一部の区域では密集しているため、地震動による建物倒壊や延焼火災が懸念されます。細街路も多いため、地震動により倒壊した建物やブロック塀などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性があります。一部には、津波からの避難が困難な地域があります。

●地域の特性まとめ

JR 清水駅周辺には行政機関や企業・商店街が立地するほか、沿岸部にはウォーターフロントの魅力を活かした多くの集客施設が集まり、市内外からの多くの来訪者で賑わいます。また、工場や港湾施設、水産業関連施設も立地し、これらの後背地には住宅地が広がっており、高齢者が多く居住する地域でもあります。巴川河口部には、下水道処理施設も立地しています。

■地域別方針

地域住民、事業者、ウォーターフロントへの来訪者が迅速かつ安全に避難できる体制の確立
都市機能の充実による、安全で賑わいのある都市拠点の実現

清水都心では、海洋研究に携わる人材の育成や、深海開発などの新しい産業を生み出す海洋文化の拠点となる施設の整備、空き家、空き地、空店舗等を活用した JR 清水駅前のにぎわい創りなどを行います。また、江尻口（西口）～JR 清水駅～河岸の市・マリナートをつなぐペDESTリアンデッキは清水都心の賑わいを生むだけでなく、津波避難施設として安全な空間を創出します。このように、清水都心では、都市機能の更新と集積に合わせて、津波避難施設として機能する建物や被災しても機能する建物を増やすことにより、防災機能の更なる充実を図ります。

江尻～日の出地区の無堤区間における防潮堤等の津波対策施設の整備、常念川の水門の耐震化、巴川への津波対策施設の整備、清水港の防潮堤・岸壁の耐震化や粘り強い構造への改良により、津波による被害を軽減します。

古い建物や細街路が多い港町二丁目、上一丁目等の住宅地では、建物の耐震化・ブロック塀の撤去を促すとともに、その支援を行います。さらに今後は、延焼火災を防ぐための建物の不燃化等の推進についても協議していきます。

JR 清水駅周辺の商工業地や集客施設など人の集まる地域に、津波到達時間が 10 分未満の区域があるため、迅速かつ安全な避難を促す体制づくりを、市民、事業者、行政が一体となって進めます。具体的には、津波避難施設の整備及び指定の拡充を進めるとともに、来訪者や地域住民に分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。

高齢者の占める割合が多い地域であることから、高齢者福祉施設等における津波避難訓練などの災害時要配慮者を対象とした取組も積極的に進めます。

また、沿岸部に数多く立地している民間企業等を対象に、事業者の BCP（事業継続計画）策定の支援をはじめとした、事業者と行政との連携による津波対策を進めていきます。

■地域で行う事業・事務

方針	事業	事業名	実施時期	取組主体
方針-1 津波被害を確実に減らす	レベル1 津波に対する津波対策施設の整備	清水港海岸保全施設整備事業	短期	県
		巴川の地震・高潮対策河川事業	短期	県
		巴川の津波対策事業河川の水門等の対策事業	実施済	県
	津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設の整備	清水港海岸保全施設整備事業	短期	県
		清水港海岸保全施設整備事業（海岸堤防）	短期	県
		静岡岸壁耐震補強事業	未定	市
		常念川の地震・高潮対策河川事業	短期	県
方針-2 地震・津波に強い構造のまちづくり	津波対策施設や港湾の岸壁の耐震化	清水港海岸保全施設整備事業（海岸堤防）	短期	県
	津波対策施設と港湾の防波堤の粘り強い構造への改良等	清水港改修事業（防波堤）	短期	国
方針-3 確実かつ迅速に早期避難ができる体制づくり	住宅の耐震化の促進	木造住宅耐震補強事業	短期	市・市民
	特定建築物の耐震化の促進	住宅・建築物耐震診断補強計画策定事業	短期	市・市民・事業者
		建築物耐震補強事業		
	家庭内の地震対策の促進	家具固定推進事業	短期	市・市民
		静岡市津波避難計画策定事業	短期	市
		災害予防計画	実施済	市
		防災知識の普及計画	短期(維持)	市
		防災訓練計画（公立学校と地域の連携）	実施済(維持)	市・地域
	各種計画の作成	防災訓練計画（公立学校と地域の連携）	実施済(維持)	市・地域
	新たなハザードマップの整備の促進	ハザードマップの作成・配布	実施済	市
	災害時における避難行動の理解の促進	津波避難行動の理解の促進	短期(維持)	市・市民
		沿岸部市立小中学校津波避難教育事業	実施済(維持)	市
	各種防災訓練の実施	津波避難訓練の充実・強化(市・自主防災組織)	実施済(維持)	市・地域
		障害福祉サービス事業所に対する津波災害等の対策に関する指導及び助言	実施済(維持)	市・事業者
		社会福祉施設の非常災害への対応の強化	実施済(維持)	市・事業者
		津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設)	実施済(維持)	市・事業者
		地域防災訓練計画（自主防災組織、小・中学生）	短期(維持)	市・地域
	避難誘導に関わる設備の設置	避難誘導標識、誘導灯、避難地看板の設置事業	短期	市
		避難路整備促進事業	短期	市
	津波避難施設の拡充	津波避難施設空白地域の解消	短期	市
		津波・高潮危機管理対策事業	実施済	市
		津波避難施設整備事業	短期	市
		津波避難ビル追加指定事業	短期	市・事業者
	災害時の情報伝達体制及び情報提供体制の強化・促進	災害時情報伝達の強化・促進	短期	市・市民
		災害情報提供体制の強化	実施済	市
		災害情報受信体制の強化	実施済	市

方針	事業	事業名	実施時期	取組主体
方針-4 自助・共助の促進	自主防災活動の促進	防災資機材等購入費助成事業	実施済(維持)	市
		災害ボランティアセンター立ち上げ訓練	実施済(維持)	市
	地域防災力向上のための人材育成	地域防災リーダー育成事業	実施済(維持)	市・地域
		自主防災組織に対する男女共同参画の啓発	実施済(維持)	市・地域
		災害ボランティアコーディネーター入門講座	実施済(維持)	市・市民
		生涯学習交流館の非常用自家発電設備設置事業	短期	市・事業者
	避難所の設備と運営体制の充実	福祉避難所の非常用自家発電設備設置事業	実施済	市・事業者
		避難所運営体制の整備事業	短期(維持)	市・地域
		避難所における必要物資の確保	短期	市
	緊急時物資備蓄の促進	市民の家庭用備蓄の促進（食料・水）	短期(維持)	市・市民
		事業所の緊急物資備蓄の促進	短期(維持)	市・事業者
		市の緊急物資備蓄の促進	実施済(維持)	市
		耐震性貯水槽設置事業	実施済	市
	災害時要配慮者向けの避難対策	想定津波浸水域にある病院の避難計画の策定の支援	実施済	市
		在住外国人のための防災訓練の実施	短期(維持)	市・市民
		津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設)	実施済(維持)	市・事業者
		多言語化・やさしい日本語による表示	実施済(維持)	市
	要配慮者施設の避難所としての機能強化・運営体制の整備	民間保育園耐震化事業	短期	市
		児童相談所「災害時の子ども支援マニュアル」の策定	実施済	市
		こども園災害時用資機材整備事業	実施済(維持)	市・事業者
		「福祉避難所運営マニュアル」の策定と運営体制の整備	短期	市・事業者
		福祉避難所機能強化事業	実施済	市・事業者
方針-5 被災後の立ち直りを早くする	緊急輸送岸壁等の耐震化	清水港改修事業（緊急輸送岸壁）	長期	県
	緊急輸送路の確保	緊急輸送路確保計画検討事業	実施済	市
		緊急輸送路等整備事業	短期	市
		ブロック塀等耐震化促進事業	短期	市・市民
	被災後の迅速な復旧の促進	災害時漁船利用協定	実施済(維持)	市・事業者
		被災者の住宅の確保対策	実施済	市
		中小企業の事業継続計画策定に関する支援	実施済	市・事業者
		地籍調査業務	短期	市
		静岡市文化財課所蔵資料移転事業	実施済	市
		静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例	実施済	市
		静岡市都市復興基本計画策定行動指針	実施済	市
		静岡市震災による被災市街地復興整備条例	実施済	市

：平成28年3月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

■《静岡県4次地震被害想定における津波浸水シミュレーション※》

静岡県第4次地震被害想定（レベル2の地震・津波）（南海トラフ巨大地震（地震動：基本ケース、津波：ケース①））

地震発生後 5 分



地震発生後 10 分

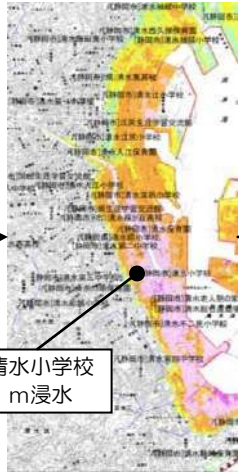


巴川河口部から遡上

地震発生後 15 分



地震発生後 20 分



清水小学校
1 m 浸水

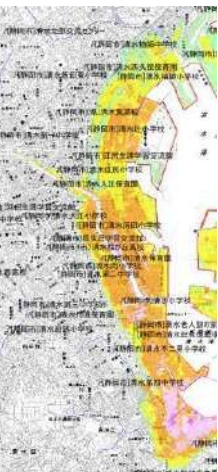
地震発生後 25 分



清水浜田小
学校
1 m 浸水

清水小学校
2 m 浸水

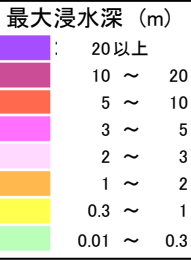
地震発生後 30 分



【津波浸水の特徴】

- ・地震発生後の10分後には、沿岸部に浸水が発生する。
- ・地震発生後の15分後には、清水小学校が浸水し、日の出地区・巴川沿いで浸水深1m以上の地域が発生する。
- ・地震発生後の20分後には、浸水深2m以上の地域が拡大し、清水浜田小学校が浸水する。

【凡例】



※津波浸水の様子は地震により大きく異なります。あくまで想定のひとつとお考えください。

■地域の特性

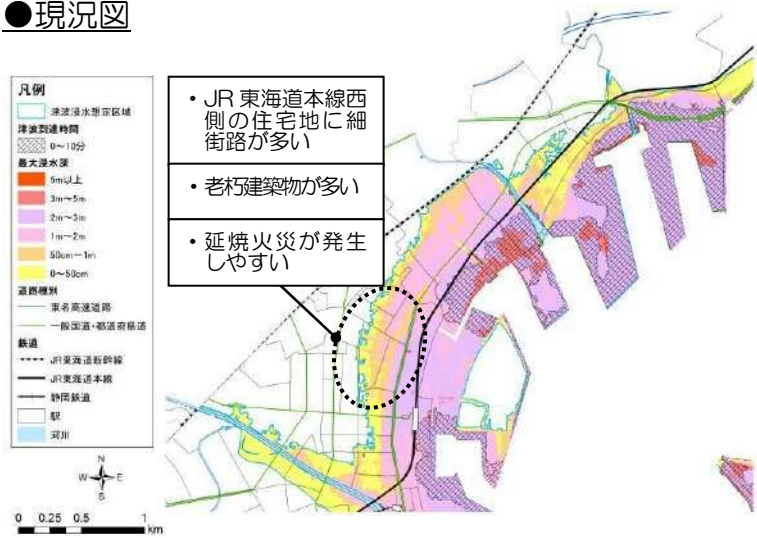
想定震度	人口計	約 4,200 人	浸水想定区域内の要配慮者施設	土地利用	商業用地、工業用地、公益施設用地
6弱～6強	浸水域人口	約 3,500 人	児童クラブ・学校： 2 施設	河川	庵原川、波多打川
津波高	高齢者人口	約 4,300 人※1	診療所・病院： 2 施設	主な施設	石油・ガス貯蔵施設、物流施設、エスパルスドリームフィールド
(海岸到達時) 最大5m	要配慮者数	約 4,900 人※1	介護・福祉施設： - 施設 (平成 28 年 3 月末時点)		

※人口計、浸水域人口：H28.3.31 住民基本台帳
高齢者人口、要配慮者数：H28.10.18 静岡市の要配慮者リスト
※1：町丁目単位のデータのため、袖師・興津（臨海工業地）と袖師・興津（住宅地）の合計値を掲載

■地域の課題

浸水想定区域	・国道1号を越えて浸水域が広がっている。 ・埠頭地域において浸水深 2m 以上の地域が広がっている。
津波到達時間	・袖師第 1・2 埠頭周辺や国道 1 号バイパス以南興津埠頭に、津波到達時間が 10 分未満の区域が広く分布している。
津波による建物倒壊・人的被害	・埠頭地域で津波による建物倒壊が予想される。 ・また、浸水域内には商工業地があるため、人的被害が予想される。
地震動による建物倒壊	・地盤が緩い地域に、商工業地が集中しているため、建物倒壊が予想される。
幅員の狭い道路の分布	・全般的に避難方向の道路に幅員 5.5m 未満の道路が多い。 ・JR 清水駅西側に幅員 5.5m 未満の道路が多い。
延焼危険度	・JR 清水駅以西の住宅地や商業地に、古い建物が密集しているため燃え広がりやすい。
避難施設の確保	・一部、津波からの避難が困難な地域がある。
迅速かつ安全に避難できるか	・津波到達時間が 10 分未満の区域に、多くの工場が立地するため、早期避難ができる体制が必要である。
その他	・レベル2の津波が到達した場合、埠頭にあるコンテナや車両等が後背地へ流れ込み、住宅地に被害を及ぼす可能性がある。

●現況図



●地域の課題まとめ

袖師・興津埠頭周辺には浸水深が 2 m 以上の区域が広がり、津波到達時間が 10 分未満の区域があるため、津波による建物倒壊や人的被害が懸念されます。一部には、津波からの避難が困難な地域があります。また、埠頭にあるコンテナや車両などが、内陸部の住宅地に流れ込む恐れがあります。その他、屋外タンク貯蔵所の被災により、貯蔵物が流出する可能性があります。

●地域の特性まとめ

埠頭や船溜まりなどの港湾施設のほか、工場、石油・ガス貯蔵施設、物流施設が立地し、産業活動が盛んな地域です。



■地域別方針

埠頭地域の従業員が迅速かつ安全に避難できる体制の確立
コンテナ等の流出防止や危険物施設の保安措置の推進

清水港の防潮堤、庵原川・波多打川の河川堤防の嵩上げや粘り強い構造への改良により、津波による被害を軽減します。

興津埠頭の物流倉庫や袖師の工業系施設が集積する地域には、津波到達時間が 10 分未満の区域があるため、迅速かつ安全な避難を促す体制づくりを、事業者と行政が協働で進めます。具体的には、津波避難施設の整備及び指定の拡充を進めるとともに、従業員等に分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。

沿岸部に数多く立地している民間企業等を対象に、事業者の BCP（事業継続計画）策定支援を行うほか、関係機関による定期的な連絡会議や合同防災訓練の実施など、事業者と行政とが一体となった地震・津波対策も進めていきます。

また、策定が進められている清水港みなと機能継続計画をもとに、埠頭にあるコンテナや車両などが後背地の住宅地へ流出しないための対策や、オイルタンクなど危険物施設の保安措置を事業所に求めています。

■地域で行う事業・事務

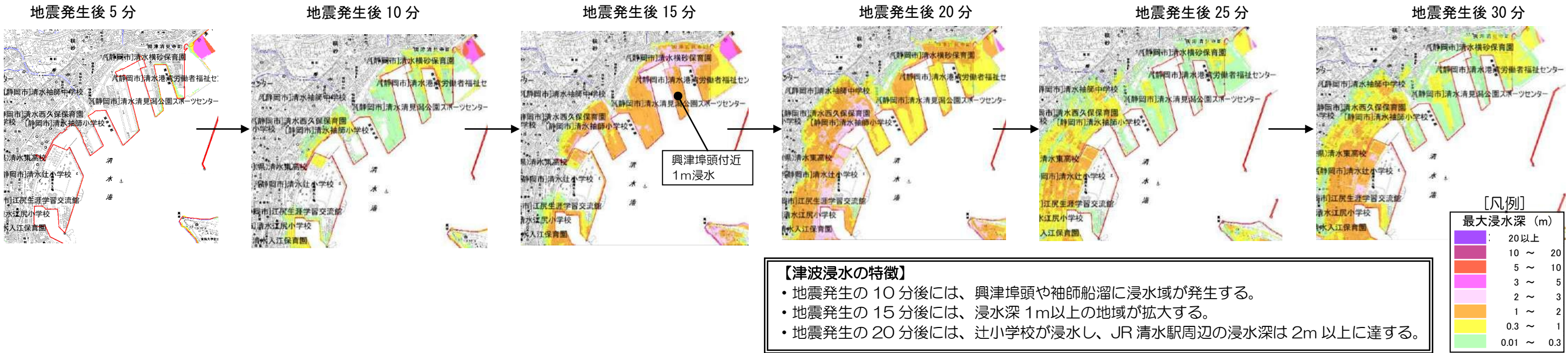
方針	事業	事業内容	実施時期	取組主体
方針-1 津波被害を確実に減らす	レベル1 津波に対する津波対策施設の整備	清水港海岸保全施設整備事業	短期	県
		庵原川、波多打川の地震・高潮対策河川事業	検討中	県
	津波到達までに閉鎖可能な津波対策施設の整備	清水港海岸保全施設整備事業	短期	県
	津波対策施設の岸壁の耐震化	清水港海岸保全施設整備事業（海岸堤防）	短期	県
	津波対策施設と港湾の防波堤の粘り強い構造への改良等	清水港海岸保全施設整備事業（海岸堤防）	短期	県
		庵原川、波多打川の地震・高潮対策河川事業（河川堤防）	検討中	県
		清水港改修事業（防波堤）	短期	国
方針-2 地震・津波に強い構造のまちづくり	住宅の耐震化の促進	木造住宅耐震補強事業	短期	市・市民
	特定建築物の耐震化の促進	住宅・建築物耐震診断補強計画策定事業 建築物耐震補強事業	短期	市・市民・事業者
方針-3 確実かつ迅速に早期避難ができる体制づくり	家庭内の地震対策の促進	家具固定推進事業	短期	市・市民
		静岡市津波避難計画策定事業	短期	市
	各種計画の作成	災害予防計画	実施済	市
		防災知識の普及計画	短期(維持)	市
		防災訓練計画（公立学校と地域の連携）	実施済(維持)	市・地域
	新たなハザードマップの整備の促進	ハザードマップの作成・配布	実施済	市
	災害時における避難行動の理解の促進	津波避難行動の理解の促進	短期(維持)	市・市民
		沿岸部市立小中学校津波避難教育事業	実施済(維持)	市
	各種防災訓練の実施	津波避難訓練の充実・強化(市・自主防災組織)	実施済(維持)	市・地域
		障害福祉サービス事業所に対する津波災害等の対策に関する指導及び助言	実施済(維持)	市・事業者
		社会福祉施設の非常災害への対応の強化	実施済(維持)	市・事業者
		地域防災訓練計画（自主防災組織、小・中学生）	短期(維持)	市・地域
	避難誘導に関わる設備の設置	避難誘導標識、誘導灯、避難地看板の設置事業	短期	市
		避難路整備促進事業	短期	市
	津波避難施設の拡充	津波避難施設空白地域の解消	短期	市
		津波・高潮危機管理対策事業	実施済	市
		津波避難施設整備事業	短期	市
		津波避難ビル追加指定事業	短期	市・事業者
	災害時の情報伝達体制及び情報提供体制の強化・促進	災害時情報伝達の強化・促進	短期	市・市民
		災害情報提供体制の強化	実施済	市
		災害情報受信体制の強化	実施済	市

方針	事業	事業内容	実施時期	取組主体
方針-4 自助・共助の促進	自主防災活動の促進	防災資機材等購入費助成事業	実施済(維持)	市
		災害ボランティアセンター立ち上げ訓練	実施済(維持)	市
	地域防災力向上のための人材育成	地域防災リーダー育成事業	実施済(維持)	市・地域
		自主防災組織に対する男女共同参画の啓発	実施済(維持)	市・地域
		災害ボランティアコーディネーター入門講座	実施済(維持)	市・市民
	避難所の設備と運営体制の充実	生涯学習交流館の非常用自家発電設備設置事業	短期	市・事業者
		福祉避難所の非常用自家発電設備設置事業	実施済	市・事業者
		避難所運営体制の整備事業	短期(維持)	市・地域
	緊急時物資備蓄の促進	避難所における必要物資の確保	短期	市
		市民の家庭用備蓄の促進（食料・水）	短期(維持)	市・市民
		事業所の緊急物資備蓄の促進	短期(維持)	市・事業者
		市の緊急物資備蓄の促進	実施済(維持)	市
		耐震性貯水槽設置事業	実施済	市
	災害時要配慮者向けの避難対策	想定津波浸水域にある病院の避難計画の策定の支援	実施済	市
		在住外国人のための防災訓練の実施	短期(維持)	市・市民
		津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設)	実施済(維持)	市・事業者
		多言語化・やさしい日本語による表示	実施済(維持)	市
方針-5 被災後の立ち直りを早くする	緊急輸送岸壁等の耐震化	清水港改修事業（緊急輸送岸壁）	長期	県
	緊急輸送路の確保	緊急輸送路確保計画検討事業	実施済	市
		緊急輸送路等整備事業	短期	市
		ブロック塀等耐震化促進事業	短期	市・市民
	被災後の迅速な復旧の促進	被災者の住宅の確保対策	実施済	市
		中小企業の事業継続計画策定に関する支援	実施済	市・事業者
		地籍調査業務	短期	市
		静岡市文化財課所蔵資料移転事業	実施済	市
		静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例	実施済	市
		静岡市都市復興基本計画策定行動指針	実施済	市
		静岡市震災による被災市街地復興整備条例	実施済	市

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

■《静岡県4次地震被害想定における津波浸水シミュレーション※》

静岡県第4次地震被害想定（レベル2の地震・津波）（南海トラフ巨大地震（地震動：基本ケース、津波：ケース①））



※津波浸水の様子は地震により大きく異なります。あくまで想定のひとつとお考えください。

地域別概要

7 袖師・興津（住宅地）

■地域の特性

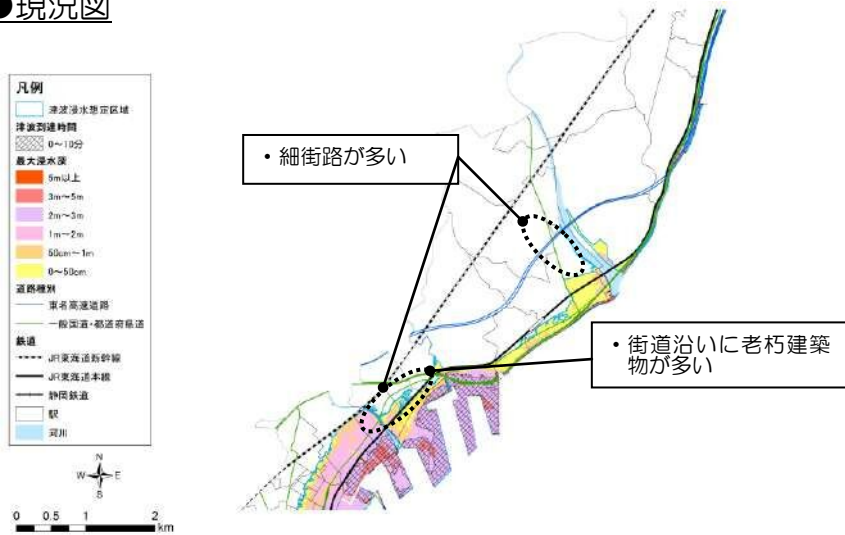
想定震度	人口計	約 20,000 人	浸水想定区域内の要配慮者施設	土地利用	畑、山林、住宅用地、商業用地、工業用地、公益施設用地
6弱～6強	浸水域人口	約 4,800 人	児童クラブ・学校： 3 施設	河川	庵原川、波多打川、興津川
津波高	高齢者人口	約 4,300 人※1	診療所・病院： 3 施設	主な施設	物流倉庫
(海岸到達時) 最大6m	要配慮者数	約 4,900 人※1	介護・福祉施設： 3 施設 (平成 28 年 3 月末時点)		

※人口計、浸水域人口：H28.3.31 住民基本台帳
高齢者人口、要配慮者数：H28.10.18 静岡市の要配慮者リスト
※1：町丁目単位のデータのため、袖師・興津（臨海工業地）と袖師・興津（住宅地）の合計値を掲載

■地域の課題

浸水想定区域	・全般的に JR 東海道本線まで浸水域が広がっている。 ・庵原川周辺や興津川右岸では JR 東海道本線を越えるところまで浸水域が広がっている。
津波到達時間	-
津波による建物倒壊・人的被害	・特に庵原川周辺と興津川河口部で津波による建物倒壊が予想される。 ・また、浸水域内には住宅地のほか、商業地も多くあるため大きな人的被害が予想される。
地震動による建物倒壊	・地盤が緩い地域に、居住区や商業地が集中しているため、建物倒壊が予想される。
幅員の狭い道路の分布	・避難方向の道路や JR 東海道線西側の住宅地に幅員 5.5m 未満の道路が多い。 ・興津川周辺に幅員 5.5m 未満の道路率が 80%の区域がある。
延焼危険度	-
避難施設の確保	-
迅速かつ安全に避難できるか	・全域的に古い建物やブロック塀が多い。 ・袖師は、地震動による建物倒壊が多く、細街路の多さを考えると、避難路が機能しない可能性がある。 ・興津川右岸は細街路が多いため、ブロック塀の倒壊や延焼火災で、避難が阻害される可能性がある。
その他	-

●現況図



●地域の課題まとめ

津波による浸水域が、庵原川右岸において東海道新幹線に達することが想定されています。また、地域内を庵原川、波多打川、興津川といった二級河川が流下しており、津波浸水だけでなく、河川からの津波遡上による被害も予想されているため、津波による建物倒壊や人的被害が懸念されます。住宅地は、古い建物が多く、地震動による建物倒壊が懸念されます。また、住宅地の後背地には山地があるため、高台への避難が考えられますが、細街路も多いため、地震動により倒壊した建物やブロック塀などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性があります。

●地域の特性まとめ

袖師・興津は臨海工業地域の後背地に住宅地が広がっています。



■地域別方針

地域住民が浸水区域外や高台へと迅速かつ安全に避難できる体制の確立

庵原川・波多打川・興津川の河川堤防の嵩上げや粘り強い構造への改良により、津波による被害を軽減します。
古い建物や細街路が多い横砂中町・横砂本町等の住宅地では、建物の耐震化・ブロック塀の撤去を促すとともに、その支援を行います。
興津川沿いや国道 1 号沿いの住宅地に浸水域が広がるため、地域住民の迅速かつ安全な避難を促す体制づくりを、市民と行政が協働で進めます。具体的には、地域住民に分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。また、住宅地の後背地に山地が位置することから、高台に安全に避難するための避難誘導標識の設置等に取り組みます。

■地域で行う事業・事務

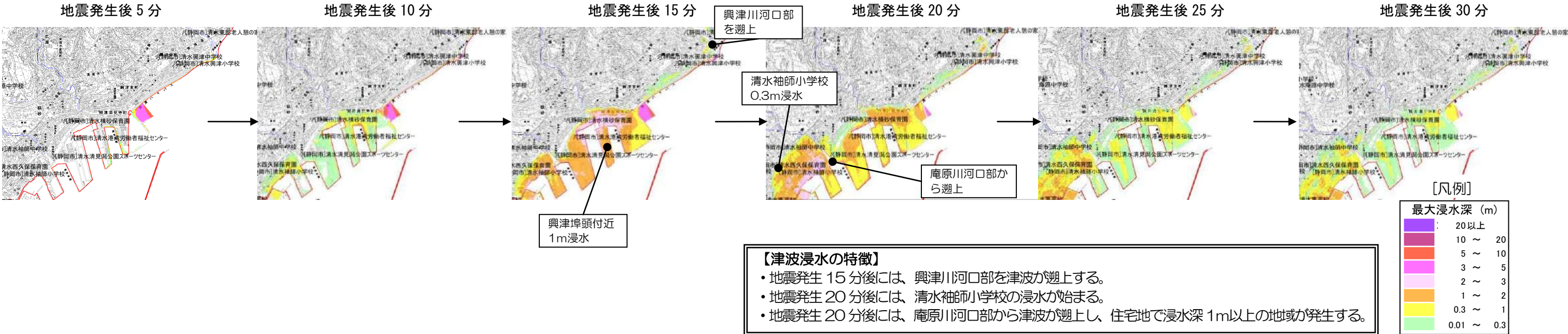
方針	事業	事業内容	実施時期	取組主体
方針-1 津波被害を確実に減らす	レベル1 津波に対する津波対策施設の整備	庵原川、波多打川、興津川の地震・高潮対策河川事業	検討中	県
	津波対策施設の粘り強い構造への改良等	庵原川、波多打川、興津川の地震・高潮対策河川事業	検討中	県
方針-2 地震・津波に強い構造のまちづくり	住宅の耐震化の促進	木造住宅耐震補強事業	短期	市・市民
	特定建築物の耐震化の促進	住宅・建築物耐震診断補強計画策定事業 建築物耐震補強事業	短期	市・市民・事業者
方針-3 確実かつ迅速に早期避難ができる体制づくり	家庭内の地震対策の促進	家具固定推進事業	短期	市・市民
		静岡県津波避難計画策定事業	短期	市
	各種計画の作成	災害予防計画	実施済	市
		防災知識の普及計画	短期(維持)	市
		防災訓練計画（公立学校と地域の連携）	実施済(維持)	市・地域
		ハザードマップの作成・配布	実施済	市
	災害時における避難行動の理解の促進	津波避難行動の理解の促進	短期(維持)	市・市民
		沿岸部市立小中学校津波避難教育事業	実施済(維持)	市
	各種防災訓練の実施	津波避難訓練の充実・強化(市・自主防災組織)	実施済(維持)	市・地域
		障害福祉サービス事業所に対する津波災害等の対策に関する指導及び助言	実施済(維持)	市・事業者
		社会福祉施設の非常災害への対応の強化	実施済(維持)	市・事業者
		地域防災訓練計画（自主防災組織、小・中学生）	短期(維持)	市・地域
		避難誘導標識、誘導灯、避難地看板の設置	短期	市
	津波避難施設の拡充	避難路整備促進事業	短期	市
		津波避難施設空白地域の解消	短期	市
		津波・高潮危機管理対策事業	実施済	市
		津波避難施設整備事業	短期	市
		津波避難ビル追加指定事業	短期	市・事業者
	災害時の情報伝達体制及び情報提供体制の強化・促進	災害時情報伝達の強化・促進	短期	市・市民
		災害情報提供体制の強化	実施済	市
		災害情報受信体制の強化	実施済	市

方針	事業	事業内容	実施時期	取組主体
方針-4 自助・共助の促進	自主防災活動の促進	防災資機材等購入費助成事業	実施済(維持)	市
		災害ボランティアセンター立ち上げ訓練	実施済(維持)	市
	地域防災力向上のための人材育成	地域防災リーダー育成事業	実施済(維持)	市・地域
		自主防災組織に対する男女共同参画の啓発	実施済(維持)	市・地域
		災害ボランティアコーディネーター入門講座	実施済(維持)	市・市民
	避難所の設備と運営体制の充実	生涯学習交流館の非常用自家発電設備設置事業	短期	市・事業者
		福祉避難所の非常用自家発電設備設置事業	実施済	市・事業者
	緊急時物資備蓄の促進	避難所運営体制の整備事業	短期(維持)	市・地域
		避難所における必要物資の確保	短期	市
		市民の家庭用備蓄の促進（食料・水）	短期(維持)	市・市民
		事業所の緊急物資備蓄の促進	短期(維持)	市・事業者
		市の緊急物資備蓄の促進	実施済(維持)	市
		耐震性貯水槽設置事業	実施済	市
		想定津波浸水域にある病院の避難計画の策定の支援	実施済	市
	災害時要配慮者向けの避難対策	在住外国人のための防災訓練の実施	短期(維持)	市・市民
		津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設)	実施済(維持)	市・事業者
		多言語化・やさしい日本語による表示	実施済(維持)	市
	要配慮者施設の避難所としての機能強化・運営体制の整備	民間保育園耐震化事業	短期	市
		児童相談所「災害時の子ども支援マニュアル」の策定	実施済	市
		こども園災害時用資機材整備事業	実施済(維持)	市・事業者
		「福祉避難所運営マニュアル」の策定と運営体制の整備	短期	市・事業者
		福祉避難所機能強化事業	実施済	市・事業者
方針-5 被災後の立ち直りを早くする	緊急輸送路の確保	緊急輸送路確保計画検討事業	実施済	市
		緊急輸送路等整備事業	短期	市
		ブロック塀等耐震化促進事業	短期	市・市民
	被災後の迅速な復旧の促進	被災者の住宅の確保対策	実施済	市
		中小企業の事業継続計画策定に関する支援	実施済	市・事業者
		地籍調査業務	短期	市
		静岡市文化財課所蔵資料移転事業	実施済	市
		静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例	実施済	市
		静岡市都市復興基本計画策定行動指針	実施済	市
		静岡市震災による被災市街地復興整備条例	実施済	市

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

■《静岡県4次地震被害想定における津波浸水シミュレーション※》

静岡県第4次地震被害想定（レベル2の地震・津波）（南海トラフ巨大地震（地震動：基本ケース、津波：ケース①））



※津波浸水の様子は地震により大きく異なります。あくまで想定のひとつとお考えください。

■地域の特性

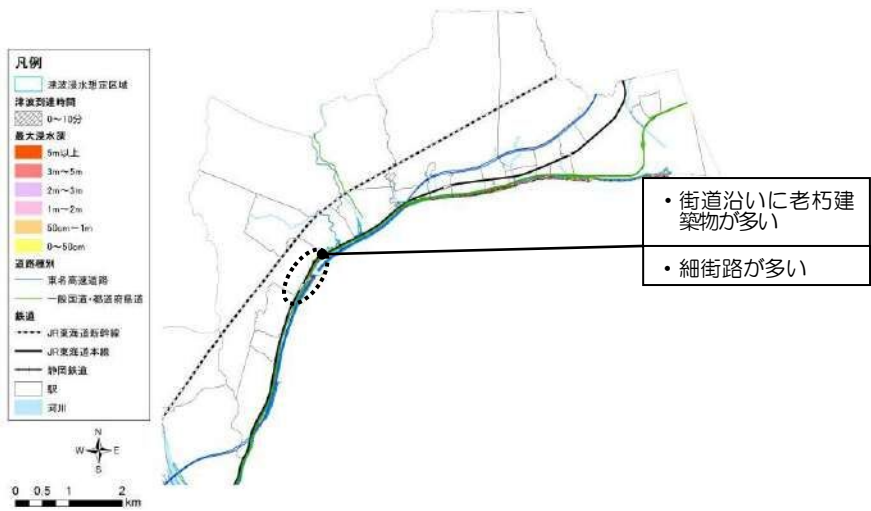
想定震度	人口計	約 19,400 人	浸水想定区域内の要配慮者施設	土地利用	田、畑、山林、住宅用地、商業用地、工業用地、公益施設用地
6弱～6強	浸水域人口	約 530 人	児童クラブ・学校： - 施設	河川	由比川、神沢川、富士川
津波高	高齢者人口	約 4,100 人	診療所・病院： - 施設	主な施設	由比漁港、工場（金属製品製造業等）
（海岸到達時） 最大8m	要配慮者数	約 4,600 人	介護・福祉施設： - 施設		
			（平成 28 年 3 月末時点）		

※人口計、浸水域人口：H28.3.31 住民基本台帳
高齢者人口、要配慮者数：H28.10.18 静岡市の要配慮者リスト

■地域の課題

浸水想定区域	・神沢川、由比漁港、倉沢漁港周辺、国道 1 号の一部区間で浸水する。（居住区域ではほぼ皆無）
津波到達時間	・津波到達時間が 10 分未満の区域に由比漁港があるが、住宅用地はほぼ無い。
津波による建物倒壊・人的被害	・津波による建物倒壊は他の地域に比べると限定的である。 ・由比漁港周辺と国道 1 号の通行車両への人的被害が予想される。
地震動による建物倒壊	・全域的に老朽化建築物が多いため、地震動による建物倒壊が予想される。
幅員の狭い道路の分布	・避難方向の道路に幅員 5.5m 未満の道路が多い。
延焼危険度	-
避難施設の確保	-
迅速かつ安全に避難できるか	・由比漁港周辺の住宅地は老朽建物が多く、道路も狭隘なため、避難路が機能しない可能性がある。
その他	・由比漁港への来訪者が多い。

●現況図

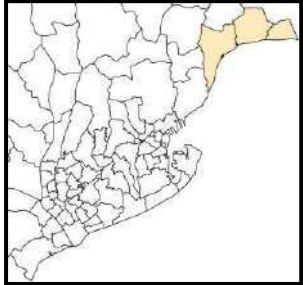


●地域の課題まとめ

住居地の多くは浸水域外にありますが、由比、倉沢の漁港周辺や、由比川河口部に浸水域が広がっています。また、2つの漁港付近の国道 1 号には、浸水深が 2 m 以上の区間があるため、津波による漁港利用者や通行車両への被害が懸念されます。住宅地は、古い建物が多く、地震動による建物倒壊が懸念されます。細街路も多いため、地震動により倒壊した建物やブロック塀などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性があります。

●地域の特性まとめ

由比・蒲原地域は旧東海道の宿場町として発展してきた地域で、漁港を中心とした水産業と、富士川河口付近での製造業が盛んです。物流の大動脈である JR 東海道本線、国道 1 号、東名高速道路が海岸沿いの狭い範囲で並行し、寸断された場合、経済活動への極めて大きな影響が予想されます。



■地域別方針

地域住民や漁港利用者が浸水域外へ迅速かつ安全に避難できる体制の確立
国道 1 号周辺における高台への避難路の確保

由比海岸の海岸堤防の粘り強い構造への改良、和瀬川、向田川等の河川堤防の嵩上げや粘り強い構造への改良、由比漁港の防潮堤の耐震化や粘り強い構造への改良により、津波による被害を軽減します。

古い建物や細街路が多い由比寺尾や由比今宿等の住宅地では、建物の耐震化・ブロック塀の撤去を促すとともに、その支援を行います。

由比漁港など人の集まる地域や一部区間の国道 1 号沿線では、津波到達時間が 10 分未満の区域があるため、漁港で働く関係者や来訪者、国道 1 号の通行車両が、迅速かつ安全に避難できる体制づくりを進めます。具体的には、由比漁港等を訪れる観光客にも分かりやすい津波避難施設・避難路となるよう整備を進めます。

また、国道 1 号の利用者等に対して、東名高速道路パーキングエリアなどへの避難を誘導する体制づくりや避難路の整備について、関係機関と協議・調整を行いながら取り組んでいきます。

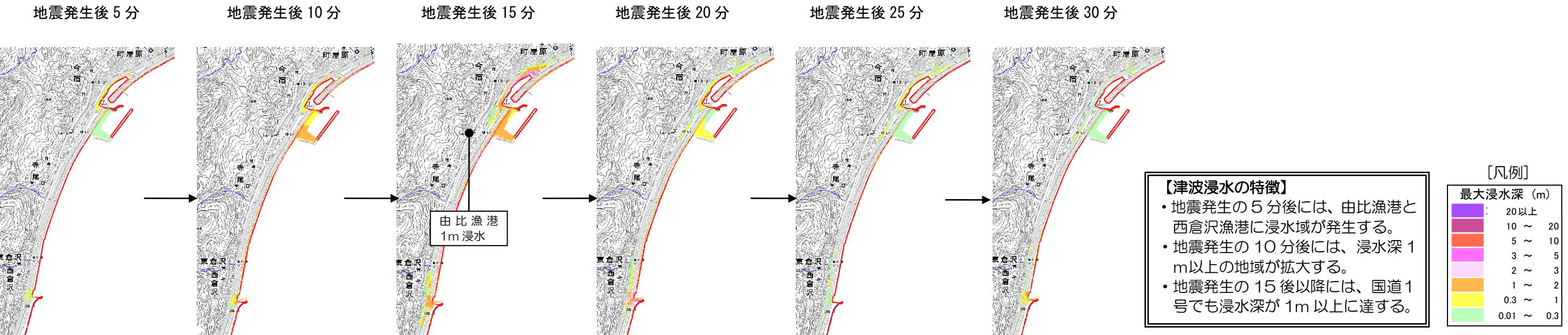
■地域で行う事業・事務

方針	事業	事業内容	実施時期	取組主体
方針-1 津波被害を確実に減らす	レベル1津波に対する津波対策施設の整備	和瀬川、堰沢川、向田川の地震・高潮対策河川事業	検討中	県
	津波対策施設と港湾・漁港の防波堤の粘り強い構造への改良等	由比海岸の高潮対策事業（海岸堤防）	短期	県
		和瀬川、神沢川、向田川の地震・高潮対策河川事業（河川堤防）	検討中	県
		由比漁港施設機能強化事業	短期	市
方針-2 地震・津波に強い構造のまちづくり	住宅の耐震化の促進	木造住宅耐震補強事業	短期	市・市民
	特定建築物の耐震化の促進	住宅・建築物耐震診断補強計画策定事業 建築物耐震補強事業	短期	市・市民・事業者
方針-3 確実かつ迅速に早期避難ができる体制づくり	家庭内の地震対策の促進	家具固定推進事業	短期	市・市民
		静岡市津波避難計画策定事業	短期	市
	各種計画の作成	災害予防計画	実施済	市
		防災知識の普及計画	短期(維持)	市
		防災訓練計画（公立学校と地域の連携）	実施済(維持)	市・地域
	新たなハザードマップの整備の促進	ハザードマップの作成・配布	実施済	市
	災害時における避難行動の理解の促進	津波避難行動の理解の促進	短期(維持)	市・市民
		沿岸部市立小中学校津波避難教育事業	実施済(維持)	市
	各種防災訓練の実施	津波避難訓練の充実・強化(市・自主防災組織)	実施済(維持)	市・地域
		障害福祉サービス事業所に対する津波災害等の対策に関する指導及び助言	実施済(維持)	市・事業者
		社会福祉施設の非常災害への対応の強化	実施済(維持)	市・事業者
		地域防災訓練計画（自主防災組織、小・中学生）	短期(維持)	市・地域
	避難誘導に関わる設備の設置	避難誘導標識、誘導灯、避難地看板の設置事業	短期	市
		避難路整備促進事業	短期	市
	津波避難施設の拡充	津波避難施設空白地域の解消	短期	市
		津波・高潮危機管理対策事業	実施済	市
		津波避難施設整備事業	短期	市
		津波避難ビル追加指定事業	短期	市・事業者
	災害時の情報伝達体制及び情報提供体制の強化・促進	災害時情報伝達の強化・促進	短期	市・市民
		災害情報提供体制の強化	実施済	市
		災害情報受信体制の強化	実施済	市

方針	事業	事業内容	実施時期	取組主体
方針-4 自助・共助の促進	自主防災活動の促進	防災資機材等購入費助成事業	実施済(維持)	市
		災害ボランティアセンター立ち上げ訓練	実施済(維持)	市
	地域防災力向上のための人材育成	地域防災リーダー育成事業	実施済(維持)	市・地域
		自主防災組織に対する男女共同参画の啓発	実施済(維持)	市・地域
		災害ボランティアコーディネーター入門講座	実施済(維持)	市・市民
	避難所の設備と運営体制の充実	生涯学習交流館の非常用自家発電設備設置事業	短期	市・事業者
		福祉避難所の非常用自家発電設備設置事業	実施済	市・事業者
		避難所運営体制の整備事業	短期(維持)	市・地域
	緊急時物資備蓄の促進	避難所における必要物資の確保	短期	市
		市民の家庭用備蓄の促進（食料・水）	短期(維持)	市・市民
		事業所の緊急物資備蓄の促進	短期(維持)	市・事業者
		市の緊急物資備蓄の促進	実施済(維持)	市
		耐震性貯水槽設置事業	実施済	市
	災害時要配慮者向けの避難対策	想定津波浸水域にある病院の避難計画の策定の支援	実施済	市
		在住外国人のための防災訓練の実施	短期(維持)	市・市民
		津波避難訓練の充実・強化(高齢者福祉施設)	実施済(維持)	市・事業者
		多言語化・やさしい日本語による表示	実施済(維持)	市
	要配慮者施設の避難所としての機能強化・運営体制の整備	民間保育園耐震化事業	短期	市
		児童相談所「災害時の子ども支援マニュアル」の策定	実施済	市
		こども園災害時用資機材整備事業	実施済(維持)	市・事業者
		「福祉避難所運営マニュアル」の策定と運営体制の整備	短期	市・事業者
		福祉避難所機能強化事業	実施済	市・事業者
方針-5 被災後の立ち直りが早い	緊急輸送路の確保	緊急輸送路確保計画検討事業	実施済	市
		緊急輸送路等整備事業	短期	市
		道路自然災害防除事業	短期	市
		ブロック塀等耐震化促進事業	短期	市・市民
	被災後の迅速な復旧の促進	災害時漁船利用協定	実施済(維持)	市・事業者
		被災者の住宅の確保対策	実施済	市
		中小企業の事業継続計画策定に関する支援	実施済	市・事業者
		地籍調査業務	短期	市
		静岡市文化財課所蔵資料移転事業	実施済	市
		静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例	実施済	市
		静岡市都市復興基本計画策定行動指針	実施済	市
		静岡市震災による被災市街地復興整備条例	実施済	市

：平成 28 年 3 月時点で数値目標達成済みの事業・事務（現状の維持を目標とするものは除く。）

■《静岡県4次地震被害想定における津波浸水シミュレーション※》 静岡県第4次地震被害想定（レベル2の地震・津波）（南海トラフ巨大地震（地震動：基本ケース、津波：ケース①））



※津波浸水の様子は地震により大きく異なります。あくまで想定のひとつとお考えください。

